

廣島市報

No. 46

昭和二十五年
一月三十一日 發行
(火曜日)

發行所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三十九

電話
中二、三五二番(市會事務局)
中三、〇九四番(秘書課)
中三、七六一番(會計課)
中一、六五七番(會計課)
中一、六五八番(會計課)

【目次】

廣島市船舶給水管理規則制定	一
廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置名稱及び管轄區域等に關する規則制定	一
廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則所定の使用料の特例に關する規則制定	三
廣島市公印保管使用規則一部改正	三
廣島市被服貸與規則制定	三
廣島市市營住宅使用條例施行細則一部改正	四
廣島市市營住宅使用條例施行細則一部改正	四
農業センサス調査區番號及び區域並びに一九五〇年世界農業センサス調査員住所氏名につきて	五
似島出張所執務時間の特例につきて	七
廣島市中央卸賣市場仲買人及び附屬營業人許可取消につきて	七
臨時市議會附屬事件につきて	八
臨時市議會附屬事件につきて	八
廣島市人権擁護委員の氏名及び職務につきて	八

●選舉管理委員會告示

檢察審査員候補者抽籤會につきて
昭和二十五年廣島市檢察審査員候補者名簿に
登載された者の氏名につきて
政治資金規正法第十二條による報告書につきて

●辭令

●雜報
出張所管區域別人口、世帯狀況表

規 則

廣島市規則第四十六號の二

廣島市船舶給水管理規則を次の通り制定する
昭和二十四年十一月一日
廣島市長 濱井信三

廣島市船舶給水管理規則

第一條 宇品港における船舶給水の管理のため管理人を置き市長がこれを委嘱又は任免する
第二條 管理人は船舶より請求があつたときは所定の給水施設より給水しなければならぬ。但し船舶以外の用途のため給水してはならない。
第三條 管理人は常時港内を巡視して船舶給水施設

附 則

この規則は昭和二十五年十一月一日からこれを施行する。

廣島市規則第六十號の二

廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置名稱及び管轄區域等に關する規則を次のように制定する。
昭和二十四年十二月三十一日
廣島市長 濱井信三

廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置、名稱及び管轄區域等に關する規則

Table with columns: 署名, 位置, 管轄區域. Lists police stations and their jurisdictions across various districts like 東, 西, 南, 北.

廣島市規則第六十一號 廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則所定の使用料の特例に關する規則

Table with columns: 署, 派出所, 人員. Lists police stations and personnel assignments.

Table with columns: 使用料, 別備, 單位, 金額. Lists various fees and their amounts.

廣島市報 復第百四十六號

Table with columns: 署, 派出所, 人員. Lists police stations and personnel assignments for various districts.

廣島市規則第六十二號 廣島市公印保管使用規則の一部を改正する規則

Table with columns: 市, 長, 印, 用紙. Lists official seals and paper specifications for various city departments.

Table with columns: 署, 派出所, 人員. Lists police stations and personnel assignments for various districts.

廣島市規則第六十三號 廣島市被服貸與規則を次のように制定する

Table with columns: 職名, 品目, 使用期間. Lists job titles, items, and their usage periods.

水道修理に従事する工員	三
工員(電気工、水道工事に従事する工員、抽水ポンプ運轉者、鍛冶工、印刷所におきて勤務する雇員)	一
もつばら防疫作業に従事する現業員	三
作業夫(汚物掃除、下水掃除に従事する現業員)	
船入病院において消毒に従事する現業員	
屎尿運搬、塵芥運搬、船乗組の現業員	
土木、下水道並に水道工事に従事する現業員	
屠場勤務作業夫	
もつばら測量に従事する雇員	
もつばら防疫作業に従事する現業員	
火夫)	

別表第二

帽子	適宜
型	適宜
地質	黒ランヤ
日覆	白生地適宜
帽章	

衛生監督 衛生巡視

船長 船乗組の機關士

連轉者 守衛 集水員

水道工員 防疫夫

二、服 適宜のもの

金モール 縦四種、横六種 形状圖の如し

同前

金モール 縦四種、横六種 形状圖の如し

(園内に所属部及課名を記す) 銀色金屬製 縦二、五種、横三種 形状圖の如し

廣島市規則第六十四號
廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十五年一月十六日
廣島市長 濱井信三

廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則
廣島市々營住宅使用條例施行細則(昭和二十四年十一月九日廣島市規則第四十七號の二)の一部を次の通り改正する。
第四條 別表に次のように加える。

住宅別	使用料
江波南町住宅自一至一五號	九〇〇〇圓
庚午濱町住宅貝塚七號	七〇〇〇〇
通り 六組の八號	七〇〇〇〇
楠木通り五組の一、二、三、四號	八〇〇〇〇

附則
この規則は公布の日からこれを施行する。

廣島市規則第六十五號
廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十五年一月二十六日
廣島市長 濱井信三

廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則
廣島市々營住宅使用條例施行細則(昭和二十四年十一月九日廣島市規則第四十七號の二)の一部を次の通り改正する。

第四條 別表に次のように加える。

住宅別 使用料

大須賀町住宅自一號ノ一 一〇〇圓

大須賀町住宅自一號ノ二 一〇〇圓

二葉の里住宅自一號ノ一 一〇〇圓

二葉の里住宅自一號ノ二 一〇〇圓

附則
この規則は昭和二十四年十一月九日よりこれを適用する。

告示

廣島市告示第九十四號
農業センサス調査區番號及區域並に一九五〇年世界農業センサス調査員住所氏名を別紙の通り告示する
昭和二十五年一月五日
廣島市長 濱井信三

調査區番號	擔當調査區域	住戶名	氏名	農區分轄	住戶名	氏名
一三篠本町四丁目 新庄町	三篠本町四丁目一七六三	小川 龜三	一八矢賀町(中農區)	農區分轄	矢賀町七六一	飯田 森一
二三篠本町一、二、三丁目 横川町一圓	三篠本町三丁目一六二九	川淵 修市	一九矢賀町(下農區)	農區分轄	矢賀町一〇二二の一	植木 俊夫
三大芝町	大芝町	土井 二三	二〇矢賀町(下農區)	農區分轄	矢賀町	宮川 丈一
四楠木町一圓	楠木町三丁目一三五九	川野 重一	二一島町一圓	農區分轄	東白島町一五〇	好木 國造
五三瀧町(山手川を境に東)(中原農區)	三瀧町一三五三	倉本 悟	二二中廣町一圓	農區分轄	中廣北町八二六	中村唯次郎
六三瀧町(〃)西(上山手農區)	三瀧町二五九	田島 虎雄	二三天滿町一圓	農區分轄	天滿町	中村 敏之
七打越町南部、中部	打越町二二九	西本 直一	二四寺町より堺町の間の町一圓	農區分轄	廣瀬北町	山本 茂夫
八打越町東部、西部	打越町二九六	渡邊 信	二五南三篠町	農區分轄	南三篠町三七四の二	山本 茂夫
九山手町	山手町	山中 登	二六福島町一圓	農區分轄	福島中町	岩田 新一
一〇牛田町早稻田區	牛田町早稻田區	岸本 嘉一	二七已斐町一部農區	農區分轄	已斐町	櫻井 幹夫
一一牛田町東區、南區、本町區	牛田町早稻田區五八二	國信善五郎	二八已斐町一部農區	農區分轄	已斐中町	橋本 章男
一二牛田町旭區、丹土區、神田區	牛田町丹土區西五一の二	田部佐次郎	二九已斐町二部農區	農區分轄	已斐中本町	西本 繁雄
一三牛田新町	牛田新町六一	西本 義見	三〇已斐町三部農區(鐵道より東)	農區分轄	已斐西本町	西本 繁雄
一四尾長町字三本松、岩鼻、曙町一圓	曙町五丁目	吉田關次郎	三一已斐町三部農區(鐵道より山手)	農區分轄	已斐西中町	西本 繁雄
一五尾長町字片河	尾長町三本松	二井哲二郎	三二已斐町四部農區	農區分轄	已斐上町	藤田 繁
一六尾長町字東山根、西山根	尾長町西山根	藤田 守登	三三已斐町四部農區	農區分轄	已斐上町	森 忠雄
一七矢賀町(上農區)	矢賀町七三七	飯田篤之助	三四已斐町五部農區	農區分轄	已斐上町	台井 瀧松
			三五已斐町五部農區	農區分轄	已斐上町	定森 隆藏
				農區分轄	已斐上町	山科 誠

三六己斐町六部農區	己斐上町	大下 貢	五九 中央、基町(白島を除く)出張所	國泰寺町	牧村 武男
三七古田町高須	古田町高須	前田 周一	六〇 吉島町一圓	吉島本町二丁目	竹内 武一
三八古田町高須	古田町高須	清水 治三	六一 段原一圓、台屋町、京橋町、的場	段原新町	中井 勘藏
三九庚午北町二丁目より十丁目迄	庚午北町七丁目	眞田 久雄	六二 手町、松川町、桐木町	東蟹屋町	桑原 六夫
四〇庚午北町十一、十二丁目、庚午町	庚午北町十二丁目	齊藤 義行	六三 東蟹屋、若草、荒神、愛宕、猿猴	東蟹屋町	久保田 繁雄
四一古田町古江	古田町古江	湯尻 伊得	六四 南蟹屋町、西蟹屋町	南蟹屋町	富田 弘
四二古田町古江	古田町古江	淺川 秀雄	六五 大洲町一圓	大洲町	天方 昇造
四三古田町古江	古田町古江	土井 護	六六 東雲町上	東雲町	三保 信治
四四古田町古江	古田町古江	淺川 福一	六七 東雲町下	東雲町	橋本長之助
四五古田町田方下組、中組	古田町田方	鳥本富士翁	六八 仁保町青崎	仁保町向洋青崎	松本勘太郎
四六古田町田方奥組、小畑組	古田町田方	前 理一	六九 仁保町向洋本町	仁保町向洋本町	西本紋次郎
四七草津本町 南町	草津本町	吉田 福一	七〇 仁保町向洋中町	仁保町向洋中町	兒玉憲太郎
四八草津東町	草津東町	小田 春松	七一 仁保町向洋大原町	仁保町向洋大原町	東 伊知郎
四九草津濱町	草津東町	竹本 梅一	七二 仁保町向洋大原町	仁保町向洋大原町	澤井 博
五〇東觀音町一圓、觀音本町	東觀音町	竹村寅次郎	七三 仁保町本浦	仁保町古城濱	田岡 作一
五一西觀音町一圓	西觀音町	古谷 信吉	七四 仁保町本浦	仁保町古城濱	道面 一之
五二南觀音町一丁目	南觀音町一丁目	笠岡 貢	七五 仁保町本浦	仁保町宮脇	久保 定夫
五三南觀音町二丁目	南觀音町二丁目	田中 敷太	七六 仁保町淵崎大町	仁保町地方	濱本 國吉
五四南觀音町三丁目	南觀音町三丁目	高橋 精三	七七 仁保町淵崎伏驢	仁保町淵崎	松井 民藏
五五南觀音町三丁目	南觀音町三丁目	城 好夫	七八 仁保町淵崎地方	仁保町地方	北川 作吉
五六小網町より舟入川口町の間の町一	舟入川口町	大野龜太郎	七九 仁保町柞木上の講	仁保町柞木	吉川 彦市
五七江波南町、江波本町	江波本町	加藤 寅一	八〇 仁保町柞木皿山の講	仁保町柞木	村木 一郎
五八江波港町、江波東町	江波東町	土井 雪生			
八二仁保町柞木下の講	仁保町柞木	岡田 市郎	九一 字品町八、九、十一、十二區	字品町十一區	方谷次郎
八三仁保町柞木單田の講	仁保町柞木	河内 信人	九二 字品町一、七、十區、元字品町	字品町六丁目	村上 宗一
八四仁保町日字那	仁保町柞木	池田 達夫	九三 仁保町金輪島	仁保町金輪島	珍部 正男
八五仁保町日字那	仁保町日字那	平野 哲夫	九四 似島町	似島町	竹田 和助
八六仁保町日字那	仁保町日字那	宮原 一登	九五 似島町	似島町	谷岡 太吉
八七仁保町大河北	仁保町日字那	中野 博美	九六 似島町	似島町	河口才次郎
八八仁保町大河南	仁保町丹那	濱本 正明	九七 似島町	似島町	川崎 武夫
八九旭町、出汐町、霞町	仁保町大河三軒屋	下村 信男	九八 似島町	似島町	堀川 繁夫
九〇皆實出張所區内	霞町	奥野 一二	九九 似島町	似島町	田中 勝義
	比治山本町	片山 卓三	一〇〇 似島町	似島町	松田 久市

廣島市告示第九十五號	廣島市告示第九十五號	廣島市告示第九十五號	廣島市告示第九十五號
廣島市職員就業規則(昭和二十四年十一月十日廣島市規則第五十一號)第九條第四項の規定により廣島市似島出張所の執務時間は次の通りとする。	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三
昭和二十五年一月十日	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三
廣島市似島出張所の執務時間は、午前七時十五分から午後四時までとする。但し、土曜日(休日を除く)は午前十一時十五分までとする。	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三
前項の執務時間中、午後零時から午後零時四十五分までを休憩時間とし、午前午後十五分づつ二回の休憩時間をおく。	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三
廣島市告示第九十五號の二	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三
昭和二十五年一月二十四日	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三
廣島市中央卸賣市場業務條例第三十六條の規定によ	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三	廣島市長 濱 井 信 三

本日附をもつて左記の者につき廣島市中央卸賣市場仲買人及び附屬營業人の許可を取消したから告示す	果實部仲買人	猪垣 豊一	廣島市河原町一三九
	そ菜部仲買人	木村 利男	已斐町
	加工水産仲買人	佐久間 嘉之	荒神町一六〇
	附屬營業(壺罐詰)	佐伯 富造	江波本町一八一
		小林 奎造	已斐町
		中村 奎造	播磨屋町一九
		眞田 龜一	新市町
		新見 直次郎	字品町五〇四
		和 田 一 見	西新市町
		國 光 誠 一	段原大畑町
		新 見 義 廣	荒神町
		廣島海陸物産株式会社	
		中 久 商 店	
		廣島共同食品株式会社	
		中國食品株式会社	
		廣島乾物株式会社	
		廣島市中央卸賣市場業務條例第三十五條の規定によ	
		小林 一	一金貳千七百七拾貳圓九拾貳錢也
		猪垣 豊一	一金貳千七百七拾貳圓九拾貳錢也

廣島市告示甲條九十六號

昭和二十五年一月二十七日

廣島市長 濱井信三

左記の通り臨時廣島市議會を招集する

廣島市告示甲第九十七號

昭和二十五年一月三十一日

廣島市長 濱井信三

二月三日召集の臨時廣島市議會に付する事件は左記の通り

- 一、昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加更正
一、昭和二十四年度廣島市災害土木費公債方法
一、化學消防自動車購入契約締結の同意について
一、昭和二十四年度廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加更正
一、昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正
一、同 公債方法中變更について
一、昭和二十四年度廣島市重要幹線街路整備事業費公債方法中變更について
一、工事請負契約締結の同意について
一、同 承認について
一、同
一、昭和二十五年復興財源の獲得に關する建議の件
一、昭和二十五年復興財源の獲得に關する建議の件

一、廣島市役所事務分賞條例の一部を改正する條例制定につき

廣島市告示第九十八號

昭和二十四年十二月二十八日付法務總裁より委嘱せられた人権擁護委員の氏名及び職務を左記の通り告示する。

昭和二十五年一月三十一日

廣島市長 濱井信三

Table with columns: 住所 (Residence), 職業 (Occupation), 氏名 (Name). Lists names like 廣島市尾長町片河三〇七ノ一, 磯町一三三, 袋町五七, etc.

備考、委員名頭の〇印は政令公布當時よりその職にある者を示す。

- 一、自由人権思想に關する啓蒙及び宣傳をなすこと
二、民間における人権擁護運動の助長に努めること

選舉管理委員會告示

廣選管告示甲第五五號

檢察審査員候補者抽籤會を左記に依り再開する

昭和二十五年一月九日

廣島市選舉管理委員會委員長 平井憲太郎

- 一、日時 昭和二十五年一月十二日午前十時
一、場所 廣島市役所
一、議題 一、檢察審査員候補者抽籤について

廣選管告示第五六號

昭和二十五年年度の廣島市檢察審査員候補者名簿に登載された者の氏名は左記の通りである

昭和二十五年一月十四日

廣島市選舉管理委員會委員長 平井憲太郎

- 第一群 阿部壽太郎, 杉本フミ, 熊川光延, 並藤光延, 佐藤光延

- 大塚一子, 奥本ナヲ, 甲野静子, 佐々木三代, 山田信三, 秋村勝利, 中村ツナ, 毛利幸枝, 大和芳江, 木下庄太郎, 田中トキヨ, 香川章一, 齊藤光枝, 佐藤恒治, 國保愛治, 久保博子, 寺野繁夫, 宮野キヨ子, 市島房次郎, 玖島ハナヨ, 沖原タケヲ, 伊豫田典治, 井川繁美, 長谷川繁治, 多羅尾繁治, 古武家正, 奥本家正, 小坂村人, 板屋シノブ, 三宅丸ノ子, 石井幸男

- 増谷三郎, 藤波八郎, 山崎直之, 尾崎節雄, 高橋貞人, 武内久雄, 奥内ヨシコ, 小田山三, 坂本一夫, 津川盛夫, 品川盛夫, 吉田芳太郎, 石田中太郎, 原田中太郎, 伊藤村久, 堀村深雪, 山崎キヨ子, 本間マツ子, 山本辰雄, 中山辰雄, 栗原辰雄, 久保辰雄, 河本辰雄, 奥本辰雄, 中野辰雄, 奥本辰雄, 中野辰雄, 中野辰雄

- 西本正太郎, 岸田泰子, 堀江トヲコ, 木原茂枝, 山縣多喜子, 高瀬孝一, 笠間清子, 寺田耕治, 米田一治, 万谷正一, 鹽谷正一, 谷村正一, 尾村正一, 井口正一, 大島正一, 山内正一, 山上正一, 上田正一, 小林正一, 小宮正一, 宮川正一, 渡邊正一, 車地正一, 森田正一, 住田正一, 岡田正一, 細川正一, 山田正一, 保田正一, 村上正一, 窪田正一, 前田正一, 奥田正一

廣島市報 復活第四十六號

布廣喜久榮
澤廣ハツ
三浦政之助
越智抽一
三宅昌明
田頭光秀
野間光江
山原カヅ子
小川アサ子
金本梅一
兒玉藤子
梅比良カズ子
坂井春子

廣選管告示甲第五七號

政治資金規正法第十二條の規定による報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十五年一月二十六日

廣島市選挙管理委員会委員長

平井憲太郎

- 一、種類 政治資金規正法第十二條による報告書
二、期間 自昭和二十四年九月一日至昭和二十四年十二月三十一日
三、報告書の要旨

出汐分會

國鐵労働組合廣島支部廣島第一分會
第四分會
第三分會

辭令

廣島市技術吏員に任命する
技術員 澁谷軍一
廣島市技術吏員に任命する
技術員 澁谷軍一
廣島市職員審査委員会委員に指名する
事務吏員 石井博
民生局學務課施設係長を命ずる
昭和二十五年一月二十八日
廣島市事務吏員に任命する
視學に補する
昭和二十五年一月三十一日(各通)

雜報

廣島市報 復活第四十六號

出張所々管區域別人口及世帯状況表(昭和二十五年一月一日現在)

Table with columns for location (出張所名), population (人口), and household count (世帯数). Rows include various districts like 牛田, 尾長, 荒神, etc.

Table with columns for organization name (政黨、協會その他団体名), amount (金額), and date (報告書の受理年月日). Rows include 日本電氣産業労働組合, 廣島支部, etc.



No. 47

昭和二十五年
二月二十八日 發行
(火曜日)

發行所

廣 島 市 役 所
廣島市國泰寺町三九

電 話

中二、三五一番一、三五五番
中三、六五六番一、七〇五番
中三、七九四番一、七六一番
中一、六五七番一、七六一番
中一、六五七番一、七六一番
中一、六五七番一、七六一番
(市會事務局)
(秘書課)
(會計課)

【目次】

- 規則 市長個人の戸籍事件に関する規則の一部改正……………一頁
- 告示 廣島市中央卸賣市場業務條例第三十一條の規定による仲買人部員数の告示……………一
- 昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正……………二
- 昭和三十四年度廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加更正……………二
- 昭和三十四年度廣島市特別會計戦災復興費歳入出豫算追加更正……………三
- 廣島市議會正副議長當選について……………三
- 廣島市中央卸賣市場業務條例第三十五條の規定により保證金より控除について……………三
- 仲買人附屬營業人の許可取消し告示について……………三
- 家庭台帳第十一條の告示消しについて……………三
- 公案委員會告示 道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に関する必要なる制限の一部改正について緊急自動車の特定について……………四

○辭令

○雜報

規 則

二月臨時市議會における議決事件について……………四
戸籍上の市勢について……………五
出張所々管區域別人口及び世帯状況表について……………六

市長個人の戸籍事件に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十五年二月六日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六十六號

市長個人の戸籍事件に関する規則の一部を改正する規則

市長個人の戸籍事件に関する規則(昭和二十三年二月十二日廣島市規則第三十一號)の一部を次のように改める。
末尾に左の通り加える。
左に掲げる事件についても、同様である。
一、寄留法による寄留事件

告 示

廣島市告示甲第九九號

廣島市中央卸賣市場業務條例第三十一條の規定により仲買人を置く部及び員数を次の通り定める。
濱物部 十六人以上
昭和三十五年二月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第百號

二月七日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。
但しこの豫算は即日これを施行する。
昭和三十五年二月七日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正

三、使用料及手數料	入	金四千六百六拾參萬參千八百貳拾參圓
一、使 用 料	入	金參千貳百八萬五千八百圓
五、縣 支 出 金	入	金參千八百九拾壹萬六千四百拾五圓
二、補 助 金	入	金參千六百貳拾八萬貳千九百七拾九圓
八、繰 越 金	入	金五千五百貳拾八萬參千參百參拾七圓
一、前年度繰越金	入	金五千五百貳拾八萬參千參百參拾七圓
九、雜 收 入	入	金參千四百七拾八萬四千貳百四拾五圓
七、雜 入	入	金參拾貳萬貳千貳拾參圓
十、市 債	入	金五千參百九拾五萬圓
一、市 債	入	金八億壹千參拾五萬貳百六拾參圓
一、議 會 費	出	金壹千四百五拾參萬四百拾六圓
一、市 議 會 費	出	金壹千四百五拾參萬四百拾六圓
二、役 所 費	出	金壹億五千參百六拾四萬四千四拾五圓
一、役 所 費	出	金壹億參千七百七拾參萬七千六百貳拾壹圓
二、警 察 費	出	金壹千五百九拾九萬六千四百貳拾四圓
一、警 察 費	出	金壹億參千九百六拾四萬貳千貳拾五圓
三、警 防 費	出	金九千八百六拾八萬九千九拾七圓
一、警 防 費	出	金壹千五百九拾五萬貳千七百五拾六圓
四、土 木 費	出	金九百參拾貳萬五千九拾七圓
一、道 路 橋 梁 費	出	金六千參百五拾六萬九千九拾七圓
五、教 育 費	出	金貳千貳百九拾九萬九千九百貳拾壹圓
一、小 學 校 費	出	金壹千六百六拾六萬七千貳百九拾四圓
二、中 學 校 費	出	金百參拾萬參千八百貳拾貳圓
五、圖 書 館 費	出	金百四拾六萬參千六百圓
六、研 究 諸 費	出	金參千參百七拾七萬參千六百八拾八圓
八、社 會 教 育 費	出	金壹千四百貳拾六萬八千四百拾七圓
七、保 健 衛 生 費	出	金四百六拾萬參千九百五拾八圓
一、保 健 所 費	出	金貳拾貳萬貳千七百五拾八圓
十一、下 水 道 費	出	金貳百四拾萬貳千四百六拾參圓
十六、屠 場 費	出	金貳百四拾萬貳千四百六拾參圓
十七、育 成 費	出	金五千九百參拾貳萬七百七拾參圓
八、產 業 經 濟 費	出	金貳百六拾貳萬四千四百拾壹圓
二、商 工 諸 費	出	金參拾五萬七千七百七拾參圓
八、家 畜 市 場 費	出	金壹千百拾參萬九千貳百七拾參圓
十一、港 灣 諸 費	出	金壹千九百四拾壹萬四千五百四拾八圓
一、上 水 經 常 費	出	金百五拾參萬五千六百貳拾五圓
七、失 業 應 急 事 業 費	出	金參千六百四拾參萬五千參拾九圓
九、給 水 經 常 費	出	金壹億壹千七百七拾九萬六千四百九圓
歲 入 出 差 引 殘 金 納 入	出	金壹千九百四拾壹萬四千五百四拾八圓

九、財 產 費	出	金七百八拾萬四千四百拾圓
二、財 產 管 理 費	出	金七百六拾貳萬八千貳百六拾五圓
十一、選 舉 費	出	金九百四拾萬壹千七百七拾圓
一、選 舉 費	出	金六百壹萬九千八百貳拾七圓
十五、災 害 土 木 費	出	金壹千五拾參萬四千五百四拾五圓
一、水 害 復 舊 費	出	金壹千五拾參萬四千五百四拾五圓
十六、諸 支 出 金	出	金八千參拾四萬六千六拾九圓
四、特 別 會 計 繰 出 金	出	金五千六百壹萬八千六百參拾五圓
十、寮 費	出	金壹百六拾九萬七千八百圓
十八、廣 島 縣 自 治 體 察 察 連 絡 協 議 會 費	出	金七萬圓
歲 入 出 差 引 殘 金 納 入	出	金八億壹千參拾五萬貳百六拾參圓

廣島市告示甲第百一號

二月七日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和三十五年二月七日	廣島市長	濱 井 信 三
一、使用料及手數料	入	金七千五百五拾九萬八千九百四拾圓
一、使 用 料	入	金七千五百五拾壹萬壹千八百圓
二、給水工事費收入	入	金四百九拾四萬參百六拾五圓
一、給水工事費收入	入	金四百九拾四萬參百六拾五圓
六、國庫支出金	出	金四百拾六萬四千參百八圓
一、補 助 金	出	金壹千六百萬圓
七、市 債	出	金壹千六百萬圓
一、市 債	出	金壹千六百萬圓
一、水 道 費	出	金壹億九百拾貳萬五千四百六拾六圓

昭和二十五年二月八日

左記の者昭和二十五年二月七日廣島市議會において廣島市議會議長並びに副議長に當選した。

廣島市議會議長 川 本 精 一
廣島市議會副議長 吉 本 壽 一

廣島市告示甲第百四號

昭和二十五年一月二十三日附廣島市告示甲第九十五ノ二號にて告示した左記の者は期限迄に設備使用料納入なき爲廣島市中央卸賣市場業務條例第三十五條の規定により保證金より控除したから告示する。

小 林 一 金貳千七百七拾貳圓九拾貳錢也
猪 垣 豊 一 金貳千七百七拾貳圓九拾貳錢也
昭和二十五年二月二十三日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第百五號

昭和二十五年二月二十八日 廣島市長 濱 井 信 三
廣島市中央卸賣市場業務條例第三十六條第二項の規定により二月二十八日附を以て左記の者につき廣島市中央卸賣市場仲買人、附屬營業人の許可を取消したから告示する。

部 別 名 住 所
そ 次 部 仲 買 人 高 田 稔 廣 島 市 新 市 町 二 八 一
附 屬 營 業 人 副 利 産 業 株 式 會 社 舟 入 南 町 二 二 一
株 式 會 社 相 良 商 店 佐 伯 郡 地 御 前 村
相 良 完

廣島市告示甲第百六號

廣島市報 復活第四十七號

一、國庫支出金	入	金壹億壹千貳拾九萬八千參百四拾七圓
一、補 助 金	入	金壹億壹千貳拾九萬八千參百四拾七圓
二、繰 入 金	入	金五千五百萬五千貳百八拾壹圓
一、繰 入 金	入	金五千五百萬五千貳百八拾壹圓
四、市 債	入	金九千四百八拾萬圓
一、市 債	入	金九千四百八拾萬圓
歲 入 出 差 引 殘 金 納 入	出	金貳億八千八百參拾九萬九百九拾壹圓

廣島市告示甲第百二號

二月七日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年二月七日

廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年二月二十八日	廣島市長	濱 井 信 三
一、戰 災 復 興 費	出	金貳億壹千六百貳拾九萬九百九拾圓
三、下 水 費	出	金壹千七百參拾九萬九千貳百圓
六、學 校 營 繕 費	出	金七千貳百九拾貳萬參千參百九拾圓
七、建 築 費	出	金壹千參百四萬九千圓
三、重 要 幹 線 街 路 整 備 費	出	金五千五百貳拾六萬九千圓
一、重 要 幹 線 街 路 費	出	金五千五百貳拾六萬九千圓
歲 入 出 差 引 殘 金 納 入	出	金貳億八千八百參拾九萬九百九拾壹圓

廣島市告示甲第百三號

廣島市報 復活第四十七號

廣島東稅務署より通知のあつた二葉里小寺正夫外千四百四拾貳名の家屋に對する貸賃價格の設定について...

公安委員會告示

廣島市公安委員會告示第一號 昭和二十三年三月七日廣島市公安委員會告示第一號...

廣島市公安委員會告示第一〇號

緊急自動車指定について 廣島市公安委員會 廣島市千田町一丁目四九〇ノ一...

二、急患及び事故死傷の場合 三、非常警備等の際の救護班の配置 四、その他進駐軍等の要求による醫療救護等

辭令

事務吏員 石井武夫 事務吏員 志賀廣進 事務吏員 伊藤精護...

雜報

二月四日議決 二月七日議決 二月七日議決 二月七日議決...

昭和二十四年度廣島市特別會計水 道事業歳入出豫算追加更正 原案可決

昭和二十四年度廣島市特別會計戰 災復興費歳入出豫算追加更正 原案可決

昭和二十四年度廣島市特別會計戰 災復興事業費公債方法中變更につ いて

昭和二十四年度廣島市重要幹線街 路整備事業費公債方法中變更につ いて

廣島市議會議長辭任許可について 許可に決定

戶籍上の市勢(昭和二十五年一月分)

Table with columns for birth, death, marriage, divorce, and population statistics for Hiroshima City in January 1950.

- List of public notices and requests, including school construction and land use matters.

Vertical text on the far left margin, likely a page number or publication info.

出張所々管區域別人口及世帯狀況表 (昭和二十五年二月一日現在)

出張所名	人口	前月分比較 △は減と	世帯數	前月分比較 △は減と
牛田	八、三三二	△	二、一三四	△
尾長	一、九三三	△	二、九六四	△
青崎	九、四八九		二、二二九	
荒神	一、九二四〇	△	四、九八五	△
比治山	一、六二二一		三、九六六	
仁保	五、四七七		一、三六二	
大河	一、〇六九〇		二、五六八	
皆賀	一、四八六四		三、六四四	
宇品	一、二〇三三		五、九五七	
似島	二、二二一		四、九六	
基町	一、三〇五三		五、八八四	
小網町	一、八八八		四、八六一	
舟入	一、四六三		二、八七一	
觀音	一、七二一七		四、一一九	
已斐	一、八〇二五	△	四、五八一	
三條	一、六一二三		三、九九八	
草津	一、三二二四		三、二八八	
中央	三、二五〇二		八、三三六	
計	二七、九八五		六八、二四三	
		一、一二二		六、九四

外

昭和二十五年

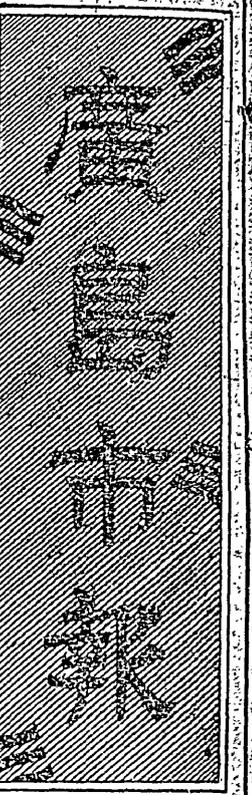
發行所

廣島市役所

所名	區分	職員		現業員		休	暇	缺	勤	退	早	退	超	過	勤	務
		主	事	肥	事											
牛田	長崎	三	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
尾崎	長崎	三	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
青島	長崎	三	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
比叻	長崎	三	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
大仁	長崎	三	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
竹野	長崎	三	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
宇野	長崎	三	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
似野	長崎	三	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
基野	長崎	三	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

監査報告第十四號
 地方自治法第九十九條による監査の結果報告
 昭和二十五年一月九日より執行した各出張所、庁の監査結果を次の通り報告する
 昭和二十五年三月二十七日
 廣島市監査委員 鈴木 貢
 前 理 木 一
 同 鈴 木 三郎

各出張所監査の結果
 一、職員の仕事状況
 各出張所における職員数並びに職員の勤務状況は左表の通りであつて超過勤務の延滞時間は合計七千九百五十五時間に及びこれを勤務日数に換算すれば八百八十三日となる更に遅参早退の延滞時間は三百七十三時間でこれを換算日数は四十七日で合計九百三十日となる。然して職員が實施した休暇、缺勤等の延日数は千八十日であるから超過勤務及び遅参早退による合計日数は大差なく職員の仕事成績は充分と言えない實状であるから一段と精勤が望ましい



外 號
 昭和三十五年
 四月一日 發行
 (土曜日)

發行所
廣島市役所
 廣島市國泰寺町三九
 電話
 中二、三五五番(市會事務局長課)
 中一、六五七番(秘書課)
 中一、六五八番(會計課)

所 名	世 帯 數	人 口 數	事 務 取 扱 件 數	手 數 料 徴 收 金 額	現 職 員 數	擔 任 一 人 平 均	全 上 擔 任 人 口 數	取 扱 上 事 務 件 數	全 上 手 數 料 徴 收 金 額
仁比荒青尾牛	1,357	5,776	1,186	1,186	3	395.6	1,186	1,186	1,186
保山神崎長田	3,366	12,111	2,111	2,111	6	351.8	2,111	2,111	2,111
計	4,723	17,887	3,302	3,302	9	373.7	3,302	3,302	3,302

昭和三十四年度 自四月 至十二月 各出張所別事務擔任一覽表

(單位圓)

昭和二十四年十二月末現在

事務の處理狀況は概ね良好であるが各出張所において將來注意又は改善を要する事項を左に列記する

1 備品保管簿及び消耗品受拂簿に物品取扱主任者及び使用者の捺印洩れが多く取扱者、使用者は必ず捺印してこれが明確を期せられたい。なお消耗品受拂簿によつて郵便切手の受拂をして向があるがこれは郵便切手受拂簿により處理するより改められたい。

2 規則規程等による備付簿冊にして様式の相違するものがあから正規の簿冊に改められたい。なお簿冊の表紙に年度區分の明示しないものが多々あるから必ず年度區分を明記されたい。

3 手数料に對する収入證紙の貼付及び消印洩れ等があるから扱者は細心の注意を拂ひ遺漏なきを期せられたい。

4 收受文書を關係者に回覧せずその儘送込しているものが相當見受けられるから、必ず回覧に附し事件の内容を關係職員に周知徹底せしめて事務處理の圓滑を期する要がある。なお收受文書の處理顛末を明確にされたい。

5 各種物資の購入通帳購入切符等の交付簿に受領者の捺印洩れが多數あるから必ず受領印を徴してこれを處理の明確を期せられたい。

6 各出張所職員(現業員を除く)の事務取扱件數並びに擔任狀況は左表の通りである。

所 名	世 帯 數	人 口 數	事 務 取 扱 件 數	手 數 料 徴 收 金 額	現 職 員 數	擔 任 一 人 平 均	全 上 擔 任 人 口 數	取 扱 上 事 務 件 數	全 上 手 數 料 徴 收 金 額
中 計	4,723	17,887	3,302	3,302	9	373.7	3,302	3,302	3,302

所 名	世 帯 數	人 口 數	事 務 取 扱 件 數	手 數 料 徴 收 金 額	現 職 員 數	擔 任 一 人 平 均	全 上 擔 任 人 口 數	取 扱 上 事 務 件 數	全 上 手 數 料 徴 收 金 額
大 河 貨 品	3,366	12,111	2,111	2,111	6	351.8	2,111	2,111	2,111
似 字 基 小 舟 觀 己 三 草 中	1,357	5,776	1,186	1,186	3	395.6	1,186	1,186	1,186
計	4,723	17,887	3,302	3,302	9	373.7	3,302	3,302	3,302

7 綜合大學の募金目標額は一千八百五十七萬圓であるが十二月末現在における各出張所の募金金額は合計百三十八萬三千圓で目標額に對し僅か七%で成績は極めて不振の状況であるからこれが募金については、なお一段の努力が望ましい。

8 本報からの指示により毎月定期的に提出する統計類については現在種々雑多のものが處理されてきて、末端は相當これに困惑している實状である、事實ながら内容は統合形式の簡素化を必要とするものが見受けられ、しかも末端における統計事務の實際的状況から考へ本報内における各所管課の横の連絡の徹底はこの統計利用の効率化に對する考慮が全く欠けている感がある將來の検討措置を要するものと認める。

9 出張所が所管する各事務の公正から能率的處理の効果を期するため單に一方的に事務を流すばかりでなく關係各課は未端事務の現況把握に努めると共に定期的に事務の組織的巡回指導又は事務の研究會等を實施して未端事務の統一秩序、能率化を図るよう配慮する要がある。

10 出張所長はその地方における市長の代辯者であり又市の行政事務に關する限り市民の懸念點であり相談役でもあるのであるから充分なる活動に資し得るよう市政上の一般的事項迄その周知方につき市民に遅れて知ることのないよう特に配慮し地方事情の上申連絡事項の徹底には現所長會議の最高の活用と特段の措置を講ずべきである。

11 市民世帯台帳の編成整理は舊町内會から引續いた町籍簿によるものでその取扱は舊來のしきたりにより各担当者と思ひ思ひの處理になりがちの傾向が見受けられ、かつ紙質その他異動等訂正によつて台帳としての完全性を失つていく感がある本町籍簿は未端行政の基

12 各出張所の所管する事務はいづれも市民生活に深いつながりの持たれていものであるからこれには常に時代の動向を敏速適確に把握し本市の實情に即應する市行政の展開が期せられていなければならぬ特に配給統制が漸次廢止せられつつある現今これが行政事務の漸減に伴ひ出張所事務の擴大強化を圖り市民との直結した事務の合理性を確立しその効果ある執行に特段の配慮が必要であると認める。

13 昭和二十四年度中における出張所の建設狀況は左の通りである。

出 張 所 名	構 造	坪 數	建設費	市 補 助 竣 工 月 日	備 考
尾長出張所	木造二階建セメント瓦葺	3,527坪	5,000,000	1934年11月	中地元建設委員會により建設
似 字 基 小 舟 觀 己 三 草 中	木造二階建セメント瓦葺	1,527坪	2,000,000	1934年8月	中地元建設委員會により建設
計		5,054坪	7,000,000		

所 名	世 帯 數	人 口 數	事 務 取 扱 件 數	手 數 料 徴 收 金 額	現 職 員 數	擔 任 一 人 平 均	全 上 擔 任 人 口 數	取 扱 上 事 務 件 數	全 上 手 數 料 徴 收 金 額
大 河 貨 品	3,366	12,111	2,111	2,111	6	351.8	2,111	2,111	2,111
似 字 基 小 舟 觀 己 三 草 中	1,357	5,776	1,186	1,186	3	395.6	1,186	1,186	1,186
計	4,723	17,887	3,302	3,302	9	373.7	3,302	3,302	3,302

7 綜合大學の募金目標額は一千八百五十七萬圓であるが十二月末現在における各出張所の募金金額は合計百三十八萬三千圓で目標額に對し僅か七%で成績は極めて不振の状況であるからこれが募金については、なお一段の努力が望ましい。

8 本報からの指示により毎月定期的に提出する統計類については現在種々雑多のものが處理されてきて、末端は相當これに困惑している實状である、事實ながら内容は統合形式の簡素化を必要とするものが見受けられ、しかも末端における統計事務の實際的状況から考へ本報内における各所管課の横の連絡の徹底はこの統計利用の効率化に對する考慮が全く欠けている感がある將來の検討措置を要するものと認める。

9 出張所が所管する各事務の公正から能率的處理の効果を期するため單に一方的に事務を流すばかりでなく關係各課は未端事務の現況把握に努めると共に定期的に事務の組織的巡回指導又は事務の研究會等を實施して未端事務の統一秩序、能率化を図るよう配慮する要がある。

10 出張所長はその地方における市長の代辯者であり又市の行政事務に關する限り市民の懸念點であり相談役でもあるのであるから充分なる活動に資し得るよう市政上の一般的事項迄その周知方につき市民に遅れて知ることのないよう特に配慮し地方事情の上申連絡事項の徹底には現所長會議の最高の活用と特段の措置を講ずべきである。

11 市民世帯台帳の編成整理は舊町内會から引續いた町籍簿によるものでその取扱は舊來のしきたりにより各担当者と思ひ思ひの處理になりがちの傾向が見受けられ、かつ紙質その他異動等訂正によつて台帳としての完全性を失つていく感がある本町籍簿は未端行政の基

12 各出張所の所管する事務はいづれも市民生活に深いつながりの持たれていものであるからこれには常に時代の動向を敏速適確に把握し本市の實情に即應する市行政の展開が期せられていなければならぬ特に配給統制が漸次廢止せられつつある現今これが行政事務の漸減に伴ひ出張所事務の擴大強化を圖り市民との直結した事務の合理性を確立しその効果ある執行に特段の配慮が必要であると認める。

13 昭和二十四年度中における出張所の建設狀況は左の通りである。

出 張 所 名	構 造	坪 數	建設費	市 補 助 竣 工 月 日	備 考
尾長出張所	木造二階建セメント瓦葺	3,527坪	5,000,000	1934年11月	中地元建設委員會により建設
似 字 基 小 舟 觀 己 三 草 中	木造二階建セメント瓦葺	1,527坪	2,000,000	1934年8月	中地元建設委員會により建設
計		5,054坪	7,000,000		

Table with 3 columns: 字品出張所 (Market Stall), 本造平屋建 (Structure), 坪数 (Area). Includes entries for 荒神, 仁保, 舟入, 観音, 已斐, 牛田.

その他概況において述べた各事項については、具体的な事務取扱の面については現地において一應注意をなしたるが、將來これを改善考慮が望ましい。

中央卸賣市場監査の結果

一、職員の仕事状況

職員は現在場長以下三十一名であつて職員の仕事状況は概ね良好であるが、所屬長の承認を得ずして休暇を實施しているものがある、休暇を受けようとする場合は豫め休暇簿に記載して所屬長の承認を得て休暇を實施すべきである。

二、事務の処理状況

1 事務の処理状況は概ね良好であるが、文書受付簿は規定の様式に相違するから正規の簿冊に改めて收受文書の処理要領を明かにする必要がある又取扱書類で決裁区分の相違するものも多々あるから規定に従い処理の適正を期すべきである、なお消耗品受拂簿に取扱主任者及び使用者の捺印が多数あつて明確でないから必ず捺印して受拂の明確を期する必要がある。

Table with 4 columns: 月別 (Monthly), 演物部 (Amusement), 蔬菜部 (Vegetables), 果部 (Fruits), 貨部 (Goods), 加工水産部 (Processed Seafood). Includes a total row (合計).

浅野図書館監査の結果

一、職員の仕事状況

職員は現在司書以下四名であつて館長、司書、書記、事務員各一名計四名が職員となつており職務の多忙と困難が豫想されるが、反面職員が昨年中において實施した休暇、出勤日数は八十七日であつて服務成績は良好と言えない、閲覧者の増加と職員の手不足に鑑み一層の精進が望ましい。

二、事務の処理状況

1 事務の処理状況は概ね良好であるが、市内出版命令簿郵便切手受拂簿は規定の様式に相違するから正規の簿冊に改める必要がある、又調理簿を使用し收受文書を処理しているが、文書取扱規程による受付簿を備付けて收受文書の処理要領を明確にするべきである。

三、事業の経営状況
1 本館階下復習工事の竣工を待つて昨年六月六日比治山文庫より移転し同月十二日より開館業務を開始しているが、閲覧者の増加に伴ひ階下のみでは狭隘であり極めて不便を感じている貸状であるから階上を修葺し

Table with 4 columns: 部別 (Department), 種類 (Type), 別 (Category), 証券額 (Certificate Amount). Includes entries for 蔬菜部, 果部, 加工水産部, etc.

これは概して注意して遺憾なきを期する必要がある。
三、事業の経営状況
1 本市場は昨年十月業務を開始し、十一月、十二月の三ヶ月間の使用料調定は設備使用料四十四萬七千五百

Table with 4 columns: 部別 (Department), 種類 (Type), 別 (Category), 証券額 (Certificate Amount). Includes entries for 加工水産部, 果部, 蔬菜部, etc.

業務開始後十二月末迄の三ヶ月間における各部の売上高は左記の通りである。

Table with 4 columns: 職業別 (Occupation), 学年 (Grade), 官公吏 (Official), 宗教家 (Religious), 業 (Industry), その他 (Others). Includes a total row (合計).

屠場監査の結果

一、職員の仕事状況

職員は現在場長以下十八名であるが、近來屠畜の増加に伴ひ前記の陣容では不足のため目下臨時現業員三名を増員し計二十一名を以て業務の完遂に努めているが、屠畜の増進した休暇出勤等の延日数は百十三日でありなお屠畜者中屠畜出勤が三件あり服務状況は良好と言ひ難く職員の精進が望ましい。

二、事務の処理状況

事務の処理状況は概ね良好であるが、休暇何簿に出勤者を併記する等は適正な處理でなく、出勤者は出勤簿によつて處理すべきである、又備品保管簿に保管責任者交代の際における引継の署名捺印がなく且又消耗品受拂簿、乗車受拂簿等についても取扱主任者の捺印がみられるから何れも適正、明確なる處理を期せられたい。

三、事業の経営状況
1 昭和二十三年度、同二十四年度、同二十四年度、同二十四年度、同二十四年度における取扱件数は左表の通りである。

Table with 4 columns: 畜種 (Livestock Type), 頭数 (Number of Heads), 手取 (Hand Taken), 年度 (Year). Includes entries for 猪 (Pigs), 牛 (Cattle), 羊 (Sheep), etc.

成	病	積	合
牛	牛	馬	羊
四、九五五	三、三三三	二、九九九	六、七二四
六、七二四	三、三三三	二、九九九	六、七二四

成	病	積	合
牛	牛	馬	羊
四、九五五	三、三三三	二、九九九	六、七二四
六、七二四	三、三三三	二、九九九	六、七二四

一、職員は現在場長以下六名であるが昨年中職員の実施した休職、缺勤延日数は百日で遅参早退は百一回の延三十六時間及び殊に缺勤者中無届缺勤が六件あり職務状況は良好と言ひ難く職員は精勤が望ましい。

二、事務の処理状況
昭和三十二年九月七日備付保管中のカリパス顕微鏡一台盗難に罹つて居るが将来備品保管監視の萬全を期せられたい。

三、事業の経営状況
昭和三十二年九月七日備付保管中のカリパス顕微鏡一台盗難に罹つて居るが将来備品保管監視の萬全を期せられたい。

買	賣	合
牛	馬	猪
四、五五五	三、三三三	二、九九九
六、七二四	三、三三三	二、九九九

買	賣	合
牛	馬	猪
四、五五五	三、三三三	二、九九九
六、七二四	三、三三三	二、九九九

一、職員は現在場長以下六名であるが昨年中職員の実施した休職、缺勤延日数は百日で遅参早退は百一回の延三十六時間及び殊に缺勤者中無届缺勤が六件あり職務状況は良好と言ひ難く職員は精勤が望ましい。

二、事務の処理状況
昭和三十二年九月七日備付保管中のカリパス顕微鏡一台盗難に罹つて居るが将来備品保管監視の萬全を期せられたい。

三、事業の経営状況
昭和三十二年九月七日備付保管中のカリパス顕微鏡一台盗難に罹つて居るが将来備品保管監視の萬全を期せられたい。

火葬場向西館監査の結果
一、職員は現在館長以下四名であつてその服務状況は概ね良好と認められる。

一、職員は現在館長以下四名であつてその服務状況は概ね良好と認められる。

一、職員は現在館長以下四名であつてその服務状況は概ね良好と認められる。

工業指導所監査の結果
一、職員は現在館長以下四名であつてその服務状況は概ね良好と認められる。

一、職員は現在館長以下四名であつてその服務状況は概ね良好と認められる。

一、職員は現在館長以下四名であつてその服務状況は概ね良好と認められる。

手	使	分	區
計	料	件	額
七、三三三	二、九九九	一、二二二	三、三三三

手	使	分	區
計	料	件	額
七、三三三	二、九九九	一、二二二	三、三三三

一、職員は現在館長以下四名であつてその服務状況は概ね良好と認められる。

使用料及び手数料徴収状況
一、職員は現在館長以下四名であつてその服務状況は概ね良好と認められる。

月	別	區	分	件	年	金	額
二十四年	無有	無有	料	料	八三	三、三三三	三、三三三
二十五年	無有	無有	料	料	八三	三、三三三	三、三三三
計	無有	無有	料	料	八三	三、三三三	三、三三三

一、職員は現在館長以下四名であつてその服務状況は概ね良好と認められる。

舟入病院中央診療所衛生試驗所監査の結果

一、職員の仕事状況
各施設の職員数は左表の通りであるが昨年中における之が職員数の欠勤延日数は二百一名である、これは公傷による長期欠勤者が一名いた結果であつて服務状況は概ね良好である。

Table with columns: 施設名, 職別, 院長, 主任, 技師, 師技, 手事務員, 技師員, 現業員, 計, 摘. Rows include 舟入病院, 中央診療所, 衛生試験所.

二、事務の処理状況
職員が舟入病院衛生試験所、中央診療所を兼務している関係上備付簿冊及び文書の取扱を便宜上同一簿冊を使用し又は編纂して処理しているが豫算関係其他において各々相違するのであるから日常の取扱事務においても之が區分を明確にして処理するに共に簿冊の様式が規程に反するもの或は係員の捺印洩れ等が多々あるから本市規程に照して今後遺憾なきを期せられたい。

三、事業の経営状況
1 舟入病院における昭和二十四年中の法定傳染病患者の入院数は百六十七人でこの内死亡者は十六人となりており成績は概ね良好である。
2 尙本病院は戦災後應急的に建築したる仮病舎であつて既に屋根の腐朽等によつて雨漏のケ所もある現状であるが目下同病院内に豫算百五十三萬圓をもつて木造瓦葺平屋建一棟十室(内一室看護婦室)を新築中にして之が年度内完成を鋭意努力中である。

Table with columns: 區分, 病名, 陽性, 痰血, 液痰, 便尿, 細菌診定水, 質薬, 品計, 摘. Rows include 入院患者数, 死亡者数, 患者延人員, 中央診療所, 衛生試験所, 利用状況.

交付しているが受拂簿を整理するに共に交付に當つては特に受領印の洩れに注意せられたい。
6 左の通り盗難に罹つて居るが將來之が保管處守に万全を期せられたい。

Table with columns: 品名, 数量, 量購, 入價格, 購入月日, 盗難月日, 盗難場所. Rows include 自轉車, 百瓦上皿天秤.

Table with columns: 區分, 件数, 金額, 件数, 金額, 摘要. Rows include 手使用料, 手数料.

2 昭和二十四年中における取扱件数は左の通りである。
3 昭和二十四年中における各種衛生事務登録並願届受付件数は左の通りである。

Table with columns: 種別, 件数, 金額, 摘要. Rows include 食品関係, 居室関係, 環境衛生関係, 業務関係, 醫務関係, 豫防関係.

右取扱件数及び手数料は従來縣に吸收されているものであるが特に契券事務関係については地方公共団体の事務として存在しないのである従つてその手数料

ついては未だ一般市民に徹底せざる傾向であるから將來之が周知に努められたい。
衛生試験所の昭和二十四年中における利用状況は左表の通りであつて成績は良好であるを認める。

保健所監査の結果

一、職員の仕事状況
當所における各課職員の定員は吏員二十五名雇員六十名計九十二名であるがこの内吏員七名雇員一名計八名が欠員となつていて現在八十四名であるが之が服務の状況は概ね良好と認められた。

二、事務の処理状況
事務の処理状況は概ね良好であるが將來注意改善を要する事項を左に列記する。
1 臨時現業員の出勤簿に印鑑を使用せず出の字を記載し又は捺印をなしたるものがあるが出勤簿には確實に認印を押捺すべきである。
2 超過勤務の中深夜勤務は午後十時以後と規定されているが午後九時以後を深夜勤務として処理したものがあつたから注意を要する。

3 助役決裁を得べき何書類を課長に止めたものが一件あると共に其他の取扱簿冊中においても年度區分の不明又は受命者の捺印洩れ等が多々あるから注意せられたい。
4 郵便切手の受拂は總務課に受拂簿を備付けていて各課に一括多量に交付しているが各課には受拂簿がなく實際の拂出状況が不明瞭であるから發遣文書は總務課に取纏めて処理する必要がある。
5 尙乘車券の受拂においても使用者に十枚一枚一括交付しているがその都度必要量を交付するに共に用務の内容を明確に記載せられたい。
6 乳幼児用砂糖の切符を縣から受領して之が該當者に

Table with columns: 種別, 實施月, 實施人員, 單價, 金額, 預定人員, 實施人員, 割合. Rows include 臨時, 第一期, 第二期, 第三期, 定期, 臨時, 合計.

4 各種預防接種並びに收入證明書貼用調は市の収入としは市の収入として取扱ひ得るものであるから早急に規則を制定して手数料を徴収する要あるものと認める。
備考 右表の中臨時種痘の實施人員の外に貧困による無料のもの二百二十七名と東洋工業獨白で實施したものの九百五十九名であり尙鐵道が實施したる人員は未報告のため不明である。
5 保健所法による保健所はその地方における公衆衛生の向上及び増進を図ることを主たる目的としてこれ指導及びこれに必要な事業を行ふこととされ従來縣より市に移管されその指針に當るに至つたのであるから積極的に先づ實績を向上させる面に努力し特に各科に亘る各課間協力を配して市民よりの信頼を高めると共に経営事務の合理化と内容充実を企圖されるべき要あるものと認める。

別表二 保育料徴収状況 (二十五年一月末現在)

名	調定額	収入済額	未収入額	摘要
青崎保育園	六五、八〇〇	六五、八〇〇	〇	
測崎	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	〇	
楠那	六八、〇〇〇	六八、〇〇〇	〇	
大河	七二、〇〇〇	七二、〇〇〇	〇	
元字品	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	〇	
南観音	七九、五〇〇	七九、五〇〇	〇	
基町	九四、六〇〇	九四、六〇〇	〇	
己斐	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	
草津	一〇一、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	〇	
江波	一〇三、〇〇〇	一〇三、〇〇〇	〇	
神崎	一〇四、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	〇	
合計	九七九、〇〇〇	九七九、〇〇〇	〇	

民生委員事務所監査の結果

一、職員事務所の配置並に所属職員の服務状況

区分	所長	事務員	計	休暇	病欠	遅参	早退	無届欠勤
第一民生委員事務所	主事 一人	書記 一人	二人	〇日	〇日	〇回	〇回	〇回
第二	主事 一人	書記 一人	二人	〇日	〇日	〇回	〇回	〇回
第三	主事 一人	書記 一人	二人	〇日	〇日	〇回	〇回	〇回
第四	主事 一人	書記 一人	二人	〇日	〇日	〇回	〇回	〇回
第五	主事 一人	書記 一人	二人	〇日	〇日	〇回	〇回	〇回

二、事務の處理状況

各民生委員事務所における事務の處理状況は概ね良好であるが、将来注意又は改善せられたいと認める事項を左に列記する。

青崎保育園外十箇所監査の結果

一、職員事務所の配置並に所属職員の服務状況

各保育園職員の定数は四十一名でこの内楠那、己斐、草津、江波が各一名宛欠員となつて現在三十七名であるが、之等職員の前年中に欠勤したる延日数は百七十日(許休を除く)である、これは二、三名の者が病氣のため長期欠勤したる結果で勤務状況は良好と認められた。

尚各保育園共相手不足で困つてゐるようであるから早急に欠員を補充して保育に遺憾なきを期すべきである。

二、事務の處理状況

各保育園共託児の保育に終日忙殺されてゐる實情であり加へて事務の不馴れ等もあつて取扱事務については不備の點があるから之が指導統制の要がある。

三、保育園の運営状況

1 各保育園における受託児童は別表一の通りであるが、

青崎大河、元字品を除く外は何れも定員を超過してゐる現状であり成績は良好である。

尚楠那、測崎、南観音、基町においては託児額を提出したもので未だ許可に及ばない者を三名入園せしめてゐるが、之は保育料も徴収してゐない實情であるから将来規程に従い取扱うべきである。

2 保育料の徴収状況は別表二の通りであるが、之が徴収については滞納防止の關係から納額告知書を園児に託して帰宅させ現金と共に持参せしめており、成績は概ね良好である。

尚徴収した保育料を社会課へ送付してゐる所もあるが、これは最寄の郵便局が直接市金庫へ納入すべきである。

3 児童福祉法により措置を要する託児の負擔額は児童委員の申告によつて決定してゐる實情であるが、將來こ

れが決定には正確なる基準を根拠を定めて適正なる取扱ひをすべく措置を講ずべきである。

4 各保育園共昨年十月より給食を實施してゐるが、現在受配物資としては粉乳、大豆油等であり主として間食を支給してゐるが、これが設備は充分でない。

四、施設の状況

現在、基町、己斐を除く他の保育園は、小學校の講堂、青年會館、或は説教場等の借家であつて何れも狭隘のため困窮したつており殊に風雨の際園児の遊戯等には相當不便を感じてゐるようであるから之が対策を積極的に講ずる要がある。

尚楠那保育園は管理員自身でハライ在在の有志より建設資金として金三十七万二千圓の寄附を受け目下後援會に於て保管中であるが、近く元小學校後援會の所有に係る建物を修理して移轉すべく計画中である。

別表一

名	受託定数	在園児童数		規程保 育料 100圓	児童福祉法による措置幼児負擔額		保育日數 100日	延日數
		男	女		全免	二〇圓		
青崎保育園	150	75	75	15000	0	0	150	0
測崎	100	50	50	10000	0	0	100	0
楠那	100	100	0	10000	0	0	100	0
大河	100	100	0	10000	0	0	100	0
元字品	100	100	0	10000	0	0	100	0
南観音	100	100	0	10000	0	0	100	0
基町	100	100	0	10000	0	0	100	0
己斐	100	100	0	10000	0	0	100	0
草津	100	100	0	10000	0	0	100	0
江波	100	100	0	10000	0	0	100	0
神崎	100	100	0	10000	0	0	100	0
合計	1000	500	500	100000	0	0	1000	0

四月 一月

七月開設

第三	民生委員事務所	一	三三三
第四	〃	一	三三六
第五	〃	一	三三三
合	計		一四〇二九

東西隣保館監査の結果

一、職員の状態
東隣保館の職員は現在館長以下五名であるが休暇、欠勤、早退等は無職の職員の状態は極めて良好である。西隣保館は館長以下六名であつて昨年中職員の實施した休暇欠勤日数は延七十二日で良好と言へないから一層の精勤が望ましい。尚欠勤届簿、遅参早退簿を整備して職員の状態を明らかにせらるべきである。

二、事務処理状況
1、東西、隣保館の事務処理状況は概ね良好であるが何れも財産簿を備付けていないから早急に整理を整備してこれを管理の万全を期すべきである。
2、文書取扱規程による受付簿を整備して收受文書の處理を明確にする。共に公文番號簿は規程の様式と相違するから正規の簿冊に改められたい。(西隣保館)
3、市内出張簿、夜勤命令簿を一冊に編纂處理して、市内出張命令簿は別冊とし、夜勤命令簿等は超過勤務命令等によつて處理せられたい。(東隣保館)
4、給食用物資の購入に對する支拂先の領收書を呈していないものが十八件ある。金銭の支拂に當つては必ず領收書を徴し支拂の明確を期せられたい。(西隣保館)
5、保育日誌に係印及び館長の捺印洩れ、託児所に年月日、氏名捺印洩れが多數あるから注意せられたい。

三、事業の經營状況
東西隣保館保育所に受託する幼児の定数は東百二十名西百五十名であるが現在の在籍者数は東八十一名西八十七名であつて各々定数に達する迄には相當の余裕があり且又收容力に於ても可能性が認められるからこれには格段の努力を期し、保育事業の目的達成に遺憾なきを期せられたい。

東西診療所監査の結果

一、職員の状態
東診療所の職員は現在技手以下二名、西診療所の職員は現在技手以下三名であつて職員の服務状況は概ね良好である。尚東診療所の技手員(看護婦)一名が欠員となつてゐるから早急に補充すべきである。

二、事務の處理状況
1、事務の處理状況は概ね良好であるが文書受付簿は規程の様式と相違するから正規の簿冊に改め收受文書の處理を明確にする。共に公文番號簿は規程の様式と相違するから正規の簿冊に改められたい。(西診療所)
2、収入証紙の貼附及び消印洩れが多數あり又消耗品受拂簿に使用者の捺印洩れが多數あるから適正に處理せられたい。

(東診療所)

區	分	手		使	
		件数	金額	件数	金額
東	診	九三	三三三〇〇	一〇	三三三〇〇
西	診	三三	三三三〇〇	一〇	三三三〇〇
合	計	三三	三三三〇〇	二〇	三三三〇〇

保養院監査の結果

一、職員の状態
當院の職員定数は院長外十五名であるが現在技術員(看護婦)二名、現業員一名、欠員で十三名の職員が勤務しているが之等職員が昨年中に欠勤したる延日数は三十九日である。

二、事務の處理状況
尚患者入院に對しては身元引受を定めるよう規定してゐるがこれが殆んど履行されていない實状であるから適正な取扱いが望ましい。

三、事業の經營状況
一、當所職員は現在第一民生委員事務所兼務となつてゐるが昨年本出張所々事務の一切が主管課である社會課に吸収されたため出張所としての機能は全く停止し職員は専ら民生事務に従事してゐる現狀である。
二、昭和二十三年四月二日日本縣厚生課より共同募金の配分當として金二万円を受領し預金として所長が保管中のところ昨年中に左の通り支出してゐるが之が支出に當つては總て口頭によるものであつて受領書を除いては關係書類等なく取扱上遺憾の點があつた。
尚備品、消耗品の購入及び出張所の引越費等の支出は費目の性質上適當と認め難い。

一、事務の經營状況
一、事務の經營状況は概ね良好であるが、整理が杜撰なため目録然とし難いものがある。事務の處理状況は良好と認め難い將來これ等諸帳簿の整理については常に細心の注意を拂ひ一目瞭然とした取扱をする必要があるものと認められる。

二、事業の經營状況
1、養金の出納整理については公私の區別を明確にして苟しくも公金と私金を混同するが如き取扱は嚴に戒むべきであること認める。

2、現下經濟情勢の變動を克く考察して入貨物の評價付等これが取扱については特に慎重を期すべき要ありと認められる。

3、運轉資金僅少のため公益質屋として充分なる機能を發揮する余地なく従つて一箇月僅か一週間の貸付業務で余日は在庫品の車出し整理等の業務に従事する實状であるから利用者の希望に應じ得るよう運轉資金の確保に努力してこれが運轉の万全を期する要ありと認められる。

配分金	件	名	金額	摘要
100000	備品消耗品購入		100000	備品は現在第一民生委員事務所にて使用中
	出張所引越費		6000	際よりさくら荘へ引越運賃
	行路病人食費及旅		100000	差引不足額は所長立替となつて未整理である
	計		200000	

種別	金額	口数	占数
資金前渡額	1,120,000	1	1
貸付金額	1,120,000	1	1
返済金額	1,120,000	1	1
在庫金額	1,120,000	1	1

東西公益質屋監査の結果

一、事務の處理状況
各種備付帳簿の記帳、整理が杜撰なため目録然とし難いものがある。事務の處理状況は良好と認め難い將來これ等諸帳簿の整理については常に細心の注意を拂ひ一目瞭然とした取扱をする必要があるものと認められる。

二、事業の經營状況
1、養金の出納整理については公私の區別を明確にして苟しくも公金と私金を混同するが如き取扱は嚴に戒むべきであること認める。

2、現下經濟情勢の變動を克く考察して入貨物の評價付等これが取扱については特に慎重を期すべき要ありと認められる。

3、運轉資金僅少のため公益質屋として充分なる機能を發揮する余地なく従つて一箇月僅か一週間の貸付業務で余日は在庫品の車出し整理等の業務に従事する實状であるから利用者の希望に應じ得るよう運轉資金の確保に努力してこれが運轉の万全を期する要ありと認められる。

種別	金額	口数	占数
資金前渡額	1,120,000	1	1
貸付金額	1,120,000	1	1
返済金額	1,120,000	1	1
在庫金額	1,120,000	1	1

昭和二十四年度(十二月末現在)における東西公益質屋の取扱状況は左の通りである。

品名	数量	摘要
自轉車	一臺	
毛布	二枚	産室川
布團	四枚	宿直川及び患者用
敷布團	二枚	〃

施設の利用状況

1、本院の昭和二十四年度(十二月末現在)に於ける外来患者の取扱数は八千七百十人で之に對する使用料及手数料は二百六十万五千六百六十二円となつておりこれに前年度の取扱数九千六百八十四人に對する二百七十四万三千九百六十八円余に比較するとその利用状況は概ね良好と認められる。

2、保護法による收容患者は定員四十四名のところ現在四十三名を收容しているが之が患者の殆んどは身寄りのなき老人である關係上全治して退院出来ないういふ實状である本院は入院患者を本邦とする施設施設であるから將來患者の收容については特に考慮する必要

種別	金額	口数	占数
資金前渡額	1,120,000	1	1
貸付金額	1,120,000	1	1
返済金額	1,120,000	1	1
在庫金額	1,120,000	1	1

東部復興事務所監査の結果

一、職員の仕事状況
 當所職員の定数は吏員三十二名、雇員四十五名計七十七名であるが、この内雇員一名が欠員である、向之等職員が昨年中において欠勤した日数は延四百七十六名で、この内無届欠勤が十八名となつて、又遅参早退が五十七回あつて、勤務状況は良好と言えないから一層の精勤が望ましい。

二、事務の処理状況
 事務の処理状況は概ね良好と認め、特に取扱上注意を要する點を左に列記する。

1 決裁書類中に市長決裁を要するもので助役並に局長に止めたもの又は助役決裁を所長に止めたものがあるが、事務決裁規程に従い適正に処理すべきである、尙簿書中に年度区分不明のもの或は係員の捺印洩れ等が多數あるから取扱に注意せられたい。

2 勞務者の出勤簿に印鑑を使用せずして用字を記入したものがあり、又勞務者用物資の配給に同一印鑑をもつて受領したものが多數あるが、必ず各自の印鑑を使用せしむべきである。

3 登記事務のため紙面及び廿日市へ殆んど連日出張しているが、これが旅費については職員課長と合議の上暫定的に一日八十円を支給しているが、正規の手續により市長決裁を経て支給すべきである。

4 重要物資中砂利、砂、其他の資材で受拂簿に記載されていないものがあり、又昭和二十三年度において購入したる鐵線類約四百三十五疋が受拂簿に記載せずして拂出しているが、之等は總て受拂簿に記載すること共に嚴密に適正なる取扱をなすべきである。

5 尙昨年建設省よりアスファルトルーヒング五巻を送付しているが未だ之に對する何らの文書も收受していない實狀で、係員も之が處理に困つており目下同省へ照會中であるが、保管に万全を期する要がある。

6 盜難豫防については前回の監査においても特に注意したが、尙昨年中において左記の通り盜難に罹つており年々増加の傾向にあり甚だ遺憾である、將來之が保管監守を一層嚴重にする要がある。

三、補償について
 補償關係事務に左表の通りであつて進捗状況は概ね良好であるが、補償金の前金拂のものにして移轉未了が十五件五十八萬五千六百餘圓があるから早急に移轉完了するよう格段の努力を拂う要がある。

品名	數	量	購入月日	金額	盜難月日	盜難場所
自轉車	一	台	三、三、三	八、〇〇〇	三、五、一〇	市役所會計課入口
荷車	〃	〃	三、三、一	五、〇〇〇	六、二〇	中央電話局構内
自轉車	〃	〃	三、三、一	四、〇〇〇	六、二九	白鳥通信局病院現場見張小屋
自轉車	〃	〃	三、三、一	四、〇〇〇	七、二五	東部復興事務所北側自轉車置場
自轉車	〃	〃	三、三、一	八、〇〇〇	八、二七	東部復興事務所内
自轉車	〃	〃	三、三、一	八、〇〇〇	八、二七	安藝郡温品村當所職員技師本永氏宅
自轉車	〃	〃	三、三、一	八、〇〇〇	二、一、九	東部復興事務所自轉車置場
自轉車	〃	〃	三、三、一	八、〇〇〇	三、一	用品倉庫内
自轉車	〃	〃	三、三、一	八、〇〇〇	三、一	〃

品名	數	量	購入月日	金額	盜難月日	盜難場所
自轉車	一	台	三、三、三	八、〇〇〇	三、五、一〇	市役所會計課入口
荷車	〃	〃	三、三、一	五、〇〇〇	六、二〇	中央電話局構内
自轉車	〃	〃	三、三、一	四、〇〇〇	六、二九	白鳥通信局病院現場見張小屋
自轉車	〃	〃	三、三、一	四、〇〇〇	七、二五	東部復興事務所北側自轉車置場
自轉車	〃	〃	三、三、一	八、〇〇〇	八、二七	東部復興事務所内
自轉車	〃	〃	三、三、一	八、〇〇〇	八、二七	安藝郡温品村當所職員技師本永氏宅
自轉車	〃	〃	三、三、一	八、〇〇〇	二、一、九	東部復興事務所自轉車置場
自轉車	〃	〃	三、三、一	八、〇〇〇	三、一	用品倉庫内
自轉車	〃	〃	三、三、一	八、〇〇〇	三、一	〃

四、換地精算について
 換地過渡し分に對する仮精算金の徴収を告知しているものが百三十七、件で七千八百三十九坪三合九勺であつて徴収金額は六百五十九萬八千九百圓と測定しているが、納期日である二月二十日迄に金額未納となつて、實狀であるから徴収吏員の配置を考慮するに、之が年度内徴収には最大の努力を拂う要があるものと認め、

仮精算金内訳 (二月七日現在)
 件數 百三十七件
 過渡徴收坪數 七千八百三十九坪三合九勺
 總金額 六百五十九萬八千九百圓

五、工事の進捗状況
 昭和二十四年度における工事の進捗状況は左表の通りで

工事進捗状況

あるが、何れも豫算額に比して成績は良好といえないから年度内における工事の施行に全力を傾注すべき要がある。

事業別	豫算額	設計額	工事面積	設計人員	精算額	實働延人員	摘要
區劃整理事業	五、七〇、〇〇〇	三、九六、〇〇〇	五八、〇六六	九、八二八	二、四三三、九九五	一、四三三	外に工事完了のもの未精算のものあり
失業應急事業	五、九〇、〇〇〇	六、三八、九三三	一八、一四八	三、〇六四	五、六六九、八八一	三、〇六四	未精算のものあり
計	五、二六、二六六	九、二四、九三三	一〇四、三三四	四、〇九二	八、一〇三、八三六	四、四九七	未精算のものあり

六、換地について
 換地の状況は左表の通りである。

民有地 九十二万三千九百九十五坪
 學校其他公用地 十二万二千七百七十五坪
 公園 十六万二千九百九十五坪
 線地 五万六千二百二十二坪
 道路敷 四十九万六千二百十三坪
 合計 百七十六万六千坪

民有地中換地發表後において減歩に伴い土地所有者の請願によつて之が換地を確定發表せるものは三百六十件の二万五千三百二坪六合である、その他より土地を求め得ずして未處理の換地發表せるものは百十件の八千九百二十九坪一合となつて、實狀である、これが

有権者及び戸數調査表

(昭和二十四年十二月二十日確定數但し戸數は同年九月十五日現在數)

區別	人員		全上内		戸數	居住戸數		全上内	
	人	員	男	女		店舖	空家	その他	
廣島市	一、九七、〇七〇	六、七、〇七〇	三、〇七、〇七〇	一、〇七、〇七〇	一、〇七、〇七〇	一、〇七、〇七〇	一、〇七、〇七〇	一、〇七、〇七〇	
東部復興事務所	一、〇七、〇七〇								
中部復興事務所	一、〇七、〇七〇								
西部復興事務所	一、〇七、〇七〇								

廣島市條例第六十三號

廣島市議會委員會條例の一部を改正する條例
廣島市議會委員會條例(昭和二十四年四月一日條例第二十號)の一部を次のように改める。

廣島市條例第一號
廣島市職員定數條例の一部を改正する條例
廣島市職員定數條例(昭和二十四年九月十二日條例第四十七號)の一部を次のように改める。

Table with 2 columns: Position (e.g., 市長, 市議員, 消防員) and Count (e.g., 1, 57, 267). Includes a list of 11 items.

昭和三十五年四月四日
廣島市長 濱 井 信 三
廣島市條例第二號
附則
この條例は、公布の日からこれを施行し、昭和二十五...

廣島市職員給與條例

第一章 總則
(この條例の目的)
第一條 本市職員に給與に關しては、法令その他に特別の定めのあるものを除く外、この條例の定めるところによる。

(給與の根本基準)
第二條 給與の根本基準は國家公務員の例に準じたものであつて、且つ職員相互間において權衡のこれたものでなければならぬ。
(職員及び任命権者の定義)
第三條 この條例で「職員」とは、本市に勤務する者で、本市から給料の支給を受ける者をいう。

(給與の種類)
第五條 この條例において「給與」とは、給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、及びその他の給與をいう。
(給與の支拂)
第六條 給與の現金の支拂に當つて、四十九錢以下の端數を生じたときは、これを切り捨て、五十錢以上一圓未満の端數を生じたときは、これを一圓に切り上げ、計算するものとする。
(職員が死亡した場合の給與)
第七條 この條例により給與を受けるべき職員が死亡した場合においては、その職員に關する給與は、職員の遺族

又は職員が死亡當時その収入によつて生計を維持していた者若しくは生計を一にしていた者に、これを支給する。
(職員が他から給與を受ける場合)
第八條 職員が法令その他により、この條例に定める給與に相應する給與を受けるときは、この條例による給與は支給せず、又はその限度においてこれを減額する。
第二章 給料
(給料の基準)
第九條 すべて職員に受ける給料は月額とし、その職務の内容、責任及び勤務の度、その他の勤務條件に應じて別表第二及び第三に定められた職務の級(以下職級をいう)における職級の級に定むるべき額とする。但し任命権者において特に必要あると認めるときは、特定の職員に對し、その者の屬する、職級の最高職階を超える給料を支給することを得る。

第十條 前條に定められた、職級に該當する職務の分類、新たに職員となつた者及び一の職務から他の職務に移つた者の職級及び職級の決定並びに同一職級内における昇給に關する基準は、市長が別にこれを定める。
(給料支給の時期)
第十一條 新たに職員となつた者の當月の給料は發令の翌日(市長にあつては當選承諾の日、但し、地方自治法第四十條第二項但書に該當する場合においては、その就任の日)から日割計算により、これを支給する。
第十二條 職員が次の各號の一に該當する場合には、その職員の給料は發令の翌日から改訂して、日割計算により支給する。
一、昇給その他により給料の額に異動を生じたとき
二、休職又は復職を命ぜられたとき
三、廣島市規則第三十三號(廣島市職員労働組合專

(休職中の給料)
第十二條 休職者に對しては、その間給料の三分の二を減じたものを支給する。但し、刑事事件に關し、起訴せられたため、休職を命ぜられた者には給料を支給しない。
(事務引繼の場合の給料)
第十三條 休職を命ぜられた職員又は退職者が事務引繼又は業務整理のため、法令により又は特命を受けて事務に従事する場合には、その間のお前前の給料を日割計算により支給する。但し、退職發令當月の給料全額を支給された者については、翌月一日以後にわたり、引續き事務に従事する場合に限りこれを支給する。

(欠勤等の場合の給料)
第十四條 職員が休日、有給休暇日その他本来勤務することを要しない日以外の日において勤務しないときは、次の各號の一に該當し、且つ、その勤務しないことにつき任命権者の許可又は正當の承認ある場合を除き、その勤務しない日につき日割計算により給料を減額する。
一、負傷又は疾病
二、傳染病預防法による交通遮斷又は隔離
三、風、水、火災その他非常災害による交通遮斷
四、交通機關の事故等不可抗力の原因
五、職務に關し、誰人、鑑定人又は參事人として國會、裁判所、地方公共團體の議會その他官公署への出席、選舉權その他公民としての權利の行使
七、市の業務運営上の必要に基く業務の全部又は一部の停止
八、豫め計畫された職員の能率増進計畫の實施
九、女子職員の場合、育児、生理
十、親族の喪による忌引
十一、前各號の外豫め任命権者の承認を得た事項
十二、前項第一號の場合において、公務によらぬ負傷又は

疾病のため引き続き欠勤九十日(結核性疾患にあつては一年以内)において任命権者の必要と認める期間)をこえる者に對しては、その給料の半額を減じ支給する。
三、市長、助役、収入役、及び學識経験を有するものの中から選任された監査委員については前二項の規定はこれを適用しない。
(給料支給の時期)
第十五條 職員が退職若しくは死亡した場合には、その當月の給料の全額を支給する。但し、次の各號の一に該當する場合には、その發令の日までの分の日割計算により支給する。
一、退職した日の屬する月に再び職員となつたとき。
二、傷ひ疾病を除き私事のため引續き三十日以上勤務しないうで解職されたとき。
三、懲戒又はこれに準ずる事由により解職せられたとき
四、前項の退職又は死亡した職員が第十二條又は第十四條第二項該當者であるときは、その給料の額は、當時現に受けていた給料の額による。

第十八條 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。但し、休職中の者には、これを支給しない。
(扶養親族の範圍)
第十九條 前條の扶養親族とは、職員と同一戸籍内にある配偶者(届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む)及び満十八才未満の子並びに左に掲げる者で、職員と生計を一にし、主として、その職員の収入によつて、生計を維持している者であることを任命権者が承認した者をいう。
一、満六十才以上の父母及び祖父母
二、満十八才未満の子及び兄弟
三、不具養疾の者
(扶養手当の月額)
第二十條 扶養手当の月額は、扶養親族のうち、配偶者及び満十八才未満の子のうち一人については、それぞれ六百元としその他の者については一人につき四百円とする。
(支給方法)
第二十一條 扶養手当は、市長が別に定める扶養親族認定申請書を受理した日の屬する月の翌月から支給を開始し又は支給額を改訂し支給すべき事實の消滅した日の屬する月の翌月から支給をやめ又は支給額を改訂する。
第二十二條 扶養手当は第十四條の規定により給料を減額せられるときにもこれを減額しない。但し、その月分の給料を受けないときは、これを支給しない。
第二十三條 規定は、扶養手当の支給にこれを準用する。
第四章 勤務地手当
(支給の範圍)
第二十二條 職員に對して、勤務地手当を支給する。但し休職中の者には、これを支給しない。
(勤務地手当の月額)
第二十三條 勤務地手当の月額は、職員が當該月分として現に支給を受ける給料の額及び扶養手当月額の合計額の二割額とする。
第五章 その他の給與

廣島市報 復活第四十八號

(給料の日割計算)
第十七條 給料の日割計算の方法については、その月の現日数による。
第三章 扶養手当
(支給の範圍)

現に支給を受ける給料の額及び扶養手当月額の合計額の二割額とする。
第五章 その他の給與

(特殊勤務手当)
第二十四條 職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に對する給與について、特別の考慮を必要とする場合においてこれを給料に組み入れることが困難又は不適當な事情があるときは、その勤務の特殊性に應じ、特殊勤務手当を支給することができる。

(超過勤務手当)

第二十五條 職員が其の所屬長の命により、又は所定の勤務に従ひ時間外若しくは深夜にわたつて勤務した場合又は日直、宿直勤務に服した場合においては超過勤務手当を支給する。

(公務災害補償)

第二十六條 職員が公務のため負傷し、疾病にかゝり又は死亡した場合においては、その者又はその者の遺族若しくはその者の死亡當時その収入によつて生計を維持した者に對し、補償給付を行う。

(被服等の貸與)

第二十七條 公務執行上必要と認められる場合においては、職員に對し、被服及びその附屬品等を無償で貸與し若しくは支給することができる。

(その他)

第二十八條 前四條に規定する外市長は、職員に對し、勞動基準法その他の法令又はその趣旨に準據し若しくは國家公務員等の例に準ずる給與を行うことができる。

第二十九條 前五條の給與の種類、給與を受ける者の範圍給與の額及び方法については市長が、これを定める。

第六章 雜則

(この條例施行の細目)

第三十條 この條例の施行について、必要な事項は、市長がこれを定める。

附則

(この條例の適用)

第一條 この條例は、公布の日からこれを施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

十五年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二條 この條例公布の日において實施中の規則又は取扱で、この條例の趣旨に反しないものは、この條例に基いて制定せられたものとみなす。

(條例の廢止等)

第三條 左に掲げる條例は、昭和二十五年三月三十一日限り、これを廢止する。

- 一、廣島市職員給料條例(昭和二十一年廣島市條例第九號)
- 二、廣島市臨時家族手当支給條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十二號)
- 三、廣島市特別手当支給條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十三號)
- 四、廣島市超過勤務手当支給條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十四號)
- 五、廣島市職員危険手当支給條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十六號)
- 六、廣島市職員兼務手当支給條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十七號)

七、廣島市警察職員並びに消防職員の給與等に關する條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十一號)

八、廣島市災害補償條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十九號)

第四條 廣島市報酬並びに費用弁償條例(昭和二十二年七月二十八日廣島市條例第十號)中次のように改める。

第六條中「廣島市職員給料條例」をあるを「廣島市職員給與條例」に改める。

第五條 廣島市内出張手当支給條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十五號)中次のように改める。

第二條 この條例において職員とは、廣島市職員給與條例第三條第一項に規定するものをいう。

第六條 廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例(昭和二十三年十二月二十五日廣島市條例第六十五號)中次のように改める。

第十一條中「廣島市職員給料條例」をあるを「廣島市職員給與條例」に改める。

職名	給料	月額
市長	三萬圓	三萬圓
市助役	二萬圓	二萬圓
市役	一萬六千圓	一萬六千圓
學識経験を有する者の中から選任された調査委員	一萬五千圓	一萬五千圓
警察長	一萬五千圓	一萬五千圓
消防長	二萬二千圓	二萬二千圓

廣島市旅費條例第三號

廣島市旅費條例の一部を改正する條例
廣島市旅費條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十號)の一部を次のように改める。

第一條 本市職員が、公務のため旅行するときは、この條例の定めるところにより旅費を支給する。

前項の職員とは、廣島市職員給與條例第三條第一項に規定するものをいう。

第二條 割 除

第三條 旅費は、鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、移轉料、着後手当、及び家族移轉料の八種とする。

第四條 鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料は、別表の定額によりこれを支給する。

第九條 新任に任用するため召致したものに對しては、赴任の例に準じ新任職相當の旅費を支給する。

第十條 移轉料及び着後手当は、赴任を命ぜられた者に、これを支給する。

第十一條 移轉料の額は左の各號に定める額による。

一、赴任の際家族(廣島市職員給與條例第十九條に規定する扶養親族以下家族をいう)を隨伴する者には別表に掲げる額

二、赴任の際家族を隨伴しない者には前號の規定により受ける額の半額

三、赴任の際、家族を隨伴しない者が、赴任の後家族を呼寄せるときには前號の規定により受ける額に相當する額

第十二條 着後手当の額は新任地における旅行につき定められた日當の五分及び宿泊料の五分分に相當する額による。

第十三條 家族移轉料は赴任を命ぜられた者にして、赴任の際家族を隨伴し、又は赴任の後家族を呼寄せるときはこれを支給する。

第十四條 家族移轉料の額は、赴任を命ぜられた當時における家族一人毎に、その移轉の際における半令に従ひ左

級	給料	月額
三級	三,一八〇	三,一八〇
四級	三,二〇〇	三,二〇〇
五級	三,二二〇	三,二二〇
六級	三,二四〇	三,二四〇
七級	三,二六〇	三,二六〇
八級	三,二八〇	三,二八〇
九級	三,三〇〇	三,三〇〇
十級	三,三二〇	三,三二〇
十一級	三,三四〇	三,三四〇
十二級	三,三六〇	三,三六〇
十三級	三,三八〇	三,三八〇
十四級	三,四〇〇	三,四〇〇
十五級	三,四二〇	三,四二〇

級	給料	月額
一級	三,四四〇	三,四四〇
二級	三,四六〇	三,四六〇
三級	三,四八〇	三,四八〇
四級	三,五〇〇	三,五〇〇
五級	三,五二〇	三,五二〇
六級	三,五四〇	三,五四〇
七級	三,五六〇	三,五六〇
八級	三,五八〇	三,五八〇
九級	三,六〇〇	三,六〇〇
十級	三,六二〇	三,六二〇
十一級	三,六四〇	三,六四〇
十二級	三,六六〇	三,六六〇
十三級	三,六八〇	三,六八〇
十四級	三,七〇〇	三,七〇〇
十五級	三,七二〇	三,七二〇

級	給料	月額
一級	三,七四〇	三,七四〇
二級	三,七六〇	三,七六〇
三級	三,七八〇	三,七八〇
四級	三,八〇〇	三,八〇〇
五級	三,八二〇	三,八二〇
六級	三,八四〇	三,八四〇
七級	三,八六〇	三,八六〇
八級	三,八八〇	三,八八〇
九級	三,九〇〇	三,九〇〇
十級	三,九二〇	三,九二〇
十一級	三,九四〇	三,九四〇
十二級	三,九六〇	三,九六〇
十三級	三,九八〇	三,九八〇
十四級	四,〇〇〇	四,〇〇〇
十五級	四,〇二〇	四,〇二〇

級	給料	月額
一級	四,〇四〇	四,〇四〇
二級	四,〇六〇	四,〇六〇
三級	四,〇八〇	四,〇八〇
四級	四,一〇〇	四,一〇〇
五級	四,一二〇	四,一二〇
六級	四,一四〇	四,一四〇
七級	四,一六〇	四,一六〇
八級	四,一八〇	四,一八〇
九級	四,二〇〇	四,二〇〇
十級	四,二二〇	四,二二〇
十一級	四,二四〇	四,二四〇
十二級	四,二六〇	四,二六〇
十三級	四,二八〇	四,二八〇
十四級	四,三〇〇	四,三〇〇
十五級	四,三二〇	四,三二〇

級	給料	月額
一級	四,三四〇	四,三四〇
二級	四,三六〇	四,三六〇
三級	四,三八〇	四,三八〇
四級	四,四〇〇	四,四〇〇
五級	四,四二〇	四,四二〇
六級	四,四四〇	四,四四〇
七級	四,四六〇	四,四六〇
八級	四,四八〇	四,四八〇
九級	四,五〇〇	四,五〇〇
十級	四,五二〇	四,五二〇
十一級	四,五四〇	四,五四〇
十二級	四,五六〇	四,五六〇
十三級	四,五八〇	四,五八〇
十四級	四,六〇〇	四,六〇〇
十五級	四,六二〇	四,六二〇

級	給料	月額
一級	四,六四〇	四,六四〇
二級	四,六六〇	四,六六〇
三級	四,六八〇	四,六八〇
四級	四,七〇〇	四,七〇〇
五級	四,七二〇	四,七二〇
六級	四,七四〇	四,七四〇
七級	四,七六〇	四,七六〇
八級	四,七八〇	四,七八〇
九級	四,八〇〇	四,八〇〇
十級	四,八二〇	四,八二〇
十一級	四,八四〇	四,八四〇
十二級	四,八六〇	四,八六〇
十三級	四,八八〇	四,八八〇
十四級	四,九〇〇	四,九〇〇
十五級	四,九二〇	四,九二〇

の各級の定める額の合計額による。

一、十二才以上の者にあつては、その移轉の際における本人相當の鐵道賃、船賃及び車馬賃の金額並びに日當、宿泊料及び着後手當の三分の二に相當する額

二、十二才未満六才以上の者にあつては、前號の額の二分の一に相當する額

三、六才未満の者にあつては、その移轉の際における本人相當の日當、宿泊料及び着後手當の三分の一に相當する額

四、社任を命ぜられた當時胎兒であつた子が出生して社任の後これを呼寄せる場合における家族移轉料の額については、その子を社任を命ぜられた當時における家族とみなし、前項の規定を準用する。

職名	鐵道賃	船賃	車馬賃(一軒に付)	宿泊料(一夜につき)	日當(一日に付)	移轉料
市長、助役、収入役	一等	一等	八	1,000	100	3,000圓以内
委員、理事、市議會事務局長、選舉管理委員會事務局長、監査委員事務局長、警察長、消防長	二等	二等	八	1,000	100	3,000圓以内
その他	二等	二等	六	500	100	1,000圓以内
雇員	二等	二等	六	500	100	1,000圓以内

宿泊料に甲地とあるは用務による宿泊地が、東京都、大阪、名古屋、横濱、京都、神戸、川崎、尼崎、西宮、布施、堺、小倉、福岡、門司の各市である場合をい、乙地とはその他の場合をい。

この條例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附 則
この條例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

廣島市議會の議決を経て廣島市性病診療所設置條例を次のように制定する。

昭和二十五年四月四日
廣島市長 濱 井 信 三

第十五條 社任を命ぜられた者が、社任を命ぜられた日の翌日から起算して一年以内に故なくして、その家族を新地に呼寄せない場合においては、第十一條第一項第三號の規定による移轉料及び家整移轉料は、これを支給しない。

「第十條」を「第十六條」とし、以下順次繰り下げる。

第二十四條 この條例に關し、必要な事項は、市長がこれを定める。

別表を次のように改める。

位 置	名 稱	管 轄 區
廣島市富士見町七ノ	廣島市性病診療所	廣島市一區
廣島市保健所内	廣島市性病診療所	廣島市一區

廣島市性病診療所設置條例

第一條 性病預防法第十六條の規定に基き性病診療所を廣島市保健所に併置しその位置名稱及び管轄區域を次の通り定める。

廣島市議會の議決を経て廣島市性病診療所使用料及び手数料條例を次のように制定する。

昭和二十五年四月四日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市性病診療所使用料及び手数料條例

第一條 廣島市性病診療所において治療、試験、検査その他の業務を行ふときはこの條例により使用料及び手数料を徴収する。

第二條 前條の使用料及び手数料は廣島市保健所使用料條例の定めるところによる。

第三條 前條の使用料及び手数料は貧困その他特別の事由があるを認められる者に對しては民生委員の證明によりこれを減免することができる。

第四條 この條例の施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。

附 則
この條例は公布の日から、これを施行する。

廣島市議會の議決を経て廣島市保健所使用料及び手数料條例を次のように制定する。

昭和二十五年四月四日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第六號

廣島市保健所使用料及び手数料條例

第一條 廣島市保健所における診療、試験、検査その他の業務を行ふときは、この條例により使用料及び手数料を徴収する。

第二條 使用料及び手数料の額は次の範圍内とする。

一、使用料
藥劑料 手術料 處置料 注射料 昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法」の規定による療養に要する費用の算定方法」の規定する範圍内において徴収する

二、手数料

廣島市議會の議決を経て廣島市保健所設置條例の一部を改正する條例を次のように制定する。

昭和二十五年四月四日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第七號

廣島市保健所設置條例の一部を改正する條例

廣島市保健所設置條例(昭和二十三年十月四日條例第四十八號)の一部を次のように改正する。

位置「廣島市舟入幸町六五〇」を「廣島市富士見町七七ノ三」に改める。

附 則
この條例は昭和二十五年二月六日からこれを適用する。

廣島市消防委員會條例

第一條 本市消防の重要事項に關し市長の諮問に應じ意見を具申するため廣島市消防委員會(以下委員會とす)を置く。

第二條 委員會は市長、消防長、所轄消防署長、所轄警察署長及び市會議員並びに學識經驗ある者を以て、これを組織する。

第三條 消防委員(以下委員とす)のうち市會議員及び學識經驗ある者を以て充つべき者の定数は各五名とする。

第四條 委員の任期は四年とする、但し重任をまじげない。その職にあるゆえを以て委員となつたもの、任期はその在職期間とする。

第五條 委員會は市長がこれを招集する。

第六條 委員五名以上より會議に附議すべき事項を示して招集の請求があるときは市長はこれを招集しなければならない。

第七條 委員會は半数以上の委員が出席しなければ會議を開く事できない。但し同一の議題につき再度招集しても半数に達しないときはこの限りでない。

第八條 委員會の議長は市長がこれに當る。

第九條 委員會の議長は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決することによる。

第十條 議長は會議録を調製し會議の開末を記載しなければならない。

第十一條 委員會は幹事及び書記若干名を置き、市長がこれを命ずる。幹事及び書記は市長の命を受けて職務に從事する。

廣島市條例第十號

廣島市消防委員會條例

第一條 本市消防の重要事項に關し市長の諮問に應じ意見を具申するため廣島市消防委員會(以下委員會とす)を置く。

第二條 委員會は市長、消防長、所轄消防署長、所轄警察署長及び市會議員並びに學識經驗ある者を以て、これを組織する。

第三條 消防委員(以下委員とす)のうち市會議員及び學識經驗ある者を以て充つべき者の定数は各五名とする。

第四條 委員の任期は四年とする、但し重任をまじげない。その職にあるゆえを以て委員となつたもの、任期はその在職期間とする。

第五條 委員會は市長がこれを招集する。

第六條 委員五名以上より會議に附議すべき事項を示して招集の請求があるときは市長はこれを招集しなければならない。

第七條 委員會は半数以上の委員が出席しなければ會議を開く事できない。但し同一の議題につき再度招集しても半数に達しないときはこの限りでない。

第八條 委員會の議長は市長がこれに當る。

第九條 委員會の議長は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決することによる。

第十條 議長は會議録を調製し會議の開末を記載しなければならない。

第十一條 委員會は幹事及び書記若干名を置き、市長がこれを命ずる。幹事及び書記は市長の命を受けて職務に從事する。

廣島市議會の議決を経て廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例を次のように制定する。

昭和二十五年四月四日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第九號

廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例

廣島市議會の議決を経て廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例を次のように制定する。

昭和二十五年四月四日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十一號

廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部を改正する條例

廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例(昭和二十三年十一月二十六日條例第五十八號)の一部を次のように改める。

第三條中「一〇〇圓」を「一五〇圓」に改める。

附 則
この條例は昭和二十五年四月一日からこれを施行する。

廣島市條例第十二號

廣島市議會の議決を経て廣島市議會の議決又は住民の一般投票に付すべき財産物又は議決に付すべき契約に關する條例の一部を改正する條例

廣島市議會の議決又は住民の一般投票に付すべき財産物又は議決に付すべき契約に關する條例(昭和二十四年二月二十一日廣島市條例第七十一號)の一部を次のように改める。

第一條 地方自治法(以下法とす)第九十六條第一項第七號の規定により次の財産物を設置し又は処分する場合各別の條例によりその議決を採らなければならない。但し各別の條例によりその議決を採らなければ、この限りでない。

一、公園

二、運動場

廣島市報 復活第四十八號

七

- 三、水道事業施設
- 四、下水道施設
- 五、ガス事業施設
- 六、自動車事業施設
- 七、港灣施設
- 八、學校
- 九、試験所
- 一〇、圖書館
- 一一、美術館
- 一二、物品陳列館
- 一三、公會堂
- 一四、劇場
- 一五、音樂堂
- 一六、病院
- 一七、療養所
- 一八、産院
- 一九、住宅施設
- 二〇、宿泊所
- 二一、浴場
- 二二、授産場
- 二三、託児所
- 二四、居場
- 二五、じんかい處理場
- 二六、火葬場
- 二七、墓地
- 二八、中央卸賣市場
- 二九、競馬場
- 三〇、競輪場
- 三一、工業指導所
- 三二、質屋
- 三三、家畜市場
- 三四、製塩所
- 三五、前各號に準ずる營造物で市長が重要と認めらるるもの

第二條 市の財産を取得し又は處分する場合にあらかじめ市議會の議決を経なければならぬ。但し、その財産の一部を構成する財産の取得又は處分であつて、見積價格二百萬圓に満たない場合においては、市議會の議決を要しない。

一、市廳舎

二、市公舎

三、前條各號に掲げる財産

四、一件千坪以上の土地

五、一件見積價格二百萬圓以上の建物

六、その他市長が重要と認めらるるもの

第三條 法第九十六條第一項第九號の規定により次の契約を締結する場合は、あらかじめ市議會の議決を経なければならぬ。

一、豫定價格百萬圓乃至二百萬圓の財産の賣却若しくは

二、豫定賃料年額若しくは總額百萬圓乃至二百萬圓の

財産の貸與

三、豫定價格五百萬圓乃至一千萬圓の工事の請負

四、豫定價格百五十萬圓乃至三百萬圓の物件、その他の供給

五、その他市長が重要と認めらるる契約

第四條 法第二百四十三條第二項の規定により次の契約を締結する場合は、あらかじめ市議會において出席議員の三分二以上の者の同意を得なければならぬ。

一、豫定價格二百萬圓を超える財産の賣却若しくは讓渡

二、豫定賃料年額若しくは總額二百萬圓を超える財産の貸與

三、豫定價格一千萬圓を超える工事の請負

四、豫定價格三百萬圓を超える物件、その他の供給

第二條における見積價格又は前條及び前項における豫定價格若しくは豫定賃料又は、市議會に提案する直前に於いて、市長が時價に見積つて合理的に算定した價額又は賃料をいう。

附則

この條例は、公布の日から、施行する。

廣島市議會の議決を経て廣島市立學校授業料並びに入學考査料條列の一部を改正する。

昭和三十五年四月八日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六十八號

廣島市災害救助隊規則の一部を改正する規則

廣島市災害救助隊規則（昭和二十三年九月十日廣島市規則第三十三號）の一部を次のように改める。

第七條中「公安部」の分掌事務を削り「協力班」の分掌事務の次に左の通り加える。

公安班

一、災害情報及び連絡統制に關すること

二、分隊との情報連絡に關すること

第七條中「消防部第一班」に新たに左の分掌事務を加える

一、津浪警報傳達並びに警戒避難に關すること

第七條中「土木班」の分掌事務の次に左の通り加える。

港灣班

一、海上港灣の防備復舊並びに警戒對策に關すること

附則

この規則は公布の日より施行する。

廣島市災害救助隊施行細則を次のように制定する。

昭和二十五年三月十三日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六十九號

廣島市災害救助隊施行細則

第一章 總則

第一條 廣島市災害救助隊規則（以下規則と稱す）第十六條に基き本市災害救助隊の運営については、この規則の定めるところによる。

第二條 規則第四條第二項により隊長に事故があるときは、職務を代理する副隊長の代理順序は第一助役、第二助役、第三助役の順序とする。

第二章 本部

第三條 規則第六條第二項により本部長に事故があるときは、その職務を代理する副本部長の代理順序は第一助役、第二助役、第三助役の順序とする。

第四條 各班長は毎年十二月二十日迄に翌年度災害救助對策計劃を樹立し部長を経て隊長に報告しなければならない。

第五條 隊長は毎年一回以上各種訓練を實施し救助計劃の充實を圖らなければならない。

第六條 隊長は毎年一回救助隊保管の機械器具資材及び備付物品の現況検査を實施しなければならない。

第三章 分隊

第七條 分隊の定員は概ね五十戸に付一人を基準として定める。但し一分隊五十名を下らないものとする。

第八條 分隊長は毎年四月十日迄に分隊本部所在地及び分隊構成名簿を本部に提出しなければならない。

第四章 廣島市出張所長の任務

第九條 廣島市出張所長は本部總務部長に直屬し平時は本部各班と分隊との連絡調整事務に任じ、災害時には分隊長に協力し罹災民の救助事務を迅速に遂行しなければならない。

附則

第十條 この規則は公布の日から施行する。

廣島市災害救助隊第九條に基き出張所及び駐在所の位置、名稱及び管轄區域等に関する規則の一部を改正する規則を次

廣島市規則第六十九號

廣島市規程第九條に基き出張所及び駐在所の位置、名稱及び管轄區域等に関する規則の一部を改正する規則

廣島市警察條例第九條に基き出張所及び駐在所の位置、名稱及び管轄區域等に関する規則（昭和二十四年十二月三十一日規則第六十號の二）の一部を次のように改正する。

東警察署の欄中

「段原東巡查部長派出所」を「段原東巡查派出所」に、

「下流川町巡查部長派出所」を「下流川町巡查派出所」に

西警察署の欄中

「已斐部補派出所」を「已斐巡查部長派出所」に、

「横川町補派出所」を「横川町巡查部長派出所」に

「十日市町巡查部長派出所」を「十日市町巡查派出所」に、

「舟入巡查部長派出所」を「舟入巡查派出所」に

宇部警察署の欄中

「皆賀町巡查部長派出所」を「皆賀町巡查派出所」に夫々改める。

附則

この規則は、昭和二十五年二月七日から、これを適用する

廣島港灣委員會規則を次のように制定する

昭和二十五年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第二號

廣島市性病診療所使用料及び手数料條列施行細則を次のように制定する。

昭和二十五年四月四日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市報 復活第四十八號

廣島市規則第六十九號

廣島市規程第九條に基き出張所及び駐在所の位置、名稱及び管轄區域等に関する規則の一部を改正する規則を次

廣島市規則第一號

廣島港灣委員會規則

第一條 廣島港灣委員會（以下委員會と稱す）は廣島市長の諮問に應じ廣島港灣振興促進のための重要事項について立案審議する。

第二條 委員會は左に掲げるもの、中から廣島市長が選擧

廣島市規則第二號

廣島市性病診療所使用料及び手数料條列施行細則

條例第三條の規定による使用料及び手数料の減免を受けようとする場合は別紙第一號様式申請書に醫師の診断書及び別紙第二號様式の民生委員並びに出張所長の証明する意見書を添付しなければならない。

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。

廣島市診療所使用料及び手数料條例施行細則を次のように制定する。
昭和十五年四月十三日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第四號

廣島市診療所使用料及び手数料條例施行細則
第一條 廣島市診療所使用料及び手数料條例第二條による使用料及び手数料を次のように定める。
一、使用料の額
本所の使用料及び手数料は昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法の規定による療養を要する費用の額の算定方法」の規定する額の七割を徴収する。但し診察料及び内服薬並びに頓服薬は次の通りとする。
診察料 一ヶ月 二十四
内服薬 一日分 十五円
頓服薬 一回分 十五円
内服薬及び頓服薬の價格が十五円を超える場合の藥價は別に規定する算定方法により算出した價格の七割を徴収する。使用料の額が一回以下の端數を生じた場合は切り上げる。
二、手数料の額
診斷書料 一通に付 簡易なもの 二十四 複雑なもの 二十四
證明書料 〃〃 二十四
檢案書料 五十四
處方箋料 二十四

第二條 健康保險法並びに生活保護法に依り療養を受ける者の療養を要する費用の額は昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法の規定による療養を要する費用の額の算定方法」に依り徴収する。
第三條 使用料及び手数料の減免を受けようとする者は民生委員の証明を得て市長に願ひ出でなければならぬ。
附 則
この規則は、昭和二十五年四月一日からこれを適用する。
廣島市職員給與條例施行規則を次のように制定する。
昭和二十五年四月二十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六號

廣島市職員給與條例施行規則
(目的)
第一條 この規則は、廣島市職員給與條例(以下條例といふ)の施行に關し、必要な事項を定める。
(第四條關係)
第二條 條例第四條第五號に規定するものは、次の通りとする。
附 則
この規則は、昭和二十五年四月一日からこれを適用する。
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第五號

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則
廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則(昭和二十四年八月十一日廣島市規則第二十八號)の一部を次のように改正する。
第十四條中「加工水産物部十五万円」を加工水産物部塩干物十五万円、煉製品五万円に改める。
第六十二條に左の通り加える。
「但し使用料に四未満の端數を生じたときは一回に繰上げらる。
第六十三條に次の一項を加へる。
日割計算の方法は月額料金にその月に於ける使用日數を乗じ三十をもつて除したものとす。
この規則は、昭和二十五年四月一日からこれを適用する。
附 則
廣島市職員給與條例施行規則を次のように制定する。
昭和二十五年四月二十日
廣島市長 濱 井 信 三

この規則は昭和二十五年四月一日からこれを施行する。
廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十五年四月十五日
廣島市長 濱 井 信 三

課長 係 印
命令 月 日 所屬課
勤務者 職 氏名
亦 山
實施日時 月 日 自 時 分 至 時 分
超過 休 日 動 務 命 令 表
時間外 時間 分
甲 票

第一條 日直及び宿直勤務については、前三項の規定にかかわらず各所屬所定の日直、宿直勤務命令等による。
(超過勤務手当支給の例外)
第十三條 公務により出張中の職員に對しては、超過勤務手当は、これを支給しない。
第十四條 勤務場所に常時起居する職員に對しては、特に命ぜられた場合を除く外超過勤務手当は、これを支給しない。
(支給期日)
第十五條 超過勤務手当は、その月分をとりまき翌月中に、これを支給する。
(嘱託員及び臨時職員に對する取扱)
第十六條 嘱託員及臨時職員に對し超過勤務手当を支給する場合には、その支給基準につき、別にこれを定める。
附 則
この規則は、昭和二十五年四月一日からこれを適用する。
廣島市長 濱 井 信 三

課長 係 印
命令 月 日 所屬課
勤務者 職 氏名
亦 山
實施日時 月 日 自 時 分 至 時 分
超過 休 日 動 務 命 令 表
時間外 時間 分
乙 票

附 則
この規則は、昭和二十五年四月一日からこれを適用する。
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第一〇七號
廣島市消防職員の證票(昭和二十三年九月二十日告示第三十九號)を左記の通り改める。
昭和二十五年三月三日
廣島市長 濱 井 信 三
消防法第四條の規定により仕事場、工場、興行場、百貨店、旅館、飲食店又はその他の公衆の出入する場所等を査察する場合において關係者に示す消防職員の證票を次のように定める。
廣島市告示第一〇七號
廣島市消防局長 濱 井 信 三
徵章 公務員之證
所屬 職名 氏名
號數
廣島市消防局長
徵章 公務員之證(公務員之證)金色
横 十 綫
縦 七 綫
紙 質 棉 色
輪 劃 金 線

一、他の職を兼ね給料、手当等の給與を受け本市が報酬、手当等給與の一部を負担する者
三、出來高拂制その他の請負制で使用される者
(第六條關係)
第三條 條例第六條の規定による端數計算に當つては、給與の種類及びその支給期ごに、これを行ふものとする。
(第七條關係)
第四條 條例第七條の規定による遺族及びその順位は、廣島市職員退職手当支給條例(昭和二十四年十一月九日廣島市條例第五十號)第十條の例による。
(第十三條關係)
第五條 條例第十三條の「従前の給料」とは、條例第十二條及び第十四條の規定により給料が減額されている場合であつても、減額されない前の給料をいう。
(第十四條關係)
第六條 條例第十四條第一項第九號及び第十號の期間は、廣島市職員就業規則(昭和二十四年十一月十日廣島市規則第五十一號)に定めることによる。
2 前項以外の事項については、その都度任命権者の必要と認められる期間
第七條 條例第十四條第一項の規定により、職員がその勤務しないことにつき承認を受けるについては、その事實を証明する書類を別に定めることにより、これを添付して任命権者に提出しなければならない。
第八條 條例第十四條の規定により減額すべき給與額は、その月分の給料に對する額及び勤務地手当に對する額を、それ／＼全月以降の給料及び勤務地手当の額から差し引くものとする。
2 退職、休職等の場合において減額すべき給與額は、前項の規定にかかわらずその月分の未支給の給與(給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、退職手当等)の額から差し引くことができる。
(第十九條關係)
第九條 條例第十九條の規定による扶養親族のある職員は扶養親族認定申請書(別表様式第一)により任命権者に
廣島市規則第八號
廣島市保育料徴收條例施行細則の一部を改正する規則
廣島市保育料徴收條例施行細則(昭和二十三年八月一日規則第二十七號)の一部を次のように改正する。
第一條 第二項中「一人一ヶ月百圓を徴収する」を「一條例第二條に基き徴収する」に改め、但書を削る。
附 則
この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。
廣島市長 濱 井 信 三

注意事項
一、本誌は他人に貸與してはならない
二、本誌は常に携帯し、公務のため必要あるときはこれを提示しなければならぬ
三、本誌は毀損又は亡失したときは直ちに届出なければならぬ

廣島市告示第百八號
廣島東及西務署より通知のあつた段原大畑町齊藤勉外二百四十名の家屋に對する貸賃價格の設定については家屋賃法第一條の規定により自三月十日自三月二十九日の二十日間關係者の縦覧に供する
昭和二十五年三月九日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百八號ノ二
昭和二十五年三月十日
廣島市長 濱 井 信 三
土地立入公告
左記の通り中祀支第六一三號を以て中國配電株式會社廣島支店長より土地立入通知があつたので電氣事業法第六條により告示する

一、立入の目的 特別高壓送電線路測量のため
一、電氣工作物の種類 送電線路
一、立入るべき土地の區域

廣島市告示第百九號
昭和二十五年三月十三日
廣島市長 濱 井 信 三
左記の通り定例廣島市議會を招集する
一、招集日時 昭和二十五年三月二十日午後一時
一、招集場所 廣島市役所

廣島市告示第百十號
昭和二十五年三月二十二日
廣島市長 濱 井 信 三
昭和二十五年年度分地租減免について
特別都市計畫法による區劃整理地區内の土地で、道路、公園、綠地、官公署、學校等の公用、公共用豫定地に編入されたもの、又その他の事由に依り使用制限をうけ、換地豫定地の使用開始に到らないもので、使用又は收益をしていない場合に限り、納税者の申請により地租を減免する
なお、申請に提出された申請は、昭和二十三年度並びに昭和二十四年度分地租減免につき、指定期日迄に所定の手續をこらねたい
一、提出期限 昭和二十五年四月二十日迄
一、提出場所 廣島市基町番地廣島市東部復興事務所 廣島縣廣島復興事務所
一、その他 申請書用紙は東西復興事務所において受領のこす

廣島市告示第百十一號
昭和二十五年四月四日
廣島市長 濱 井 信 三
昭和二十五年年度廣島市歳入出豫算

廣島市告示第百十三號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十五年三月二十四日
廣島市長 濱 井 信 三
第十一回未指定地補充換地指定並びに第十一回換地指定地變更指定の發表について
一、廣島市特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記の土地は區劃整理委員會の諮問を経て換地豫定地が決定したから關係者は東部復興事務所にて詳細承知されたい
二、土地所有者に對する換地豫定地指定通知書は土地所有届を提出済の人のみ送達する。なお土地所有届を未だ提出していない人は至急届出されたい
三、今回發表地區の土地を賣買又は讓渡するときは事前に必ず東部復興事務所へ協議の上取返願ひたい
四、一連絡がない場合は決定した換地を取消すことに立至ることがあるから是非連絡方實行されたい
四、前記換地豫定地の使用開始の時期及び借地權その他の權利については追つて指定する

廣島市告示第百十四號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百十五號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百十六號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百十四號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百十五號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百十六號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百十七號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百十八號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百十九號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百二十號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百二十一號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百二十二號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百二十三號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百二十四號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第百二十五號
三月三十日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する
昭和二十五年三月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市報復活 第四十八號

廣島市報復活 第四十八號

- 五、教育費
 - 一、小學校費 金七千四百六十四萬四千七百四拾六圓
 - 二、中學校費 金參千貳拾八萬八千六百七拾貳圓
 - 三、高等學校費 金壹千貳拾萬參千五百參拾圓
 - 四、工業專門學校費 金七百五拾五萬六千五百五拾五圓
 - 五、圖書館費 金貳百貳拾六萬六千五百圓
 - 六、研究諸費 金貳百貳拾壹萬壹千六百參拾五圓
 - 七、社會教育費 金貳百貳拾壹萬壹千七百四拾九圓
 - 八、社會勞動施設費 金貳百貳拾壹萬壹千七百四拾九圓
 - 九、生活保護費 金壹億壹千七百五拾五萬九千九百五拾貳圓
 - 一〇、民生委員事務所費 金參拾參萬貳千八百七拾七圓
 - 一一、民衆委員會費 金六拾萬九千九百五拾五圓
 - 一二、保健所費 金四萬貳拾七萬四千五百參拾五圓
 - 一三、保育所費 金五百參拾七萬參百貳拾九圓
 - 一四、厚生諸費 金百九拾四萬九千五百六拾六圓
 - 一五、公園費 金五拾四萬八千八百八拾壹圓
 - 一六、兒童福利費 金八百五拾貳萬八千貳百七拾七圓
 - 一七、母子寮費 金貳拾六萬八千九拾壹圓
 - 一八、失業應急事業費 金九千九百九拾九萬貳千參百四拾五圓
 - 一九、養老院費 金貳百五拾九萬六千八百五拾七圓
 - 二〇、保健衛生費 金五千貳百拾四萬四千五百拾圓
 - 二一、保健所費 金貳百拾八萬九千七百七拾參圓
 - 二二、性病診療所費 金六拾參萬四千貳百貳拾七圓
 - 二三、傳染病預防費 金四百八拾萬六千八百參拾八圓
 - 二四、鼠疫昆虫除滅費 金四百四拾貳萬六千貳百五拾參圓
 - 二五、トラホーム豫防費 金七萬貳千八百九拾參圓
 - 二六、結核豫防費 金貳百拾六萬五千八百七拾四圓
 - 二七、性病豫防費 金七千六百參拾圓
 - 二八、船入病院費 金百拾壹萬七千七百七拾貳圓
 - 二九、衛生試驗検査費 金參拾參萬四千六百八拾四圓

- 一〇、診療所費 金六拾壹萬九千八百五拾六圓
- 一一、下水道費 金八百六拾七萬五千參百九拾參圓
- 一二、下水道調査費 金百四萬貳千五百圓
- 一三、汚物處理費 金參拾八萬參千八百九拾四圓
- 一四、屠場費 金參拾萬四千五百九拾九圓
- 一五、火葬場費 金六拾七萬五千七百拾貳圓
- 一六、育成費 金貳百拾萬七千八百八圓
- 一七、衛生諸費 金參拾四萬參千四百八拾九圓
- 一八、國民健康保險諸費 金貳拾參萬六千六百拾五圓
- 一九、保健所建設費 金貳千貳百萬圓
- 二〇、產業經濟費 金貳千貳百五拾壹萬七千五百六拾六圓
- 二一、配給諸費 金貳拾四萬八千九百四拾六圓
- 二二、商工諸費 金七百參拾萬參千四百七拾圓
- 二三、農水產諸費 金九拾壹萬參千五百貳拾五圓
- 二四、農地委員會費 金九拾四萬八千五百七拾六圓
- 二五、農業調整委員會費 金七拾貳萬八千七百六拾八圓
- 二六、家畜市場費 金參拾四萬六千七百四拾九圓
- 二七、灌溉所費 金四拾貳萬六千參百六拾四圓
- 二八、工業指導所費 金拾參萬參千七百五拾四圓
- 二九、觀光港灣諸費 金九百八拾六萬五千四百七拾圓
- 三〇、中央卸賣市場費 金百貳拾萬壹千九百四拾四圓
- 三一、財產費 金五百六拾七萬七千九百五拾九圓
- 三二、基本財產造成費 金拾七萬六千五百四拾貳圓
- 三三、財產管理費 金五百五拾萬壹千四百拾七圓
- 三四、統計調査費 金貳百拾萬參千五百拾圓
- 三五、統計調査費 金貳百拾萬參千五百拾圓
- 三六、選舉費 金六百九拾參萬七千九百圓
- 三七、選舉費 金六百九拾參萬七千九百圓
- 三八、公債費 金參千貳百五拾萬六千八百五拾圓
- 三九、元金償還金 金壹千六百七拾壹萬貳千九百六拾八圓
- 四〇、利息 金壹千五百八拾參萬八千八百八拾壹圓
- 四一、輸送費 金參百六拾參萬四百圓
- 四二、輸送費 金參百六拾參萬四百圓
- 四三、監査委員費 金百貳拾參萬九千八百參拾參圓
- 四四、監査委員費 金百貳拾參萬九千八百參拾參圓

廣島市告示第一號

四月四日市議會の議決を経た昭和二十五年年度廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算計水道事業費歳入出豫算の要領は次の通りである。但し、の豫算は即日これを施行する。

昭和二十五年四月四日

廣島市長 濱 井 信 三

- 一、使用料及手数料 金八千八百五拾八萬貳千七百參拾圓
- 二、給水工事費收入 金五百七拾貳萬六千參百五拾七圓
- 三、雜收入 金貳百七拾五萬參千六百四拾七圓
- 四、公企業及財產收入 金壹百六拾壹萬九千五百九拾五圓
- 五、諸支山金 金五千參百九拾八萬四千七百八拾四圓
- 六、公金取扱費 金貳百九拾七萬六千七百七拾七圓
- 七、滯納處分費 金貳圓
- 八、特別會計繰入金 金六萬八千圓
- 九、繰入金 金參千七百九拾六萬參千七百九拾八圓
- 一〇、字圖其他調整費 金六百貳拾參萬五千六百九拾五圓
- 一一、過年度支出 金壹百貳拾六萬八千四百五拾九圓
- 一二、雜支出 金貳百拾七萬七千圓
- 一三、災害救助隊費 金七拾四萬參千貳百四拾參圓
- 一四、東京出張所費 金八拾壹萬四千九百六拾圓
- 一五、原爆資料蒐集費 金壹百拾萬圓
- 一六、綠化週間實施費 金七萬八千圓
- 一七、豫備費 金貳百萬圓
- 一八、豫備費 金貳百萬圓
- 一九、繰入合計 金八億五千四百六拾壹萬八千參百七拾參圓
- 二〇、歳入出差引殘金なし

- 一、使用料及手数料 金一六、〇〇〇、〇〇〇
- 二、補 助 金 金一、七〇〇、〇〇〇
- 三、國庫支出金 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 四、補 助 金 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 五、縣 支 出 金 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 六、寄 附 金 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 七、補 助 金 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 八、繰 入 金 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 九、前年度繰越金 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 一〇、雜 收 入 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 一一、納 付 金 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 一二、辨償金及報償金 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 一三、物品賣拂代金 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 一四、過年度收入 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 一五、利 子 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 一六、市稅延滞金 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 一七、繰入金及入 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 一八、雜 入 金一、〇〇〇、〇〇〇
- 一九、市 債 債 金一、〇〇〇、〇〇〇

廣島市報復活 第四十八號

- 一、會 議 費 金八、三三六、三三六
- 二、役 所 費 金八、三三六、三三六
- 三、役 所 費 金八、三三六、三三六
- 四、新給與臨時措置費 金一〇、〇〇〇、〇〇〇
- 五、警 察 費 金八、三三六、三三六
- 六、警 察 費 金八、三三六、三三六
- 七、消 防 費 金八、三三六、三三六
- 八、警 察 廳 舍 整 備 費 金八、三三六、三三六
- 九、水 費 金八、三三六、三三六
- 一〇、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 一一、道 路、橋 梁 特 別 整 備 費 金八、三三六、三三六
- 一二、水 害 復 舊 費 金八、三三六、三三六
- 一三、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 一四、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 一五、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 一六、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 一七、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 一八、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 一九、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 二〇、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 二一、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 二二、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 二三、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 二四、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 二五、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 二六、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 二七、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 二八、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 二九、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 三〇、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 三一、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 三二、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 三三、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 三四、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 三五、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 三六、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 三七、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 三八、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 三九、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 四〇、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 四一、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 四二、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 四三、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 四四、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 四五、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 四六、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 四七、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 四八、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 四九、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 五〇、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 五一、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 五二、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 五三、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 五四、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 五五、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 五六、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 五七、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 五八、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 五九、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 六〇、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 六一、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 六二、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 六三、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 六四、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 六五、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 六六、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 六七、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 六八、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 六九、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 七〇、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 七一、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 七二、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 七三、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 七四、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 七五、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 七六、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 七七、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 七八、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 七九、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 八〇、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 八一、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 八二、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 八三、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 八四、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 八五、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 八六、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 八七、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 八八、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 八九、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 九〇、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 九一、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 九二、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 九三、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 九四、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 九五、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 九六、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 九七、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 九八、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 九九、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六
- 一〇〇、道 路、補 修 費 金八、三三六、三三六

款項	豫算現額	決算額	豫算現額に對する差
一、事務費	六七,七五〇〇	五五八,四六三三	五九,三五七
二、用品調達費	三,〇〇〇,〇〇〇〇	二,九九九,七八三六	三,二四〇
三、豫備費	三,〇〇〇,〇〇	〇	三,〇〇〇〇〇
四、豫備費	三,〇〇〇,〇〇	〇	三,〇〇〇〇〇
歲出合計	三,六〇〇,〇〇〇〇	三,五五八,二五三三	六,四四六

歳入歳出差引殘金百貳萬壹千五百參拾貳圓四拾九錢

翌年度へ繰越

昭和二十三年度廣島市特別會計都市計畫事業草津町附近土地區劃整理事業費

款項	豫算現額	決算額	豫算現額に對する差
一、國庫支出金	一,八三六〇〇	〇	一,八三六〇〇
二、補助金	一,八三六〇〇	〇	一,八三六〇〇
三、區劃整理施行費收入	三〇〇	〇	三〇〇
四、區劃整理施行費收入	三〇〇	〇	三〇〇
五、換地清算徵收金	三〇〇	〇	三〇〇
六、換地清算徵收金	三〇〇	〇	三〇〇
七、雜收入	三,三三三三三	六,一五七七八	七,〇〇〇〇〇
八、雜收入	三,三三三三三	六,一五七七八	七,〇〇〇〇〇
九、前年度繰越金	一,二二二,六六六六	四八四,五三二六四	七,七七一,四七四
十、前年度繰越金	一,二二二,六六六六	四八四,五三二六四	七,七七一,四七四
歲入合計	一,三三六,七四四七	四九〇,六七七六三	七,三三三,〇六六
歲出合計	一,三三六,七四四七	四一六,三三三三三	八,一〇〇,四一三

歳入歳出差引殘金七萬四千參百五拾四圓四拾九錢

翌年度へ繰越

昭和二十三年度廣島市特別會計賑災復興費歳入出決算書

款項	豫算現額	決算額	豫算現額に對する差
一、國庫支出金	一〇一,三三三,〇〇〇〇	一〇〇,九二九,三三三三	四〇三,六六六
二、補助金	一〇一,三三三,〇〇〇〇	一〇〇,九二九,三三三三	四〇三,六六六
三、雜收入	一,八三六,〇〇〇〇	一,八三六,〇〇〇〇	〇
四、市債	一〇八,九二九,〇〇〇〇	一〇八,九二九,〇〇〇〇	〇
五、換地清算徵收金	二,〇〇〇,〇〇〇〇	〇	二,〇〇〇,〇〇〇〇
六、繰越金	一,八三六,〇〇〇〇	〇	一,八三六,〇〇〇〇
七、前年度繰越金	一,八三六,〇〇〇〇	〇	一,八三六,〇〇〇〇
歲入合計	三,〇〇〇,〇〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇〇	〇
歲出合計	三,〇〇〇,〇〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇〇	〇

歳入歳出差引殘金七百拾萬壹千七百七拾八拾錢

翌年度へ繰越

款項	豫算現額	決算額	豫算現額に對する差
一、目的稅	一八,八八六,六三三〇	一八,八八六,六三三〇	〇
二、都市計畫稅	一八,七三三,九三三〇	一八,七三三,九三三〇	〇
三、舊法に依る稅收入	一,五三三,六三三〇	一,五三三,六三三〇	〇
四、雜收入	三〇〇	〇	三〇〇
五、雜收入	三〇〇	〇	三〇〇
六、繰越金	三,三三三,三三三〇	四,八四四,三三三三	一,五一一,〇〇〇
七、前年度繰越金	三,三三三,三三三〇	四,八四四,三三三三	一,五一一,〇〇〇
歲入合計	三,〇〇〇,〇〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇〇	〇
歲出合計	三,〇〇〇,〇〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇〇	〇

歳入歳出差引殘金壹千四百貳拾貳萬貳千四百五拾貳圓四拾九錢也 翌年度へ繰越

款項	豫算現額	決算額	豫算現額に對する差
一、區劃整理費	二〇,〇〇〇,〇〇〇〇	一七,六三三,三三三三	二,三六六,六六六
二、街路費	二,〇〇〇,〇〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇〇	〇
三、下水費	一,〇〇〇,〇〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇〇	〇
四、公共空地整備費	一,〇〇〇,〇〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇〇	〇
五、建築費	一,〇〇〇,〇〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇〇	〇
六、過年度支出	七,〇〇〇,〇〇〇〇	〇	七,〇〇〇,〇〇〇〇
七、死体改葬費	三,〇〇〇,〇〇〇〇	〇	三,〇〇〇,〇〇〇〇
八、公債費	九,八〇一,二二二二	〇	九,八〇一,二二二二
九、元利償還金	四,〇〇〇,〇〇〇〇	〇	四,〇〇〇,〇〇〇〇
十、利子	五,〇〇〇,〇〇〇〇	〇	五,〇〇〇,〇〇〇〇
歲出合計	三,〇〇〇,〇〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇〇	〇

廣島市告示第九號

四月八日市議会の議決を経た昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである、但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和三十五年四月八日

廣島市長 濱井 信三

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加

八、繰越金 金貳千九百七拾八萬七千七百四拾九圓
一、前年度繰越 金貳千九百七拾八萬七千七百四拾九圓
歳入合計 金貳千九百七拾八萬七千七百四拾九圓

三、警察警防費 金六百貳拾萬七千圓
一、警察費 金參百拾九萬圓
二、消防費 金參百壹萬七千圓

六、社會労働施設 金壹千貳百貳拾萬六千八百八拾六圓
七、保健衛生費 金參百參拾四萬七千八百貳拾圓
一、保健所費 金貳百拾四萬七千八百貳拾圓

八、産業經濟費 金貳百五拾五萬參千八百四拾參圓
十、中央卸賣市場費 金貳百五拾五萬參千八百四拾參圓

一、水害復舊費 金五百四拾七萬貳千九百圓
歳入合計 金貳千九百七拾八萬七千七百四拾九圓
歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第十號

四月八日市議会の議決を経た昭和三十五年廣島市特別會計水道事業歳入出豫算追加の要領は次の通りである但しこの豫算は即日これを施行する。
昭和三十五年四月八日

廣島市長 濱井 信三

昭和三十五年廣島市特別會計水道事業歳入出豫算追加
歳入合計 金壹百拾壹萬圓

八、繰越金 金壹百拾壹萬圓
一、前年度繰越 金壹百拾壹萬圓
歳入合計 金壹百拾壹萬圓

一、水道費 金壹百拾壹萬圓
四、水道復舊費 金壹百拾壹萬圓
歳入合計 金壹百拾壹萬圓
歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第十一號

四月八日市議会の議決を経た昭和三十五年廣島市特別會計建設費歳入出豫算追加の要領は次の通りである但しこの豫算は即日これを施行する。
昭和三十五年四月八日

廣島市長 濱井 信三

昭和三十五年廣島市特別會計建設費歳入出豫算追加
歳入合計 金七百六萬壹千參百五圓

一、國庫支出金 金壹百八拾萬七千四百七拾五圓
二、交付金 金壹百八拾萬七千四百七拾五圓
五、繰越金 金五百貳拾五萬參千八百參拾圓
一、前年度繰越 金五百貳拾五萬參千八百參拾圓
歳入合計 金七百六萬壹千參百五圓

一、建設費 金七百六萬壹千參百五圓
十、學校營繕費 金四百六拾四萬壹千八百參拾圓
十二、建築費 金六拾壹萬貳千圓
十三、建設調査費 金壹百八拾萬七千四百七拾五圓
歳入合計 金七百六萬壹千參百五圓

廣島市告示甲第十二號

廣島市指定水道工事店規則第三條及び同施行細則第二條による指定水道工事店新規定申請書の受付期間は左の通りである。
昭和三十五年四月十二日

廣島市長 濱井 信三

受付期間
自昭和三十五年四月十三日
至昭和三十五年四月二十日

尚試験期日及び試験場は追て告示する

廣島市告示甲第十三號

防接接種法(昭和三十二年法律第六十八號)に基く結核豫防接種を左の通り施行する。
昭和三十五年四月十二日

廣島市長 濱井 信三

結核豫防接種實施計畫

日時 自昭和三十五年四月十七日(日曜祭日を除く)
至同 四月三十日(土曜は午前中)

- 實施場所 1 廣島市保健所 2 國立廣島病院
3 縣立廣島病院 4 縣立厚生病院
5 日鋼病院 6 鐵道病院
7 逓信病院 8 中配病院
9 日赤病院 10 記念病院
11 船入病院 12 縣立井ノ口病院
13 各學校 14 労働基準法第五十三條による各事業場
(但し13、14は委託希望の場だけ實施す)

接種後の注意

当日は入浴を控へる。
B、O、G、十五圓
委託ツベルクリン三圓六十七錢
B、O、G、十一圓八十六錢

接種後の注意
検査の時各種予防接種済證に證明するか必ず持参の事

接種方法
一、使用量 ツベルクリンはO、一cc(年令上の差なし)を一箇所左前胸内側上部にB、O、GはO、一ccを一箇所左上胸外側中央部に接種者の年令等に關係なく接種する、但し著しい栄養障害のある者、重症患者、熱性病患、蔓延性皮膚病患者には接種を猶予する。

二、ワクチン接種部位の消毒
三、接種用器具の消毒
1 ツベルクリン注射器具(一)
2 ツベルクリン注射器(四)
分の一以下の鋼針)は使用前乾熱蒸氣又は煮沸消毒を行ひアルコールやその他の薬液で消毒してはならない、煮沸消毒の場合は消毒をした後滅菌ガーゼ又は滅菌皿の上にあけて吸子を抜いて無菌的に冷却乾燥させるか或は乾燥が充分でないときは少量のツベルクリンを吸引して注射器の内部をよく洗滌しおてかなければならない。

二、ツベルクリン注射器具(一)
ツベルクリン注射器(四)
分の一以下の鋼針)は使用前乾熱蒸氣又は煮沸消毒を行ひアルコールやその他の薬液で消毒してはならない、煮沸消毒の場合は消毒をした後滅菌ガーゼ又は滅菌皿の上にあけて吸子を抜いて無菌的に冷却乾燥させるか或は乾燥が充分でないときは少量のツベルクリンを吸引して注射器の内部をよく洗滌しおてかなければならない。
注射針は注射を受ける一人毎に固くしばつたアルコール綿でよく拭拭し一本の注射器のツベルクリンが使用しつくされる迄この操作を繰返して使用してもよいがその注射器具を消毒しないで新しくツベルクリン

接種後の注意

ツベルクリンを吸引して注射を連続してはならない。
ツベルクリン接種後四十八時間ては直ちにB、O、Gを接種する。
各種予防接種カードには記號を記入して下さい。

一、發赤の大きさ4糸以下 陰性
二、ク 5糸—9糸 疑陽性
三、A發赤だけを認めるもの (十)
B發赤を認めると共に硬結も觸知出来るもの (廿)
C硬結を觸知出来ると同時に二重發赤のあるもの (卅)
D硬結も二重發赤もある上に水泡、壊死、潰瘍等を生じたもの (卅)

廣島市告示甲第十四號

昭和三十五年四月十四日
廣島市長 濱井 信三
第十二回未指定地補充換地指定地指定並びに第十二回換地指定地變更指定の發表について

一、廣島市特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記の土地は區劃整理委員会の諮問を経て換地指定地が決定したから關係者は東部復興事務所にて詳細承知されたい。
二、土地所有者に対する換地指定地指定通知書は土地所有届を提出済みの人のみ送達する。
三、今回發表の土地を賣買又は譲渡するときは事前に必ず東部復興事務所と協議の上取返しが願いたい。万一違料

廣島市告示甲第十五號

廣島東及西稅務署より通知のあつた中島本町羽城實外三千三百六名の家屋に對する賃貸價格の設定については家屋台帳法第十一條の規定により 自四月二十日の二十日間關係者の縦覧に供する。
昭和三十五年四月十八日

廣島市長 濱井 信三

廣島市長 濱井 信三

廣島市長 濱井 信三

廣島市告示甲第十六號

昭和三十五年四月十九日
廣島市長 濱井 信三
左記の通り廣島市議會を招集する。

招集日時 昭和三十五年四月二十六日午後一時

一、招集場所 廣島市役所

辭令

廣島市技術吏員に任命する
田中千萬一
技手に補する

昭和三十五年三月二十五日付 廣島市技術吏員に任命する
 技術吏員 酒井 哲治
 昭和三十五年三月三十一日付
 事務吏員 福井 一清
 昭和三十五年四月一日付(各通)
 技術吏員 宮崎 明徳
 昭和三十五年四月一日付(各通)
 昭和三十五年四月一日付
 昭和三十五年四月十三日付(各通)
 昭和三十五年四月十四日付
 昭和三十五年四月十四日付

廣島市警察監視員を命ずる(各通)
 技術吏員 米田 正三
 廣島市食品衛生監視員を命ずる(各通)
 技術吏員 横山 正道
 昭和三十五年四月一日付(各通)
 昭和三十五年四月十二日付
 昭和三十五年四月十三日付(各通)
 昭和三十五年四月十四日付
 昭和三十五年四月十四日付

廣島市旅費條例の一部を改正する條例制定について
 廣島市會計條例制定について
 廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例制定について
 廣島市消防委員會議條例制定について
 廣島市保健所設置條例制定について
 廣島市性病診療所設置條例制定について
 廣島市性病診療所使用料及び手数料條例制定について
 廣島市性病診療所使用料及び手数料條例制定について
 廣島市議會議決又は住民の一般投票に付すべき財産管理物又は議決の一部を改正する條例制定について
 昭和三十五年廣島市土木費公債方法

雜報

件名	議決月日	議決區分
昭和三十五年廣島市歳入出豫算	二五、四、四	修正可決
廣島市職員定數條例の一部を改正する條例制定について	二五、四、四	原案可決
廣島市職員給與條例制定について	二五、四、四	修正可決

昭和三十五年廣島市特別會計獎學資金出入豫算
 天滿町外部落有財産
 用品調達費
 建設費
 昭和三十五年廣島市特別會計水道事業費公債方法
 建設費
 特別會計の廢止について
 年度内一時借入金について
 昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加
 昭和三十四年度廣島市特別會計職災復興費歳入出豫算追加更生
 昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加
 廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部を改正する條例制定について
 昭和三十五年廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加
 建設費
 工事請負契約締結承認について(五件)
 工事請負契約の同意について
 昭和三十五年廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加
 建設費
 昭和三十五年廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加
 建設費
 昭和三十五年廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加
 建設費

出生所別	人口	全上前月比	世帯數	全上前月比
牛田	八、四三三	△	一、五	△
尾崎	三、九四一	△	三、三	△
青島	九、五三七	△	三、三	△
荒神	一、九三三	△	六	△
北山	一、六九四	△	三、九七五	△
仁保	五、四六四	△	一、三六二	△
大川	一、〇七四	△	二、五八七	△
若河	一、四八一	△	三、六七二	△
大品	二、六七三	△	三、七三九	△
宇品	二、二七三	△	三、三	△
似島	三、三九七	△	四、九〇	△
小島	一、九一五	△	三、六	△
舟入	一、七三七	△	三、八	△
觀音	一、七三七	△	三、八	△
己斐	一、七三七	△	三、八	△
三浦	一、七三七	△	三、八	△
草津	一、七三七	△	三、八	△
計	二五、三、七〇	△	八、〇七二	△

戸籍上の市勢(昭和三十五年三月分)
 出生 計 男 女
 死亡 計 男 女
 婚姻 計 男 女
 離婚 計 男 女
 全上月分
 前年同月分
 増減

廣島市市民日常健康調査報告
 一、各欄左側の数字は本籍を本市とするもの、本市以外地域の事件は郵送届出たもの、死亡は三十一日分其他は二十六日分
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分其他は二十六日分

湯の中にタオルを持ちこむことはやめましょう。
 虫歯は夜でできる、寝る前必ず歯をみがきましょう。
 のみ、しらみ、か、はえ、れすみを退治しましょう。
 家毎にふたのあるちり箱を備えましょう。
 下肥や野菜に気がつくと蛔虫を防ぎましょう。
 下水や便所は度々掃除をいたしましょう。
 結婚には必ず健康診断書を交しましょう。
 少し滞んで立派に育てましょう。
 国や身を亡ぼす結核、性病を無くしましょう。

市内皆賀町三丁目 長谷川政

市内基町 三輪正夫

市内吉島本町二丁目 濱田 助

市内宇品町錦華園 小松 繁

市内國泰寺町 榎垣 君子

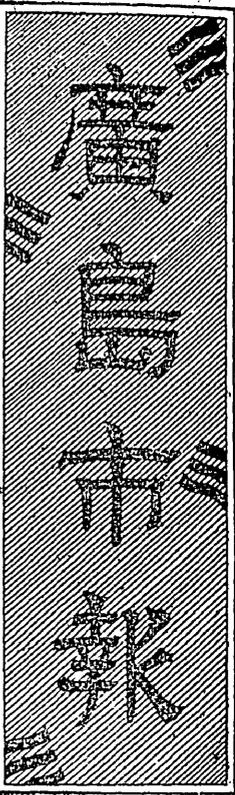
市内宇品町錦華園 小松 繁

市内己斐東本町 三宅 正剛

市内基町 三輪 正夫

市内皆賀町三丁目 長谷川 政

發行所 廣島市役所



外 號

昭和二十五年 五月四日 發行
(木曜日)

發行所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三九

電話
中中中中中中
一一三三二二
六六六七〇六三
五五五九〇五
八七六一四六
番番番番番番
(市會事務課)

【目次】

●選舉管理委員會規則

頁

選舉運動のために個人演説會の施設の使用及びその使用による演説會の開催のために必要な施設の公營に關する規則制定……………一
選舉運動のために立會演説會開催のため必要な設備の程度等に關する規則制定……………四

●選舉管理委員會告示

選舉運動のために立會演説會開催のために必要な設備の程度等に關する規則外三件廢止について……………四
政治資金規正法第三十三條第一項の規定による報告書の要旨の公表に關する規定及び同法第三十四條第二項の規定による報告書の閲覧の請求及びその方法に關する規定の一部改正について……………五

選舉管理委員會規則

廣島市選舉管理委員會規則第一號

選舉運動のために個人演説會の施設の使用及びその使用による演説會の開催のために必要な施設の公營に關する規則を次のように定める。
昭和二十五年五月四日

廣島市選舉管理委員會委員長 平井憲太郎

選舉運動のために個人演説會の施設の使用及びその使用による演説會の開催のために必要な施設の公營に關する規則を次のように定める。

規則

第一條 公職選舉法第六十一條第一項の施設（以下個人演説會の施設という）の管理者（國立學校及び縣立の學校においては「學校長」以下同じ）はその施設の新設又は改造をしたときはその設備圖（別記第一號様式以下これに同じ）を具し直ちにその旨を市の選舉管理委員會に届け出なければならない。

第二條 公職選舉法施行令（以下施行令という）第百十五條の規定による通知があつた場合の同令第百十七條の規定による通知は市の選舉管理委員會に對しては別記第二號様式によりその通知に係る候補者に對しては許可書（別記第三號様式）の交付により又個人演説會の施設の使用できない旨の通知は文書によりこれをしなければならない。

第三條 前項の許可書は個人演説會の施設を使用する場合において係員の要求があるときはこれを提示しなければならない。
第四條 個人演説會の施設は午前八時三十分より午後十一時までとする。
第五條 個人演説會の施設を使用した者は使用許可時間中に後片付けをしてその使用した設備の管理者に引續がなければならない。

第六條 前項の規定により引續をしたときは別記第四號様式に準じ引續書二通を作成し當該管理者と各その一通を領受しなければならない。
第七條 前二項の規定による引續は代人を以つてするも差支えない。
第八條 個人演説會の施設を使用するものはその使用につき火災その他危険予防のため必要な施設をしなければならない。

第六條 市の選舉管理委員會は施行令第百十三條の規定によるくじを行う場合文書でその旨及びくじを行う日時、場所を候補者に通知する。

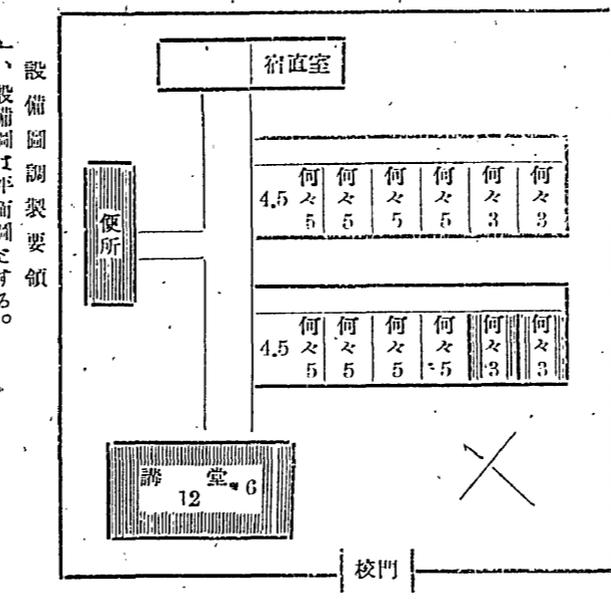
第七條 市の選舉管理委員會がする施行令第百十四條の規定による通知は文書によりこれを行う。
第八條 個人演説會の施設の管理者は施行令第百十九條第一項の規定により演説會開催のため必要な施設の公營をしたときは速かに別記第五號様式によりこれを市の選舉管理委員會に報知しなければならない。

第九條 施行令第百十九條第一項の規定による個人演説會開催の設備をする場合の演説會場表示の標札は縦一、五米、横二五釐以上としなければならない。
第十條 個人演説會の施設の管理者は施行令第百十八條の規定により個人演説會の施設の使用予定表（別記第六號様式）の提出を求められたときは速かにこれを提出しなければならない。
第十一條 施行令第百二十條第二項の候補者が個人演説會の施設を使用しない旨の申出をする場合、文書によりこれをしなければならない。

第十二條 施行令第百十九條第二項の規定により個人演説會開催のため必要な設備の程度等を定め又は改正しようとする場合における承認申請は別記第七號様式に準じこれをしなければならない。
第十三條 施行令第百二十一條第一項の規定による候補者の納付すべき費用の額を定め又は改正しようとする場合における承認申請は別記第八號様式に準じこれをしなければならない。

第十四條 個人演説會の施設の管理者は施行令百十九條第二項及び同令百二十一條第一項の規定により公表したときは直ちに公表した寫を市の選舉管理委員会に提出しなければならない。

この規則は公布の日から施行する。この規則で定めた様式は横書きとしても差支えない。



設備圖には必ず左記事項を附記すること。 1 演説會場予定場所の照明程度 2 臨時電灯取付の要否及びその程度 3 設備圖に記入すべき事項は構内(境界線を含む)居室の配置(廊下を含む)各室の名稱又は用途、各室の開口、奥行(間敷で表示)並びに演説會場の表示(色鉛筆で斜線) 四、二階以上の建物については二階以上の平面圖は一階平面圖に接した余白に並列記載し「三階建の内二階」等と同面に附記すること。

昭和 年 月 日 管理者職氏名 第四號様式 引 繼 書 一、議員(委員)候補者氏名 二、使用許可年月日 三、使用した施設の種類 四、損傷の有無 (損傷ある場合その種類及び損傷の程度) 五、引継月日時 右引繼を致します 昭和 年 月 日 引繼者氏名 引受者職氏名 第五號様式 昭和 年 月 日 管理者職氏名 廣島市選舉管理委員会 委員長 廣島市選舉管理委員会 委員長 個人演説會の施設使用状況報告 個人演説會の施設を使用して開催した演説會の状況を次のように報告します。

Table with columns for month, day, and use status (午前, 午後, 夜間).

この表の記載は支障ある場合その日の使用可否欄の該部分に斜線とし備考欄に、學校にあつては授業、研究又は行事の別その他にあつては業務又は行事の別について具体的にその理由を記載すること。

第七號様式 昭和 年 月 日 管理者職氏名 廣島市選舉管理委員会 委員長 選舉運動のために個人演説會開催のために必要な設備の程度等につき承認申請

選舉運動のために個人演説會開催のために必要な設備の程度等に関する規則 第一條 公職選舉法施行令百十九條第二項の規定により個人演説會開催のために必要な設備の程度等を次のように定める。

Table with columns for location (何々學校, 公會堂, 幼稚園, 何々) and lighting (何々). Includes a section for '備考' (Remarks).

備考 照明について止むを得ざる事由に依りこの規定によることができない場合はこの規定によるないう事が出る。 二、演 壇 會場による区分 種類 及び 程度 何々學校(普通教室) 卓子(覆を付する)一台、椅子何脚、水差し一個、湯呑一個、黒板拭一個、その他 公會堂(幼稚園) 卓子(覆を付する)一台、椅子何脚、水差し一個、湯呑一個、その他 三、聽衆席 會場による区分 種類 及び 程度 何々學校(普通教室) 堂廊下を不用する椅子(腰掛)何脚 公會堂(幼稚園) 卓子(覆を付する)一台、椅子何脚、水差し一個、湯呑一個、その他 四、辯士控室 會場による区分 種類 及び 程度 何々學校 何々室をこれに充てる卓子何台椅子何脚 公會堂(幼稚園) 卓子何台椅子何脚 五、會場表示場所及び表示方法 會場による区分 表示場所 表示方法 何々學校 (會場入口) 何々議員(委員)候補者何々(何々) 公會堂(幼稚園) 表 示 方 法 六、便 所 會場による区分 位 置 何々學校 何々 公會堂(幼稚園) 何々 七、その他

第八號様式 昭和 年 月 日 管理者職氏名 廣島市選舉管理委員会 委員長 選舉運動のために個人演説會開催のために必要な設備の程度等に関する規則 公職選舉法施行令百二十一條第一項の規定による費用額に関する規則 公職選舉法施行令百二十一條第一項の規定により納付すべき費用額を左記の通り定め次の選舉から施行する。

第九號様式

Table with columns for 受理年月日, 費用区分, 執行理由, 候補者氏名, etc.

廣島市選舉管理委員會規則第二號

選舉運動のために立會演說會開催のために必要な設備の程度等に関する規則を次のように定める。

昭和三十五年五月四日

廣島市選舉管理委員會

委員長 平井憲太郎

選舉運動のために立會演說會開催のために必要な設備の程度等に関する規則

第一條 公職選舉事務取扱規則第百三條第二項の規定により立會演說會開催のために必要な設備の程度等を次のように定める。

一、照明

會場による区分

Table detailing lighting requirements for various venues like 廣島市立荒神小學校, 廣島市立立荒神小學校, etc.

辯士控室

三坪につき百燭光一灯

二、演壇

Table detailing stage requirements for various venues like 廣島市立荒神小學校, 國立廣島大學, etc.

三、聴衆席

Table detailing audience seating requirements for various venues like 廣島市立立荒神小學校, 廣島市中央公民館, etc.

四、辯士控室

Table detailing requirements for the 辯士控室 (debater's room) for various venues.

五、會場表示場所及び表示方法

Table detailing signage requirements for various venues like 廣島市立立荒神小學校, 國立廣島大學, etc.

六、便所

Table detailing toilet requirements for various venues like 廣島市立立荒神小學校, 國立廣島大學, etc.

廣島市選舉管理委員會告示

選舉管理委員會告示

廣島市選舉管理委員會

委員長 平井憲太郎

昭和三十五年五月四日

左に掲げる規定は、廢止する。

廣島市選舉管理委員會

昭和三十五年五月四日

廣島市選舉管理委員會

委員長 平井憲太郎

昭和三十五年五月四日

廣選管告示甲第四號

左に掲げる規定の一部を次のように改める。

昭和三十五年五月四日

廣島市選舉管理委員會

委員長 長平井憲太郎

一、昭和三十二年九月二日廣選管告示甲第四號(政治資金規正法第三十三條第一項の規定による報告書の要旨の公表に関する規定)

1 前文中「第三十三條」を「第二十條」に改める。

2 第二項を削る。

3 第三項を第二項とし同項中「第三十一條」を「第十九條」と「前二項」を「前項」と改め「又は第三十二條第一項」を削る。

4 第四項を第三項とし同項中「前三項」を「前二項」と改める。

二、昭和三十二年九月二日廣選管告示甲第五號(政治資金規正法第三十四條第二項の規定による報告書の閲覧の請求及びその方法に関する規定)

1 前文中「第三十四條」を「第二十一條」に改める。

2 第二項中「第三十四條」を「第二十一條」に改める。

廣島市報 復活第四十九號

「左の局、室、課及び東部復興事務所」を「左の局、所、室、課及び場」に改める。
「秘書課」の次に「渉外課」を加え、「總務局」の渉外課を削る。
「職務課」の次に「戸籍課」を加え、「民生局」の「戸籍課」を削る。
「育成課」を「体育課」に、「食糧課」を「農水産課」に、「復興局」を「建設局」に、「復興局」の「庶務課」を「總務課」に改め、「復興局」の「庶務課」の次に「計畫課」を加え、「上水課」及び「給水課」を削る。
「工務課」の次に左の通り加える。
水 道 局

第二條 局に局長、所に所長、室に室長、課に課長、場に場長を置く。但し、必要がある場合は局に次長を置くことができる。
第三條中、「室長及び課長」を「室長、課長及び場長」に改める。
第四條中、「各所管課長」を「各所管の課長又は場長」に改め、「室長、課長」を「室長、課長、場長」に改める。
第五條の一部を次の通り改める。
「局、室、課及び東部復興事務所」を「局、所、室、課及び場」に改める。
「秘書課」の分掌事務の次に、左の通り加え、「總務局」の渉外課の分掌事務を削る。
渉 外 課
一、進駐軍及び外國人に關すること
二、その他外事に關すること
「職務課」の分掌事務の次に、左の通り加え、「民生局」の「戸籍課」の分掌事務を削る。
戸 籍 課
一、本籍、寄留に關すること
二、印紙及び身分證明に關すること

三、行政書士に關すること
四、その他戸籍に關すること
「社會教育課」の分掌事務に左の通り加え、第四號を第五號とする。
四、青少年の育成指導に關すること
「育成課」を「体育課」に改め、同課の分掌事務中第一號を削除し第二號を第一號とする。
「商工課」の分掌事務に左の通り加える。
十、地方競馬及び自轉車競技に關すること。
「食糧課」を「農水産課」に、「復興局」を「建設局」に改める。
「復興局」の「庶務課」を「總務課」に改め、同課の分掌事務中第二號を左の通り改める。
二、失業対策及び勞務に關すること
「復興局」の「庶務課」の分掌事務の次に左の通り加える。
計 畫 課
一、都市計畫に關すること
二、公園、綠地及び墓苑に關すること
三、その他記念都市建設に關すること
「土木課」の分掌事務中第三號を削り第四號以下順次繰上げる。
「上水課」及び「給水課」の分掌事務を削る。
「工務課」の分掌事務の次に、左の通り加える。
水 道 局
經 理 課
一、水道使用料に關すること
二、その他局内庶務、事務の連絡及び統制に關すること
給 水 課
一、上水道工物の維持管理に關すること
二、給水工事並びに工事用品の製作及び修理に關すること
施 設 課
一、上水道施設的设计施行に關すること
二、上水道擴張的设计施行に關すること
三、上水道改良的设计施行に關すること

廣島市條例第十七號
廣島市 營 業 馬 場 條 例
第一條 廣島市(以下市という。)が實施する地方競馬は、競馬法(昭和二十三年法律第五十八號。以下法という。)及び競馬法施行令(昭和二十三年政令第二百四十二號。以下令という。)によるの外、この條例の定めるところによる。
第二條 市が競馬を行う競馬場は、福山競馬場とする。
第三條 廣島縣が行う登録又は免許を受けた馬主、又は騎手でなければ、市が行う競馬の競走に出走させ又は騎乗することができない。
第四條 市長は市營競馬を行うため、左の各號の一に該當する者から三百圓以内の手取料を徴収することができる。
一、出走申込をした者
二、騎乗の申込をした者
三、異議の申立をした者
第五條 法第二十一條の規定により入場者から徴収できる入場料の額は五十圓とする。
第六條 法第五條の規定により買出す競馬投票券の額面金額は十圓とする。
第七條 地方競馬の實施につきこの條例に定めるもの外、必要な事項は、市長が別にこれを定める。
附 則
廣島市報 復活第四十九號

この條例は、公布の日からこれを施行する。
廣島市議會の議決を経て、廣島市助役定數條例の一部を改正する條例を次のように制定する。
昭 和 二 十 五 年 五 月 二 十 六 日
廣島市長 濱 井 信 三
廣島市條例第十八號
廣島市助役定數條例の一部を改正する條例
廣島市助役定數條例(昭和二十二年七月十五日廣島市條例第五號)の一部を次のように改正する。
條例中 「三名」を「二名」に改める。
附 則
この條例は、公布の日からこれを施行する。

この條例は、公布の日からこれを施行する。
廣島市議會の議決を経て、廣島市保育園條例の一部を改正する條例を次のように制定する。
昭 和 二 十 五 年 五 月 二 十 六 日
廣島市長 濱 井 信 三
廣島市條例第十九號
廣島市保育園條例の一部を改正する條例
廣島市保育園條例(昭和二十四年八月一日條例第四十號)の一部を次のように改める。
第二條別表中「瀨崎保育園」を「仁保保育園」に、「東雲町仁保小學校内」を「仁保町瀨崎」に、「旭町大河小學校内」を「仁保町大河」に、「已斐町已斐小學校内」を「已斐上町」に、「舟入本町」を「河原町」に夫々改め、末尾に左の通り加へる。
竹屋保育園 昭 和 町
古田保育園 古田町高須
第三條中「三才から、就學に至るまでの」を削る。
附 則
この條例は公布の日から施行する。
廣島市議會の議決を経て、廣島市旅費條例の一部を改正する條例を次のように制定する。
昭 和 二 十 五 年 五 月 二 十 六 日

廣島市條例第二十號
廣島市旅費條例の一部を改正する條例
廣島市旅費條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十八號)の一部を次のように改める。
第二十三條 本邦外國間又は外國を旅行する場合の旅費額は當分間のその都度豫算でこれを定める。
附 則
この條例は公布の日からこれを施行する。
規 則
廣島市公務災害補償規則を次のように制定する。
昭 和 二 十 五 年 五 月 一 日
廣島市長 濱 井 信 三
廣島市規則第九號
廣島市公務災害補償規則
(適用範圍)
第一條 廣島市職員給與條例(以下條例という。)第二十六條の規定に基き、本市職員が公務のため負傷し、疾病にかかり、又死亡した場合においては、この規則の定めるところによりその災害を補償する。
二、前項の職員は條例第三條第一項に規定するもの及び嘱託員、臨時職員をいふ。
三、前項に規定する公務上の疾病は、労働基準法施行規則第三十五條に掲げるものとする。
(災害補償の種類)
第二條 災害補償の種類は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料及び打切補償の六種とする。
(療養補償)
第三條 療養補償は、職員が負傷し、又は疾病にかつた場合においてその療養に必要な費用を支給する。但し、本市の費用を以て療養を行ったときは、この限りでない。

廣島市條例第十五號
廣島市議會委員會條例の一部を改正する條例
廣島市議會委員會條例(昭和二十四年四月一日條例第二十一號)の一部を次のように改める。
第二章 委員 會 中
第十二條第五號の次に「六水道委員會」を加え以下順次繰り下げる。
第十三條第五號の次に「六水道委員會は水道一般に關する事項を擔任する」を加え以下順次繰り下げる。
附 則
この條例は公布の日からこれを施行する。
廣島市議會の議決を経て廣島市自轉車競技條例を次のように制定する。
昭 和 二 十 五 年 五 月 二 十 六 日
廣島市長 濱 井 信 三
廣島市條例第十六號
廣島市 營 自 轉 車 競 技 條 例
第一條 廣島市(以下市という。)が實施する自轉車競技は、自轉車競技法(昭和二十三年法律第二百九號。以下法という。)及び同法施行規則(昭和二十三年商工省令第二十八號。以下規則という。)によるの外、この條例の定めるところによる。
第二條 法第一條の規定による自轉車競技の實施は、規則第一條に掲げる事項を除くの外、これを社團法人廣島縣自轉車振興會に委任する。
第三條 法第六條の規定により徴収する入場料の額は百圓とする。

「浄水場、取水場及び調整場」に關すること
この條例は、公布の日からこれを施行する。
廣島市議會の議決を経て廣島市議會委員會條例の一部を改正する條例を次のように制定する。
和 二 十 五 年 五 月 二 日
廣島市長 濱 井 信 三
廣島市條例第十五號
廣島市議會委員會條例の一部を改正する條例
廣島市議會委員會條例(昭和二十四年四月一日條例第二十一號)の一部を次のように改める。
第二章 委員 會 中
第十二條第五號の次に「六水道委員會」を加え以下順次繰り下げる。
第十三條第五號の次に「六水道委員會は水道一般に關する事項を擔任する」を加え以下順次繰り下げる。
附 則
この條例は公布の日からこれを施行する。
廣島市議會の議決を経て廣島市自轉車競技條例を次のように制定する。
昭 和 二 十 五 年 五 月 二 十 六 日
廣島市長 濱 井 信 三
廣島市條例第十六號
廣島市 營 自 轉 車 競 技 條 例
第一條 廣島市(以下市という。)が實施する自轉車競技は、自轉車競技法(昭和二十三年法律第二百九號。以下法という。)及び同法施行規則(昭和二十三年商工省令第二十八號。以下規則という。)によるの外、この條例の定めるところによる。
第二條 法第一條の規定による自轉車競技の實施は、規則第一條に掲げる事項を除くの外、これを社團法人廣島縣自轉車振興會に委任する。
第三條 法第六條の規定により徴収する入場料の額は百圓とする。

廣島市條例第二十號
廣島市旅費條例の一部を改正する條例
廣島市旅費條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十八號)の一部を次のように改める。
第二十三條 本邦外國間又は外國を旅行する場合の旅費額は當分間のその都度豫算でこれを定める。
附 則
この條例は公布の日からこれを施行する。
規 則
廣島市公務災害補償規則を次のように制定する。
昭 和 二 十 五 年 五 月 一 日
廣島市長 濱 井 信 三
廣島市規則第九號
廣島市公務災害補償規則
(適用範圍)
第一條 廣島市職員給與條例(以下條例という。)第二十六條の規定に基き、本市職員が公務のため負傷し、疾病にかかり、又死亡した場合においては、この規則の定めるところによりその災害を補償する。
二、前項の職員は條例第三條第一項に規定するもの及び嘱託員、臨時職員をいふ。
三、前項に規定する公務上の疾病は、労働基準法施行規則第三十五條に掲げるものとする。
(災害補償の種類)
第二條 災害補償の種類は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料及び打切補償の六種とする。
(療養補償)
第三條 療養補償は、職員が負傷し、又は疾病にかつた場合においてその療養に必要な費用を支給する。但し、本市の費用を以て療養を行ったときは、この限りでない。

廣島市條例第十九號
廣島市保育園條例の一部を改正する條例
廣島市保育園條例(昭和二十四年八月一日條例第四十號)の一部を次のように改める。
第二條別表中「瀨崎保育園」を「仁保保育園」に、「東雲町仁保小學校内」を「仁保町瀨崎」に、「旭町大河小學校内」を「仁保町大河」に、「已斐町已斐小學校内」を「已斐上町」に、「舟入本町」を「河原町」に夫々改め、末尾に左の通り加へる。
竹屋保育園 昭 和 町
古田保育園 古田町高須
第三條中「三才から、就學に至るまでの」を削る。
附 則
この條例は公布の日から施行する。
廣島市議會の議決を経て、廣島市旅費條例の一部を改正する條例を次のように制定する。
昭 和 二 十 五 年 五 月 二 十 六 日

廣島市條例第十八號
廣島市助役定數條例の一部を改正する條例
廣島市助役定數條例(昭和二十二年七月十五日廣島市條例第五號)の一部を次のように改正する。
條例中 「三名」を「二名」に改める。
附 則
この條例は、公布の日からこれを施行する。
廣島市條例第十七號
廣島市 營 業 馬 場 條 例
第一條 廣島市(以下市という。)が實施する地方競馬は、競馬法(昭和二十三年法律第五十八號。以下法という。)及び競馬法施行令(昭和二十三年政令第二百四十二號。以下令という。)によるの外、この條例の定めるところによる。
第二條 市が競馬を行う競馬場は、福山競馬場とする。
第三條 廣島縣が行う登録又は免許を受けた馬主、又は騎手でなければ、市が行う競馬の競走に出走させ又は騎乗することができない。
第四條 市長は市營競馬を行うため、左の各號の一に該當する者から三百圓以内の手取料を徴収することができる。
一、出走申込をした者
二、騎乗の申込をした者
三、異議の申立をした者
第五條 法第二十一條の規定により入場者から徴収できる入場料の額は五十圓とする。
第六條 法第五條の規定により買出す競馬投票券の額面金額は十圓とする。
第七條 地方競馬の實施につきこの條例に定めるもの外、必要な事項は、市長が別にこれを定める。
附 則
廣島市報 復活第四十九號

一、前項の療養の範囲は、左に掲げるものとし、療養上相當と認められるものに限る。

二、薬劑又は、始療材料の支給
三、處置、手術、その他の治療
四、病院又は診療所への収容
五、看護
六、移送

(休業補償)
第四條 休業補償は、職員が負傷し、又は疾病にかかり、その療養のため業務に服することができないために、給与を受けない場合において、その療養中、給料扶養手当、勤務地手当の全額を支給する。

(障害補償)
第五條 障害補償は、職員が負傷し、又は疾病にかかり、なおかつまき身体に障害が存する場合において、その障害の程度に應じて、労働基準法第十二條の平均賃金(以下平均賃金という。)に次の区分による日数を乗じて得た金額を支給する。但し、身体障害の等級区分については労働基準法施行規則の別表第一の障害等級表の区分による。

Table with 4 columns: 等級 (Grade), 日数 (Days), 等級 (Grade), 日数 (Days). Rows include 第一級 (Grade 1) with 1,340 days, 第二級 (Grade 2) with 1,190 days, 第三級 (Grade 3) with 1,050 days, 第四級 (Grade 4) with 920 days, 第五級 (Grade 5) with 790 days.

2 前項の場合、身体障害が二以上ある場合は、重い身体障害の該當する等級による。
3 左に掲げる場合においては、前二項の規定による等級を左の通り繰り上げる。但し、その障害補償の金額は、各々の身体障害の該當する等級に計算した障害補償金額の合算額をこえてはならない。
一、第十三級以上に該當する身体障害が二以上ある場合

二、第八級以上に該當する身体障害が二以上ある場合
三、第五級以上に該當する身体障害が二以上ある場合
4 第一項の等級に該當しない身体障害がある者については、その障害の程度に應じて等級を定める。

5 既に身体障害がある者が、負傷又は疾病により同一部位について障害の程度を加重した場合においては、その加重された障害の該當する等級による障害補償から、既にあつた障害の該當する等級による障害補償を差し引いて得た金額を支給する。
(遺族補償)
第六條 遺族補償は職員が死亡した場合において、遺族又は職員の死亡當時、その収入によつて生計を維持したものに對して平均賃金の千日分の金額を支給する。
(葬祭料)
第七條 葬祭料は、職員が死亡した場合において、葬祭を行う者に對し平均賃金の六十日分を支給する。

(打切補償)
第八條 第三條の規定により、療養補償を受ける者が、療養開始後三年を経過しても、負傷又は疾病がなおらない場合においては、平均賃金の千二百日分の賃金を打切補償として支給することができる。
2 打切補償を支給したときは、その後はこの規則による災害補償は支給しない。

第九條 補償を受けるべき者から申し出があつた場合においては、第五條又は第六條の規定による災害補償に替へ、平均賃金に次の区分による日数を乗じて得た金額を六年にわたり毎年支給することができる。
種別 等級 日数 種別 等級 日数
第一級 1,340 第六級 670
第二級 1,190 第七級 560
第三級 1,050 第八級 450
第四級 920 第九級 350
第五級 790 第十級 270

2 前項の規定によつて分割補償を開始した後、補償を受けるべき者から申し出があつた場合においては、次の区分によつて残餘の補償金額を一時に支拂うことができる。

Table with 4 columns: 種別 (Type), 区分 (Division), 支拂 (Payment), 種別 (Type). Rows include 第一級 (Grade 1) with 1,340 days, 第二級 (Grade 2) with 1,190 days, 第三級 (Grade 3) with 1,050 days, 第四級 (Grade 4) with 920 days, 第五級 (Grade 5) with 790 days, 第六級 (Grade 6) with 670 days, 第七級 (Grade 7) with 560 days, 第八級 (Grade 8) with 450 days, 第九級 (Grade 9) with 350 days, 第十級 (Grade 10) with 270 days.

(災害の認定及び請求)
第十條 職員が勤務中負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合においては、所屬長は遅滞なく醫師に診断せしめると同時に、第一條に該當するを認めるときは、別表第一の様式により公務災害認定の申請をしなければならない。災害の原因が第三者の行為によつて生じたときは、第三者の住所氏名(不詳であるときはその旨)を併せて報告しなければならない。
2 療養補償は別表第二の様式により、毎月五日迄に前月分

Table with 4 columns: 遺族補償 (Widow's Allowance), 種別 (Type), 等級 (Grade), 日数 (Days). Rows include 第一級 (Grade 1) with 1,340 days, 第二級 (Grade 2) with 1,190 days, 第三級 (Grade 3) with 1,050 days, 第四級 (Grade 4) with 920 days, 第五級 (Grade 5) with 790 days, 第六級 (Grade 6) with 670 days, 第七級 (Grade 7) with 560 days, 第八級 (Grade 8) with 450 days, 第九級 (Grade 9) with 350 days, 第十級 (Grade 10) with 270 days.

日を平均賃金を算定すべき事由を發生した日とする。
(他の法律との関係)
第十四條 職員が同一の事由について労働者災害補償保険法、健康保険法又は厚生年金保険法により保険給付を受けたときは、その限度において、この規則による災害補償は、これを支給しない。
(休業補償及び障害補償の例外)
第十五條 職員が故意又は自己の重大な過失により負傷し、又は疾病にかつた場合に、その事實につき行政官廳の認定を受けたときは、休業補償又は障害補償を支給しないことがある。
(補償を受ける権利)
第十六條 災害補償の支給を受ける権利は、職員の退職又は休職によつて變更されることはない。
2 災害補償の支給を受ける権利は、これを譲渡してはならない。
(不正行為の防止)
第十七條 詐欺その他不正の行為により災害補償を受け、又は受けようとした者に對しては、その災害補償の全部又は一部を返納せしめ若しくは支給しないことがある。
第十八條 災害補償は、支給すべき事由の發生したときから二年以内に請求しない場合においては、これを支給しない。

補償を行つた月より起算して毎年當月にこれを支給する。
(遺族補償支給順位)
第十二條 遺族補償は職員の配偶者(婚姻の届出をしないでも事實上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。)に、これを支給する。
2 配偶者がない場合においては、遺族補償を受けるべき者は、職員の子、父母、孫及び祖父母で職員の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者又は、職員の死亡當時これを生計を一にしていた者とし、支給の順位は前段に掲げる順序による。但し、父母については、養父母を先にし、實父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、實父母の父母を後にする。
3 前二項に該當する者がない場合においては、遺族補償を受けるべき者は、職員の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者とする。

4 前三項の規定に該當する者がない場合においては、遺族補償を受けるべき者は職員の子、父母、孫及び祖父母で第二項の規定に該當しない者並びに職員の兄弟姉妹とし、支給の順位は前段に掲げる順序による。
5 前二項の規定にかかわらず職員が遺言又は市長(任命権者)に對してなした予告で同項の規定に該當する者のうち遺族補償を受けるべき者を特に指定したときはこれに従う。
6 遺族補償を受けるべき順位は二人以上あるときは、これをその人数に等分して支給する。
7 遺族補償を受けるべき者が死亡した場合においては、遺族補償を受ける権利を失う。
8 前項の場合においては、第一項乃至第六項の規定による順位者の者から死亡者を除いて第二項乃至第六項の規定による遺族補償を支給する。
(貸金算定事由發生日)
第十三條 災害補償を行う場合においては、死傷の原因たる事故發生の日又は診断によつて疾病の發生が確定した日

を請求するものとする。
3 障害補償を受けようとする場合は、別表第三の様式により障害等級の認定を申請しなければならない。障害補償の請求は別表第四の様式による。
4 遺族補償及び葬祭料は別表第五の様式により請求するものとする。遺族補償の請求書には左の書類を添付しなければならない。
一、職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡を証する書類又はその寫
二、遺族補償を受けるべき者の本籍、職員との続柄又は關係及び氏名に關する市町村長(東京都の區のある區域並びに地方自治法第五十五條第二項の市にあつては區長)の證明書(戸籍謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍謄本の若しくは抄本を以てこれにかえることができる)。
三、遺族補償を受けるべき者が婚姻の届出をしていないが事實上婚姻と同様の關係にある者であるときは、その事實を認めることができる書類
四、遺族補償を受けるべき者が配偶者以外の者であるときは、第十二條第二項又は同條等四項の規定による先順位者のないことを証することができる書類
五、遺族補償を受けるべき者が第十二條第二項又は同條第三項の規定に該當する者であるときは、職員の死亡當時その収入によつて生計を維持していた事實又は生計を一にしていた事實を証することができる書類
六、遺族補償を受けるべき者が第十二條第五項の規定する時に指定された者であるときは、これを証することができる書類
(災害補償の支拂期)
第十一條 災害補償及び休業補償は毎月一回、これを支給する。災害補償は、職員の負傷又は疾病のなつた後、遺族補償及び葬祭料は職員の死亡後、直ちにこれを支給する。
第九條の規定により分割補償を行うときは、第一項の

1 この規則は、公布の日からこれを施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。
2 廣島市災害補償條例施行規則(昭和二十三年十二月十三日廣島市規則第六十一號)は、昭和二十五年三月三十一日限り、これを廃止する。
3 廣島市職員就業規則(昭和二十四年十一月十日廣島市規則第五十一號)の一部を次のように改める。
第五十五條中「廣島市員災害補償條例」を「廣島市公務員災害補償規則」に改める。
別表第一の様式

廣島市報 復讐第四十九號

五

別表第二様式
 昭和 年 月 日
 所屬長
 廣島市長 殿
 公務災害救済補償費請求書 昭和 年 月 分

備考 一、申請書は二通提出し職員課を経由する。
 二、二通のうち一通は認定書として所屬課に返付する。
 三、様式中「男・女」がある部分の該當しない文字は消すこと。
 四、被災者が労働者災害補償保険の被保険者であるときは、その旨保険関係成立記録番號と共にその他参考となるべき事項欄に記載すること。

被 災 者	職 氏 名		傷病経過の概要
	年 月 日 生 (男・女)	年 月 日 治療・死亡・轉院	
被 災 者	職 氏 名		傷病経過の概要
	年 月 日 生 (男・女)		
被 災 者	職 氏 名		傷病経過の概要
	年 月 日 生 (男・女)		

右の通り相違ないことを證明します。
 醫師又は齒科 年 月 日 職氏名

診療	自 至 月 日 分			
	初診 月 日	片道 月 日	往診 月 日	回診 月 日
療 費	材料費	回数	物理治療	回数
	薬料	種類	物理治療	種類
入 院	自 月 日	至 月 日	自 月 日	至 月 日
	看 護	自 月 日	至 月 日	自 月 日
移 送	自 月 日	至 月 日	自 月 日	至 月 日
	計			

別表第三様式
 昭和 年 月 日
 所屬長
 廣島市長 殿
 公務災害障害等級認定申請書

備考 一、申請書二通を提出し職員課を経由する。
 二、被災者が二名以上の場合は一名毎に別紙とする。
 三、等級並びに補償金額は職員課で記入する。
 四、障害状態の詳細は欄を以て示すことのできるものは別紙に於いて添付すること。
 五、様式中「男・女」がある部分の該當しない文字は消すこと。

別表第五様式
 昭和 年 月 日
 所屬長
 廣島市長 殿
 公務災害救済補償費請求書

備考 一、様式中「男・女」がある部分の該當しない文字は消すこと。
 二、第九條の規定による分割補償の申出をする者は、摘要欄にその旨記入のこと。
 三、支給の内訳は職員課において記入する。

廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則
 廣島市々營住宅使用條例施行細則(昭和二十四年十一月九日廣島市規則第四十七號の二)の一部を次のように改正する。
 第四條別表に次のように加える。

住 宅 別	使用料		住 宅 別	使用料
	昭和三十四年四月二階	昭和三十四年四月二階		
昭和三十四年四月二階	一、五〇〇〇	一、五〇〇〇	昭和三十四年四月二階	一、五〇〇〇
昭和三十四年四月二階	一、五〇〇〇	一、五〇〇〇	昭和三十四年四月二階	一、五〇〇〇

附 則
 この規則は公布の日からこれを施行する。

會 場	照 明 の 程 度
廣島市立矢野小學校普通教室	四〇坪につき 百燭光 六灯
廣島市立尾長小學校普通教室	一五坪につき 六〇燭光 一灯
廣島市立荒神小學校講堂	四二坪につき 六〇燭光 二灯
廣島市立原小學校普通教室	二四坪につき 六〇燭光 一灯
廣島市立原小學校普通教室	八坪につき 照明なし
廣島市立原小學校普通教室	一〇八坪につき 百燭光 二二灯
廣島市立原小學校普通教室	五、三坪につき 六〇燭光 一灯
廣島市立原小學校普通教室	二〇坪につき 照明なし
廣島市立原小學校普通教室	一八坪につき 百燭光 二灯
廣島市立原小學校普通教室	一八坪につき 百燭光 一灯(臨時)
廣島市立原小學校普通教室	一四坪につき 照明なし

廣島市規則第十一號
 選舉運動のために個人演説會開催の程度等に関する規則を次のように制定する。
 昭和二十五年五月四日
 廣島市長 濱 井 信 三

第一條 公職選舉法施行令第九十九條第二項の規定により個人演説會開催のために必要な設備の程度を次のように定める。

廣島市立青崎小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	四二坪につき 百燭光 五灯 一、二坪につき 百燭光 一灯 一〇坪につき 照明なし	廣島市立似島小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	二〇坪につき 百燭光 一灯(臨時) 一八坪につき 百燭光 一灯(臨時) 九坪につき 照明なし
廣島市立仁保小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	一五四坪につき 百燭光 三灯 二五坪につき 百燭光 一灯 一、三坪につき 六〇燭光 一灯	廣島市立似島學園小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	五七坪につき 百燭光 一〇灯 四坪につき 百燭光 二灯 一、五坪につき 四〇燭光 二灯
廣島市立楠那小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	六三坪につき 百燭光 五灯 一、五坪につき 六〇燭光 一灯 六坪につき 四〇燭光 一灯	廣島市立千田小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	二〇坪につき 六〇燭光 一灯 二〇坪につき 六〇燭光 一灯 一〇坪につき 照明なし
廣島市立大河小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	八〇坪につき 百燭光 一三灯 一〇坪につき 百燭光 二灯 一四坪につき 六〇燭光 一灯	廣島市立袋町小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	二七、五坪につき 百燭光 二灯 一八坪につき 百燭光 一灯 一二坪につき 照明なし
廣島市立比治山小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	一五五坪につき 百燭光 六灯 五坪につき 百燭光 二灯 一五坪につき 照明なし	廣島市立織町小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	三五坪につき 百燭光 六灯 八坪につき 百燭光 二灯 三坪につき 六〇燭光 一灯
廣島市立實替小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	二二、五坪につき 百燭光 二灯(臨時) 一八坪につき 百燭光 一灯(臨時) 一〇坪につき 照明なし	廣島市立白島小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	百燭光 一灯 四〇坪につき 六〇燭光 二灯 一九坪につき 六〇燭光 一灯 一一坪につき 照明なし
廣島市立宇品小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	一七〇坪につき 百燭光 四灯(臨時) 四坪につき 百燭光 一灯(臨時) 六坪につき 照明なし	廣島市立牛田小學校特別教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	四九、五坪につき 百燭光 八灯 二〇坪につき 百燭光 三灯 一四坪につき 照明なし
廣島市立元字品小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	二〇坪につき 百燭光 一灯(臨時) 二〇坪につき 百燭光 一灯 四坪につき 六〇燭光 一灯	廣島市立中島小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	四〇坪につき 百燭光 二灯(臨時) 一八坪につき 百燭光 一灯 一二坪につき 照明なし

廣島市立本川小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	三六坪につき 百燭光 二灯(臨時) 一八坪につき 百燭光 一灯 六坪につき 百燭光 一灯	廣島市立己斐小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	一一六坪につき 百燭光 九灯 三坪につき 百燭光 一灯 一三坪につき 照明なし
廣島市立舟入小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	一五〇坪につき 百燭光 一二灯 六坪につき 百燭光 一灯 二五坪につき 六〇燭光 一灯	廣島市立古田小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	七七坪につき 百燭光 二灯 二〇坪につき 六〇燭光 一灯 一坪につき 照明なし
廣島市立江波小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	七七坪につき 百燭光 三灯 三坪につき 百燭光 一灯 一四坪につき 照明なし	廣島市立草津小學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	一五一坪につき 百燭光 一九灯 八坪につき 百燭光 一灯 一、五坪につき 照明なし
廣島市立三篠小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	五四坪につき 百燭光 二灯(臨時) 三六坪につき 百燭光 一灯 二四坪につき 照明なし	廣島市立段原中學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	一三〇坪につき 百燭光 五灯(臨時) 三〇坪につき 百燭光 一灯(臨時) 一五坪につき 照明なし
廣島市立大芝小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	三六坪につき 百燭光 二灯(臨時) 二〇坪につき 百燭光 一灯(臨時) 一八坪につき 照明なし	廣島市立青崎中學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	三〇、三坪につき 百燭光 二灯 二坪につき 百燭光 一灯 八、八坪につき 照明なし
廣島市立天緒小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	一七坪につき 百燭光 二灯 五坪につき 百燭光 一灯 二四坪につき 照明なし	廣島市立宇品中學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	一五坪につき 百燭光 二灯(臨時) 一五坪につき 百燭光 一灯(臨時) 一〇坪につき 照明なし
廣島市立親井小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	二〇坪につき 百燭光 二灯 一八坪につき 百燭光 二灯 九坪につき 四〇燭光 一灯	廣島市立似島學園中學校講堂 辯士控室 便所	廊下を使用しない	五七坪につき 百燭光 一〇灯 四坪につき 百燭光 二灯 一、五坪につき 四〇燭光 二灯
廣島市立南野小學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	三六坪につき 百燭光 二灯(臨時) 一五坪につき 百燭光 一灯(臨時) 八坪につき 照明なし	廣島市立權町中學校普通教室 辯士控室 便所	廊下を使用しない	二四坪につき 百燭光 六灯 二坪につき 百燭光 二灯 一六坪につき 照明なし

會場	種	類	及	び	程	度
廣島市立已斐小學校 講堂	廣島市立已斐小學校	講堂	椅子二脚、腰掛(四人掛)一六〇脚			
廣島市立古田小學校 講堂	廣島市立古田小學校	講堂	腰掛(三人掛)八〇脚			
廣島市立草津小學校 講堂	廣島市立草津小學校	講堂	腰掛(四人掛)三〇脚			
廣島市立青崎中學校 講堂	廣島市立青崎中學校	講堂	上敷一〇枚			
廣島市立立江波中學校 講堂	廣島市立立江波中學校	講堂	腰掛五〇脚			
廣島市立立觀音中學校 講堂	廣島市立立觀音中學校	講堂	腰掛五〇脚			
廣島市立立江波中學校 講堂	廣島市立立江波中學校	講堂	腰掛(三人掛)二〇脚			
廣島市立立觀音中學校 講堂	廣島市立立觀音中學校	講堂	腰掛(三人掛)二〇脚			
廣島市立立觀音中學校 講堂	廣島市立立觀音中學校	講堂	腰掛七〇脚			
廣島市立立觀音中學校 講堂	廣島市立立觀音中學校	講堂	椅子一〇脚、腰掛(四人掛)一〇脚			
廣島市立立觀音中學校 講堂	廣島市立立觀音中學校	講堂	腰掛(二人掛)八五脚			
廣島市立立觀音中學校 講堂	廣島市立立觀音中學校	講堂	腰掛(二人掛)八五脚			
廣島市立立觀音中學校 講堂	廣島市立立觀音中學校	講堂	椅子一八〇脚			

會場	種	類	及	び	程	度
廣島市立青崎中學校	廣島市立青崎中學校	校長室をこれに充てる	卓子一台	椅子四脚		
翠町中學校	翠町中學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
宇品中學校	宇品中學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
似島學園中學校	似島學園中學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
江波中學校	江波中學校	校長室をこれに充てる	卓子四脚	椅子一〇脚		
觀音中學校	觀音中學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
中廣中學校	中廣中學校	職員室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
庚午中學校	庚午中學校	校長室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
工業專門學校	工業專門學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
廣島縣廣島基町高等學校	廣島縣廣島基町高等學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三〇脚		
千田高等學校	千田高等學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
舟入高等學校	舟入高等學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
廣島市中央公民館	廣島市中央公民館	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
廣島市中央公民館	廣島市中央公民館	講師控室をこれに充てる	卓子一台	椅子一〇脚		

會場	種	類	及	び	程	度
廣島市立青崎中學校	廣島市立青崎中學校	校長室をこれに充てる	卓子一台	椅子四脚		
翠町中學校	翠町中學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
宇品中學校	宇品中學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
似島學園中學校	似島學園中學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
江波中學校	江波中學校	校長室をこれに充てる	卓子四脚	椅子一〇脚		
觀音中學校	觀音中學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
中廣中學校	中廣中學校	職員室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
庚午中學校	庚午中學校	校長室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
工業專門學校	工業專門學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
廣島縣廣島基町高等學校	廣島縣廣島基町高等學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三〇脚		
千田高等學校	千田高等學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
舟入高等學校	舟入高等學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
廣島市中央公民館	廣島市中央公民館	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
廣島市中央公民館	廣島市中央公民館	講師控室をこれに充てる	卓子一台	椅子一〇脚		

會場	種	類	及	び	程	度
廣島市立青崎中學校	廣島市立青崎中學校	校長室をこれに充てる	卓子一台	椅子四脚		
翠町中學校	翠町中學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
宇品中學校	宇品中學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
似島學園中學校	似島學園中學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
江波中學校	江波中學校	校長室をこれに充てる	卓子四脚	椅子一〇脚		
觀音中學校	觀音中學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
中廣中學校	中廣中學校	職員室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
庚午中學校	庚午中學校	校長室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
工業專門學校	工業專門學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
廣島縣廣島基町高等學校	廣島縣廣島基町高等學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三〇脚		
千田高等學校	千田高等學校	普通教室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
舟入高等學校	舟入高等學校	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子三脚		
廣島市中央公民館	廣島市中央公民館	講堂控室をこれに充てる	卓子一台	椅子五脚		
廣島市中央公民館	廣島市中央公民館	講師控室をこれに充てる	卓子一台	椅子一〇脚		

六、便所	會場による區分	位	置
廣島市立 江波中學校	廣島市立 矢賀小學校	校舍の南側	講堂の南側
廣島市立 觀音中學校	廣島市立 尾長小學校	校舍の西側	校舍の南端
廣島市立 庚午中學校	廣島市立 荒神小學校	校舍の北側	校舍の東側
廣島縣立 工業專門學校	廣島市立 段原小學校	校舍の東側	講堂の北側
廣島縣立 基町高等學校	廣島市立 青崎小學校	校舍の北側	講堂の東側
廣島縣立 千田高等學校	廣島市立 仁保小學校	校舎の北側	校舎の北側
廣島縣立 舟入高等學校	廣島市立 楠那小學校	校舎の西側	校庭の北側
廣島市立 中央公民館	廣島市立 大河小學校	校舎の北側	工業室の西側
	廣島市立 比治山小學校	校舎の東側	校舎の北側
	廣島市立 皆實小學校	校舎の東側	校舎の北側
	廣島市立 宇品小學校	講堂の東側	校舎の北側
	廣島市立 元字小學校	校舎の北側	校舎の北側
	廣島市立 似島小學校	校舎の西側	校舎の北側

會場による區分	種類及び程度
廣島市立 似島學園小學校	講堂の南側
廣島市立 千田小學校	校舎の南端
廣島市立 袋町小學校	校舎の東側
廣島市立 観音小學校	宿直室の北側
廣島市立 白鳥小學校	講堂の西南側
廣島市立 牛田小學校	校舎の北側
廣島市立 中島小學校	校舎(假建築)南側
廣島市立 木川小學校	二階
廣島市立 舟入小學校	講堂の南側
廣島市立 江波小學校	講堂の南側
廣島市立 三篠小學校	校舎の西側
廣島市立 大芝小學校	校舎の東側
廣島市立 天満小學校	校舎の南側
廣島市立 觀音小學校	校舎の南側
廣島市立 南觀音小學校	校舎の東側
廣島市立 已斐小學校	校舎の北側
廣島市立 古田小學校	講堂の北側
廣島市立 草津小學校	講堂の東側
廣島市立 段原小學校	校舎の北側
廣島市立 青崎小學校	校舎の北側
廣島市立 翠町小學校	校庭の北側
廣島市立 宇品中學校	工業室の西側
廣島市立 似島學園中學校	校舎の北側
廣島市立 觀音中學校	校舎の北側
廣島市立 中廣中學校	校舎の北側

會場による區分	照明の程度
廣島市立 荒神小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 青崎小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 仁保小學校映寫室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 楠那小學校普通教室	一八坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 補那小學校普通教室	九坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 大河小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 宇品小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 白鳥小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 古田小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 江波小學校普通教室	一六坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 觀音小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 已斐小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 草津小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 段原中學校映寫室	一八坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)

會場による區分	種類及び程度
廣島市立 荒神小學校普通教室	卓子(覆ふ附)一、椅子一、脚、湯呑一、水差し一個、黒板一、白黒二、黑板一面、白黒二本
廣島市立 青崎小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 仁保小學校映寫室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 楠那小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 補那小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 大河小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 宇品小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 白鳥小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 古田小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 江波小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 觀音小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 已斐小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 草津小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 段原中學校映寫室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)

會場による區分	照明の程度
廣島市立 荒神小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 青崎小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 仁保小學校映寫室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 楠那小學校普通教室	一八坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 補那小學校普通教室	九坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 大河小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 宇品小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 白鳥小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 古田小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 江波小學校普通教室	一六坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 觀音小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 已斐小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 草津小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 段原中學校映寫室	一八坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)

會場による區分	種類及び程度
廣島市立 荒神小學校普通教室	卓子(覆ふ附)一、椅子一、脚、湯呑一、水差し一個、黒板一、白黒二、黑板一面、白黒二本
廣島市立 青崎小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 仁保小學校映寫室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 楠那小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 補那小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 大河小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 宇品小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 白鳥小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 古田小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 江波小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 觀音小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 已斐小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)
廣島市立 草津小學校普通教室	二〇坪につき一〇〇ワット一灯(臨時)
廣島市立 段原中學校映寫室	二〇坪につき一〇〇ワット二灯(臨時)

廣島市報 復活第四十九號

會場による区分	種類及び程度
廣島市立荒神小學校 普通教室	廊下を使用せず 腰掛三〇
青崎小學校 普通教室	〃 三〇
仁保小學校 映寫室	〃 〃
楠那小學校 普通教室	〃 〃
大河小學校 普通教室	〃 〃
宇品小學校 普通教室	〃 〃
白島小學校 普通教室	〃 〃
古田小學校 普通教室	〃 〃
江波小學校 普通教室	〃 〃
觀音小學校 普通教室	〃 〃
已斐小學校 普通教室	〃 〃
草津小學校 普通教室	〃 〃
段原中學校 機械室	〃 〃
廣島縣廣島舟入高等學校圖書室	〃 〃

4 辯士 控室	種類及び程度
廣島市立荒神小學校	普通教室をこれに充てる 卓子一、椅子五
仁保小學校	普通教室をこれに充てる 卓子一、椅子五
楠那小學校	普通教室をこれに充てる 卓子一、椅子五
大河小學校	普通教室をこれに充てる 卓子一、椅子五
宇品小學校	普通教室をこれに充てる 卓子一、椅子五

廣島市立白島小學校	職員室をこれに充てる 卓子一、椅子五
古田小學校	職員室をこれに充てる 卓子一、椅子五
江波小學校	普通教室をこれに充てる 卓子一、椅子五
觀音小學校	普通教室をこれに充てる 卓子一、椅子五
已斐小學校	普通教室をこれに充てる 卓子一、椅子五
草津小學校	普通教室をこれに充てる 卓子一、椅子五
廣島縣廣島舟入高等學校	體育準備室をこれに充てる 卓子一、椅子五

第二條 前條の設備は次の場所についてこれを行う。

廣島市立矢賀小學校	普通教室	應接室
尾長小學校	普通教室	普通教室
荒神小學校	普通教室	普通教室
段原小學校	普通教室	普通教室
青崎小學校	普通教室	應接室
仁保小學校	普通教室	理科室、映寫室
楠那小學校	普通教室	普通教室、作法室
大河小學校	普通教室	理科教室
比治山小學校	普通教室	普通教室
皆賀小學校	普通教室	普通教室
宇品小學校	普通教室	職員室
元宇品小學校	普通教室	普通教室
似島小學校	普通教室	普通教室
似島學園小學校	普通教室	普通教室
千田小學校	普通教室	普通教室
袋町小學校	普通教室	普通教室
織町小學校	音樂教室	音樂教室
白島小學校	講堂	職員室、普通教室

廣島市立 牛田小學校	普通教室	職員室
中島小學校	普通教室	普通教室
本川小學校	普通教室	職員室
舟入小學校	普通教室	普通教室
江波小學校	普通教室	普通教室
三篠小學校	普通教室	職員室
大芝小學校	普通教室	普通教室
天滿小學校	普通教室	應接室
觀音小學校	普通教室	應接室
南觀音小學校	音樂教室	購買部室
已斐小學校	普通教室	普通教室
古田小學校	普通教室	普通教室、職員室
草津小學校	普通教室	普通教室、機械室
段原中學校	普通教室	校長室
青崎中學校	工業	普通教室
祭町中學校	普通教室	普通教室
宇品中學校	普通教室	普通教室
似島學園中學校	裁縫	校長室
織町中學校	講堂	應接室
江波中學校	講堂	職員室
觀音中學校	雨天体操場	校長室
中島中學校	普通教室	普通教室
庚午中學校	普通教室	普通教室
工業專門學校	普通教室	普通教室
基町高等學校	普通教室	普通教室
千田高等學校	普通教室	普通教室
舟入高等學校	普通教室	普通教室
廣島市中央公民館	講堂	講堂、體育準備室

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則所定の使用料の特例に關する規則を次のように制定する。
昭和二十五年五月三十日 廣島市長 濱井 信三

廣島市規則第十二號
廣島市中央卸賣市場業務條例(昭和二十四年四月二十八日條例第三十二號)第四十六條第一項の規定による使用料は同條例施行細則(昭和二十四年八月十一日規則第二十八號)第六十二條の規定にかかわらず昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの間左の通りとする。

卸賣人市場使用料 各部共 賣上高 千分の二

附 則
この規則は昭和二十五年一月一日から適用する。

廣島市告示第十七號
四月二十六日市議會の議決を経て昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但しこの豫算は即

廣島市報 復活第四十九號

昭和三十五年四月二十六日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加
歳入

- 一、前年度繰越金 金七百八千四百
- 二、使用料及び手数料 金貳百貳拾參萬七千九百拾圓
- 三、手数料 金貳百貳拾參萬七千九百拾圓
- 四、交 付 金 金參百壹萬五千六百拾四圓
- 五、繰 越 金 金七百八千四百
- 六、前年度繰越金 金七百八千四百
- 七、歳入合計 金五百參拾貳萬六千四百七拾四圓

昭和三十五年五月一日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月九日
廣島市長 濱 井 信 三

- 一、保 健 所 費 金七拾八萬八千圓
- 二、選 舉 費 金參百壹萬五千六百拾四圓
- 三、選 舉 費 員 金貳百貳拾參萬七千九百拾圓
- 四、選 舉 費 員 金貳百貳拾參萬七千九百拾圓
- 五、選 舉 費 員 金貳百貳拾參萬七千九百拾圓
- 六、選 舉 費 員 金貳百貳拾參萬七千九百拾圓
- 七、選 舉 費 員 金貳百貳拾參萬七千九百拾圓
- 八、選 舉 費 員 金貳百貳拾參萬七千九百拾圓
- 九、選 舉 費 員 金貳百貳拾參萬七千九百拾圓
- 十、選 舉 費 員 金貳百貳拾參萬七千九百拾圓

昭和三十五年五月十三日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月十六日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月十九日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月二十六日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月二十九日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月三日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月九日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月十六日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月十九日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月二十六日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月二十九日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月三日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月五日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月七日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月九日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月九日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月十六日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月十九日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月二十六日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月二十九日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月三日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月五日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月七日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年六月九日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第二十四號

五月十九日市議會の議決を経て昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和三十五年五月十九日
廣島市長 濱 井 信 三

- 一、前年度繰越金 金壹百拾萬四千壹圓也
- 二、繰越金 金壹百拾萬四千壹圓也
- 三、警 察 費 金貳拾八萬壹千七百貳拾圓也
- 四、警 察 費 員 金貳拾八萬壹千七百貳拾圓也
- 五、諸 支 出 金 金八拾貳萬貳千七百貳拾圓也
- 六、過年度支 金 金六拾七萬貳千貳百八拾壹圓也
- 七、雜 支 出 金 金拾五萬圓也
- 八、雜 支 出 金 金拾五萬圓也
- 九、歳入合計 金壹百拾萬四千壹圓也
- 十、歳入合計 金壹百拾萬四千壹圓也

廣島市告示甲第二十五號

五月二十六日市議會の議決を経て昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和三十五年五月二十六日
廣島市長 濱 井 信 三

- 一、前年度繰越金 金壹百拾萬四千壹圓也
- 二、繰越金 金壹百拾萬四千壹圓也
- 三、警 察 費 員 金貳拾八萬壹千七百貳拾圓也
- 四、警 察 費 員 金貳拾八萬壹千七百貳拾圓也
- 五、諸 支 出 金 金八拾貳萬貳千七百貳拾圓也
- 六、過年度支 金 金六拾七萬貳千貳百八拾壹圓也
- 七、雜 支 出 金 金拾五萬圓也
- 八、雜 支 出 金 金拾五萬圓也
- 九、歳入合計 金壹百拾萬四千壹圓也
- 十、歳入合計 金壹百拾萬四千壹圓也

廣島市告示甲第二十六號

五月二十六日市議會の議決を経て昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和三十五年五月二十六日
廣島市長 濱 井 信 三

- 一、前年度繰越金 金貳百萬圓
- 二、繰越金 金貳百萬圓
- 三、警 察 費 員 金貳拾八萬壹千七百貳拾圓也
- 四、警 察 費 員 金貳拾八萬壹千七百貳拾圓也
- 五、諸 支 出 金 金八拾貳萬貳千七百貳拾圓也
- 六、過年度支 金 金六拾七萬貳千貳百八拾壹圓也
- 七、雜 支 出 金 金拾五萬圓也
- 八、雜 支 出 金 金拾五萬圓也
- 九、歳入合計 金貳百萬圓
- 十、歳入合計 金貳百萬圓

廣島市告示甲第二十七號

昭和三十五年五月二十九日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月二十九日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第二十八號

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第二十九號

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第三十號

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第三十一號

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第三十二號

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第三十三號

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十五年五月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

Table with columns: 投票區名稱變更 (Vote District Name Change), 投票區名 (Vote District Name), 投票區域 (Vote Area). Lists various districts like 荒神, 大洲, 仁保, etc.

廣選管告示甲第六號
昭和二十四年六月廿七日廣選管告示甲第九號中廣島市の開票區域中左記の通り投票區域の追加及び投票區の名稱を變更次の各種選舉より施行する。
昭和二十五年五月四日
廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第七號
昭和二十五年六月四日執行の參議院議員選舉に於ける投票管理若同代理者及開票管理若同代理者に左記の者を選任した。
昭和二十五年五月四日
廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

昭和二十五年六月四日執行 參議院議員選舉投票管理若同代理者

Main table listing candidates for the Japanese Diet members election. Columns include: 投票區 (Vote District), 課職氏名 (Candidate Name), 所 (Residence), 課職氏名 (Candidate Name), 所 (Residence), 投票區 (Vote District), 課職氏名 (Candidate Name), 所 (Residence).

開票管理業者及同代理者

開票所	職	氏名	住	所	職	氏名	住	所
東部	委員	員 服部 宜元	廣島市	琴町	委員	員 廣島 基町	廣島市	基町
中部	委員	員 長平 井 憲太郎	廣島市	古田町	委員	員 廣島 己斐町	廣島市	己斐町
西部	委員	員 長平 井 憲太郎	廣島市	己斐町	委員	員 廣島 己斐町	廣島市	己斐町

廣選管告示甲第八號

昭和二十五年六月四日執行の參議院議員選舉において公職選舉法施行令第五十二條の規定による證明書の交付は毎日午前八時三十分より午後五時までこれを取扱う。

廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第九號

委員長不在中における不在者投票の事務取扱に關しては左記の職員を代理者に任命する。

廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第十三號

昭和二十五年六月四日執行の參議院議員選舉における投票管理業者の選任を左記の通り變更する。

廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

廣島市選舉管理業者代理者 廣島市白島北町 高槻 紀美雄	牛田投票區投票管理業者代理者 廣島市白島北町 高槻 紀美雄	廣島市白島北町 高槻 紀美雄	廣島市白島北町 高槻 紀美雄
廣島市白島九軒町 村 直彌	廣島市白島九軒町 村 直彌	廣島市白島九軒町 村 直彌	廣島市白島九軒町 村 直彌
廣島市白島北町 高槻 紀美雄	廣島市白島北町 高槻 紀美雄	廣島市白島北町 高槻 紀美雄	廣島市白島北町 高槻 紀美雄

廣島市選舉管理委員會

廣島市東部開票區開票管理業者 服部 宜元	廣島市中部開票區開票管理業者 平井 憲太郎	廣島市西部開票區開票管理業者 遠藤 俊三	廣島市基町投票區開票管理業者代理者 瀧本 照	廣島市東部開票區開票管理業者 廣島市千田町二丁目 福場 一男	廣島市中部開票區開票管理業者 廣島市竹町 石井 博	廣島市西部開票區開票管理業者 安佐郡祇園町 寺西 正雄	廣島市基町投票區開票管理業者代理者 安佐郡安村 下原 忠
-------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------	-----------------------------------	------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

廣選管告示甲第十七號

公職選舉法第七十三條の規定による各種候補者の氏名及び黨派別の告示に關する規則を左の通り定める。

廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第十九號

廣島市選舉管理委員會を左記に依り開催する。

廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第二十號

右修正申立の要件は五月五日現在調製した廣島市補充選舉

廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第二十一號

昭和二十五年五月五日現在に依り調製した本市補充選舉人名簿に關する修正申立に對し五月二十八日爲したる決定に

廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

姓名	出生年月	修正要領	異議申立人
中島 木町三八	大正十五年十月二十五日	新	木田 瑞人
宇品 町四二一	昭和三年十一月十日	新	木田 瑞人
西白島 町四三	昭和三年十一月十日	新	木田 瑞人
東發島 町一九六	昭和二年十一月二十日	新	木田 瑞人
全	昭和三年十一月二十日	新	木田 瑞人
大手 町八丁一四七	昭和三年十一月二十日	新	木田 瑞人
千田 町二丁目六三	昭和四年四月七日	新	木田 瑞人
持貨 町二丁目五一	昭和四年六月二日	新	木田 瑞人
段原 中町四三一	昭和五年三月十六日	新	木田 瑞人
尾長 町一九〇	昭和五年二月十日	新	木田 瑞人

所三、各投票所入口

第二條 告示は別記様式による

第三條 選舉の期日前十二日に公職選舉法施行令第九十二條第一項及び第二項の規定により通知があつた公職の候補者のくじは選舉の期日前十一日午前十時に選舉の期日前十一日以後に通知、あつた公職の候補者でその通知の到達と同時に通知、あつた公職の都度、廣島市役所においてこれを進行する。

第四條 天災その他避けることのできない事故により告示を進行することができないときはこれを中止する。

附則 一の規則は次の各種選舉からこれを施行する。

昭和二十三年九月二十五日廣選管告示第一四號各種選舉における候補者の氏名及黨派別の告示に關する規則は之を廢止する。

別記

廣選管告示甲第十八號
昭和二十五年六月四日執行の參議院議員選舉における投票管理業者代理者の選任を左の通り變更する。

廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

番號	住	所	氏名	生	年	月	修正要領	異議申立人
	中島 木町三八	尾	尾長 町一九〇	尾長 町一九〇	昭和五年二月十日	新	木田 瑞人	
	宇品 町四二一	宇品 町四二一	宇品 町四二一	宇品 町四二一	昭和三年十一月十日	新	木田 瑞人	
	西白島 町四三	西白島 町四三	西白島 町四三	西白島 町四三	昭和三年十一月十日	新	木田 瑞人	
	東發島 町一九六	東發島 町一九六	東發島 町一九六	東發島 町一九六	昭和二年十一月二十日	新	木田 瑞人	
	全	全	全	全	昭和三年十一月二十日	新	木田 瑞人	
	大手 町八丁一四七	大手 町八丁一四七	大手 町八丁一四七	大手 町八丁一四七	昭和三年十一月二十日	新	木田 瑞人	
	千田 町二丁目六三	千田 町二丁目六三	千田 町二丁目六三	千田 町二丁目六三	昭和四年四月七日	新	木田 瑞人	
	持貨 町二丁目五一	持貨 町二丁目五一	持貨 町二丁目五一	持貨 町二丁目五一	昭和四年六月二日	新	木田 瑞人	
	段原 中町四三一	段原 中町四三一	段原 中町四三一	段原 中町四三一	昭和五年三月十六日	新	木田 瑞人	
	尾長 町一九〇	尾長 町一九〇	尾長 町一九〇	尾長 町一九〇	昭和五年二月十日	新	木田 瑞人	

西蟹屋町八七四ノ二	白岩	幸子	大正十四年七月二日
旭町一、六七五ノ五	網本	初枝	大正十四年九月一日
〃	網本	政雄	大正十四年三月十日
〃	佐々木	裕子	大正十四年一月三日
〃	木越	義子	大正十五年三月一日
南蟹屋町五二五ノ二	上木	則夫	大正十一年五月十三日
南蟹屋町二二九九	綿平	武夫	大正十三年三月二十九日
江波町六八五	岩本	チエ	大正十年八月二十日
河原町二一九	倉本	チエ	大正十年八月二十日
舟入幸町三一四	大下	金一	昭和四年十月十一日

廣選管告示甲第二十二號

昭和二十五年六月四日執行の参議院議員選舉における投票管理並同代理者の選任を左記の通り變更する。
昭和二十五年五月二十九日
廣島市選舉管理委員會
委員長 平井 憲太郎

本川投票區投票管理
廣島市十日市町 向井 一貫
同 代理者 原 茂
同 基町 桑 原 茂
右の者を解任し左の者を選任する。
本川投票區投票管理
廣島市基町 桑 原 茂
同 代理者 戸 澤 實 登
同 基町 戸 澤 實 登

辭令

廣島市事務吏員に任命する
理事に補する
佐々木 統

建設局長を命ずる
技術吏員 寺西 正雄
理事に補する
水道局長を命ずる
昭和二十五年四月三十日(各通)
廣島市技術吏員に任命する
中川 勵三
昭和三十五年五月七日
助役 奥田 達郎
民生局長事務取扱を命ずる
事務吏員 川本 淨眞
總務局總務課長を命ずる
菅 尾 眞 登
秘書課長を命ずる
田 窪 眞 吾
民生局農水産課長を命ずる
技術吏員 沖村 勝
中央卸賣市場業務課長を命ずる
事務吏員 福本 徹夫
建設局總務課長を命ずる
技術吏員 勝原 亭三
建設局計畫課長を命ずる
技術吏員 原 亭三

技術吏員 松原 喬
東部復興事務所長を命ずる
事務吏員 新宅 武雄
東部復興事務所庶務課長を命ずる
技術吏員 住吉 勇三
市長室勤務を命ずる
事務吏員 宮本 基
水道局經理課長を命ずる
技術吏員 野村 秋夫
水道局給水課長を命ずる
〃 棚橋 勇
水道局施設課長を命ずる
技術吏員 桑原 佐一
水道局淨水場長を命ずる
事務吏員 石井 博
總務局總務課長事務取扱を命ずる
廣島市事務吏員に任命す
廣島市事務吏員に任命する
正田 四三男
主事に補する
囑託 松原 喬
廣島市技術吏員に任命する
技術に補する
事務吏員 正田 四三男
總務局職員課長を命ずる
事務吏員 山根 力男
民生局体育課長を命ずる
昭和二十五年五月八日(各通)

雜報

定例市議會において左記の通り議決された。
(四月二十六日)
一、第五十號議案 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加
一、第五十一號議案 廣島市職員定數條例の一部を改正す
原案可決

る條例制定について
原案可決
一、第五十二號議案 寄附行為について
(四月二十八日) 承認
一、請願 (舟入高校運動場擴張要望の件) 採擇
一、請願 (平和廣島小供博覽會開催に關し援助方要望の件) 委員會附託
一、請願 (廣島野球クラブ設立に對し緒大なる後援を要望する件) 委員會附託
一、請願 (舊職町小學校跡地を特殊なる公設市場として變更方要望の件) 委員會附託
一、請願 (下流川通り道路監理整理變更を要望する件) 委員會附託
一、請願 (宇品公園復興促進方要望の件) 委員會附託
一、第三十九號議案 廣島市役所事務分掌條例の一部を改正する條例制定について 修正可決
一、發議 (野球團カーブに對し出資金要望の件) 委員會附託
(五月四日)
一、第六十五號議案 廣島市議會委員會條例の一部を修正する條例制定について 原案可決
臨時市議會において左記の通り議決された。
(五月十九日)
一、第五十三號議案 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加 原案可決

大	河	一、七四〇	七〇	二、五九九	九
皆	實	一、三三三	三六	三、六四〇	三
字	品	二、三二六	四四	五、八八〇	〇
似	島	二、三三三	六	四九三	〇
基	町	三、五七〇	三八	六、〇〇六	三
小	町	一、六三九	二四	四、九一〇	五
舟	入	一、八六六	二四	二、九六六	六
觀	音	一、七〇七	二七	四、三三〇	三
己	斐	一、八〇〇	七	四、六三三	三
三	條	一、六三三	三九	四、〇四四	三
草	津	一、七三三	三	三、八二二	八
中	央	三、〇〇〇	一〇	八、〇〇〇	一

廣島市報第四十八號中左の通り訂正する。
一頁「目次」の「規則」中「廣島市診療所使用料及び手数料條例施行規則制定」を「廣島市診療所使用料及び手数料條例施行規則の改正」に。
十二頁上段の本文及び本文の一部を
廣島市診療所使用料及び手数料條例施行規則を改正する規則が次のように制定する。
昭和二十五年四月十三日
廣島市長 濱 井 信 三
廣島市規則第四號
廣島市診療所使用料及び手数料條例施行規則(昭和二十一年十二月二十六日告示第三十五號)を次のように改める。に次々訂正する。

廣島市告示甲第三十號

地方自治法第二百四十四條の規定により、本市の「財政事情」を次のように公表する。
昭和二十五年五月三十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市の「財政事情」

地方自治法第二百四十四條の規定に基く「財政事情」の作成及び公表に關する條例の定めるところにより、市の財政全般の状況を毎年五月三十一日までの二回市の財政事情を公表するものになつてゐるが、今回公表するものは、昨年十月から本年三月までの分である。

一、昭和二十四年度豫算歳入出状況調

(公營企業を除く)

Table with multiple columns: 科 (Category), 目 (Sub-category), 算額 (Budgeted Amount), 歳入 (Revenue), 歳出 (Expenditure), 歳入合計 (Total Revenue), 歳入合計の対する割合 (Percentage of Total Revenue), 歳出合計 (Total Expenditure), 歳出合計の対する割合 (Percentage of Total Expenditure). Includes sub-sections for '一般會計' and '公營企業'.



外 號

昭和二十五年
五月三十一日 發行
(水曜日)

發行人所 廣島市役所

電話
廣島市國泰寺町三九
中二三六一番
中三〇六番
中三九四番
中三五九番
中三五九番
中三五九番
(市會計課)
(秘書課)
(事務課)

特別會計 戰災復興費 歳入

歳入合計

歳入合計

歳入合計

(一) 昭和二十四年度一般會計豫算について

分 別 定 額 収 入 許 額 未 納 額 収 入 歩 合

歳入合計

歳入合計

歳入合計

Table with multiple columns showing financial data for various departments including '尿尿汲取費', '船船運送費', '港灣諸費', etc. Includes a summary row at the bottom.

(一) 特別會計戰災復興費について
昨年平和都市法の施行により、復興事業は政府並びに各府の援助により着々進捗中であることはいえ、なお前途多難の状況であるが、今後益々市民各位の御理解と御協力により、速かなる完成を期したいと考へる次第である。

Table showing '特別會計水道事業費' with columns for '科目', '歳入', '歳出', and '最終繰上金'. Includes a detailed breakdown of income and expenses.

算制による事業の合理化に着目して、次の次第である。
一方歳出においては、上水經常費三六%、給水經常費三三%、戦災により破壊された水管橋、その他復舊を主とする水道復舊事業費九%、取水設備、配水管等の増設事業を施行するための水道改良事業費七%、配水管増設費七%、區劃整理事業による配水管の移設を行う水道事業費三%等となっているが、これら事業の現在までの執行状況は總額で七三%の執行率となっている。

Table with multiple columns showing financial data for various departments including '水道費', '水電費', '水費', '水害復旧費', etc. Includes a summary row at the bottom.

当初豫算額は歳入四千八百九拾貳萬千六百貳拾參圓であつたが、戦における事業の認證の削減により最終豫算においては歳入千七百九拾九萬四千四百九拾圓に減少している。
これが歳入について見ると、歳入總額に對して水道使用料手数料の六八%、市債の一四%、雑収入五%、繰越金五%、給水工事費収入の一三%、雑収入一〇%、市債一〇%、繰越金の一九%で、良好な成績を示し、戦支出金の三三%といふ低い収入歩合を示しているが、これは補助事業に對する補助金交付の遅延によるもので、出納閉鎖期日までに一〇%の歳入が見込である。

Table showing '昭和二五年三月末現在費目別市債現在高額' with columns for '費目別', '現在', '高', and '最終繰上金の対する割合'. Includes a detailed breakdown of bond-related financial data.

昭和二五年三月末現在費目別市債現在高額
戦災により重要財源の殆どを失つた本市に於ては、獨自財源により復興を促進することは到底不可能であつて、建設事業の大部分は起債によりこれを完成を圖つてゐる現状である。これがため戦災後における本市負債額は、増嵩の一途を辿り、經濟情勢の推移とともに政府の低利資金すらもその利率が大福に増率される等の事情を相俟つて、公債償還は、今や本市健全財政の上に重大なる影響を與へてゐる。然しながら、將來の都市を建設するために、これら償還額の多額を賄ふことは許されないのであつて、償還額の増大と復興促進のギャップに苦惱し、一歩復興事業の完成に努力を傾注してゐるのである。

借入先別	現在高	總額に對する百分比	借入先別	現在高	總額に對する百分比
大藏省預金部	三、四〇、二七三、一七五	六	その他一般金融機關	三、一、九、二六、二七四	八
簡易保険局	七、四六、九八〇	二	計	三、八、四、四、三、九七三	一〇〇
廣島縣	四、九五、九八五	一			

別表 第三表 昭和二十四年度廣島市起債事業調

事業名	起債額	事業名	起債額
職災復興、傳染病院復舊事業	二、〇〇〇、〇〇〇	國泰寺中學校復舊事業	九、五〇〇、〇〇〇
市廳舎復舊事業	四、〇〇〇、〇〇〇	中央卸賣市場建設事業	一、五〇〇、〇〇〇
下水道築造事業	四、〇〇〇、〇〇〇	消防施設事業	一、四〇〇、〇〇〇
區劃整理事業	九、五〇〇、〇〇〇	引揚者住宅建設事業	一、〇〇〇、〇〇〇
街路事業	一、三〇〇、〇〇〇	河川改修負擔金	二、〇〇〇、〇〇〇
路面復舊事業	九、〇〇〇、〇〇〇	荷橋修築負擔金	三、〇〇〇、〇〇〇
下水道事業	一、〇〇〇、〇〇〇	稻荷橋架設負擔金	四、〇〇〇、〇〇〇
河川水路事業	六、〇〇〇、〇〇〇	災害復舊土木事業	一、〇〇〇、〇〇〇
都市水利施設事業	七、〇〇〇、〇〇〇	水道復舊事業	一、〇〇〇、〇〇〇
庶民住宅建設事業	二、〇〇〇、〇〇〇	水道増補改良事業	六、〇〇〇、〇〇〇
小學校復舊事業	三、〇〇〇、〇〇〇	災害橋梁復舊事業	三、〇〇〇、〇〇〇
重要幹線街路整備事業	二、〇〇〇、〇〇〇	計	一四、〇〇〇、〇〇〇

(三) 一時借入金
 起債事業資金の借入補助金交付は事業の執行と一致せず、これら交付及び借入までの事業費支拂資金の不足は税収の徴収不足と相俟つて、年度内一時借入金は資金繰りの面に重要な役割を果している。
 現在までに借入れた二十四年度一時借入金の状況は左表の通りである。この内、現在までにその殆どを償還し、勸銀廣島支店より借入れの五千萬圓を残すのみとなっているが、資金の性質上出納閉鎖期日までに残額五千萬圓も必ず償還せねばならぬのである。

資本金名	借入金額	借入先備考	資本金名	借入金額	借入先備考
配付税見返り資金	一、五〇〇、〇〇〇	大藏省	財政調整資金	五〇〇、〇〇〇	勸業銀行
補助金つなぎ資金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	大藏省	計	三、九、〇〇〇、〇〇〇	支店
財政調整資金	六、〇〇〇、〇〇〇	大藏省			未償還

四、その他財政に関する事項
 昭和二十四年度豫算については、編成以來これが健全財政確立のため、懸命の努力を傾注してきたが、ドツケプランによる政府の緊縮政策は必然的に中都市財政を窮地に追いやる結果を招き、あまつさえ全面復興を完遂せねばならぬ本市にとつて、二十四年度起債事業の承認額が大幅に削減されたこと、都市配付税の二十三年度実績に比較して相当減額されたことは、財政計画に至大の影響を及ぼし、僅かに税制改正による増収と、行政整理による財源の捻出とによつて、財政の事態收拾に懸命の努力を傾注した。
 然しながら、年間豫算確立による意外の支出増加と起債事業完遂に伴う純市費充當額の増加等により、臨時的必要不可欠の事業に對する追加財源は皆無の状態となり、其の後に於いては、出来得る限り経費の節減に努め、必要止むを得ざるもの以外は全面的に事業の打切り及び繰延等を實行し、復興事業以外はすべて消極政策を執り、財政窮迫の現状を少しでもカバーすることに努めて来たのである。
 想うに、昭和二十四年度は本市のみならず、國及び他の各地方公共団体においても、健全均衡財政保持のために種々努力を傾けて来たのであり、終戦以來の混乱した經濟情勢直直しに、寄與し得たものと云えよう。
 昭和二十五年財政については、シャープ勸告案に基く抜本的な地方税法の確立に期待しているが、さきに地方税法案は一應廢案の形となり、これが強く影響して、本年度の市財政になお一抹の困難が豫想されるのであるが、何れにしても、地方独自の財政確立は、本年度よりその緒につくものと確信するので、本市の今後における財政運営は従來のような國庫依存は極力これを避け、専ら自主性の確立を圖らねばならぬ。
 即ち將來共済り効果の揚らない事業又は、不急の事業については、更に再検討を加へこれを縮小、若しくは整理統合してその適正合理化を期すると共に、一方歳入面においても、今年度より賣くじの發賣或は競馬競輪事業開催等により、税外諸収入の成績向上を期し、でき得る限り財政の健全強化に努力する考えである。
 平和都市復興の前途は、かかつて市民各位の御協力と御援助如何にあり、市はこの劃期的地方財政確立を期に市民各位の御理解を後盾として、あらゆる悪條件を克服し、前途至難なる「ヒロシマ」再建のため、粉骨砕身する覚悟であるが、各位におかれても、經濟的負擔の過重に困窮される現況下、何卒本市復興のため、格別の御協力を賜わらうようお願いする次第である。



No. 50

昭和二十五年 六月三十日 發行 (金曜日)

發行人 廣島市役所 廣島市國泰寺町三九

電話 中二 三五二番 中三 六五二番 中三 七九四番 中三 七九四番 中三 六五二番 中一 六五二番 (市會事務局) (秘書課) (會計課)

規則

廣島市旅費條例施行規則を次のように制定する。 昭和二十五年六月七日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十三號

廣島市旅費條例施行規則 (目的) この規則は、廣島市旅費條例(以下條例とす。)の施行に關し、必要な事項を定める。(移轉料) 第二條 條例第十一條の規定による移轉料の額は、別表の定額による。 附則 この規則は、公布の日から、これを施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

廣島市水道工事店の指定並びに給水装置技術合格者について.....一七

機構改革に伴う別に辞令を用いずして行う勤務替に關する告示.....一七

選舉管理委員會告示

昭和二十四年十二月二十一日廣選管告示甲第五十二號による告示の訂正について.....一八

辭令

雜報

定例市議會における議決事件について.....一九 出張所々管區域別人口及び世帯狀況.....一九

【目次】

規則

- 廣島市旅費條例施行規則制定.....一頁
廣島市役所係設置規則の一部改正.....二頁
廣島市保健所事務規程の全文改正.....三頁
廣島市助役事務担任規則等の一部改正.....四頁
飲食店營業許可等に關する手数料規則制定.....五頁
廣島市食品衛生監視員服務規則制定.....六頁
廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部改正.....七頁
廣島市食品衛生取扱規則制定.....八頁
廣島市食料品衛生取扱規則制定.....九頁
廣島市衛生事務委任に關する規則の全文改正.....一〇頁
廣島市衛生事務委任に關する規則の全文改正.....一一頁
食品その他物品收去有害品處分に關する取扱規則制定.....一二頁

告示 (甲)

- 市長在外中の職務代理について.....一三
予防接種(勝チフス及びバラチフス)實施について.....一四
昭和二十五年廣島市歳入出予算追加更正.....一五
家屋台帳法第十一條の告示について.....一六
廣島市議會議長並びに副議長當選について.....一七
昭和二十五年廣島市歳入出予算追加について.....一八

別表

職名	鐵道 百斤未満	鐵道 百斤以上 五百斤未満	鐵道 千斤未満 千斤以上	鐵道 千五百斤未満 千五百斤以上	鐵道 二千斤未満 二千斤以上
市長、助役、収入役	一、〇〇〇円	一三、五〇〇円	一六、五〇〇円	二〇、五〇〇円	二五、〇〇〇円
委員、理事、市議會事務局 長、選挙管理委員会事務局 長、監査委員事務局局長、警 察長、消防長	九、〇〇〇	一一、〇〇〇	一三、五〇〇	一六、五〇〇	二〇、〇〇〇
その他の吏員	七、〇〇〇	八、五〇〇	一〇、五〇〇	一三、〇〇〇	一六、〇〇〇
雇員	七、〇〇〇	八、五〇〇	一〇、五〇〇	一三、〇〇〇	一六、〇〇〇

備考

水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつて、それぞれ鐵道一キロメートルとみなす。

廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十五年六月七日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十四號

廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則
廣島市役所係設置規則(昭和二十三年八月二十日規則第二十八號)の一部を次のように改正する。
第一條の一部を次のように改める。
本文中「室及び各課に」を「室、課及び場に」に改め、「市長室」に「企画係、廣報係」を、「秘書課」の次に「渉外課」を加え、總務局の「渉外課」を削り、「調査課」の次に「戸籍課、戸籍係、寄留係、證明係」を加え、「民生局」の「戸籍課」を削除する。
「民生局」の「社會教育課」の「文化係」の次に「青少年係」を加え「育成課」を「體育課」に改め、「

青少年係」を削り「施設係」を加え「商工課」の「係」を「庶務係、勸業係、觀光港灣係、競馬競輪係」に、「食糧課」を「農水産課」に改め、「保健課」の「公衆衛生係」の次に「食品衛生係」を加える。
「復興局」を「建設局」に、「庶務課」を「總務課」に改め「總務課」の「管財係」の次に「勞務係」を、「總務課」の次に「計畫課、庶務係、企画係、公園係」を加え「土木課」の「計畫係」を「設計係」に、「工事係」の次に「維持係」を加え、「公園係」を削り、「下水課」の「庶務係」の次に「管理係」を加え、「上水課」及び「給水課」を削除する。
「東部復興事務所」の「工務課」の次に左の通り加える。
水道局
經理課 庶務係 料金係 徴收係
給水課 庶務係 工務係 漏水係
施設課 庶務係 計畫係 工事係
淨水場 庶務係 運轉係 水質係
第二條の一部を次のように改める。

市長室

企畫係
一 建設協議委員會に關すること
二 廣島建設委員會に關すること
三 東京出張所に關すること
四 寄附財産管理委員會に關すること
五 市政各般の綜合企畫に關すること
六 市長の特命に關すること
七 他課の主管に屬しない企畫に關すること
八 室内庶務に關すること
廣報係
一 市政の啓蒙宣傳に關すること
二 報道機關その他との連絡に關すること
三 廣報委員會に關すること
「秘書課」の「係」の分掌事務の次に左の通り加え、「總務局」の「渉外課」を削除する。
渉外課
一 進駐軍との交渉連絡に關すること
二 翻譯並びに通譯に關すること

競馬競輪係

一 地方競馬に關すること
二 自轉車競技に關すること
三 自轉車改良増産に關すること
四 自轉車振興會その他關係團體に關すること
「食糧課」を「農水産課」に改め、「保健課」の「係」の分掌事務を左の通り改める。
保健課
公衆衛生係
一 各種予防及び防疫に關すること
二 墓地、火葬場及び埋火葬に關すること
三 保健所、船入病院並びに診療所に關すること
四 その他、昆虫の驅除その他の環境衛生に關すること
五 環境衛生監視に關すること
六 國民健康保險に關すること
七 課内庶務に關すること
食品衛生係
一 食品衛生法による營業許可に關すること
二 食品衛生監視に關すること
三 屠場に關すること
四 屠畜検査に關すること
五 その他食品衛生に關すること
健康指導係
一 兒童福祉法による妊産婦並びに乳幼児の保健に關すること
二 衛生保護法に關すること
三 理容師法に關すること
四 醫藥監視に關すること
五 病院、診療所及び助産所の構造設備使用許可に關すること
六 醫師會その他保健團體に關すること
七 醫師法、藥劑師法、麻藥取締法、毒物劇物營業取締法及び、保健補助産婦看護婦法に關すること
八 その他母子衛生に關すること

商工課

一 體育施設に關すること
二 學校給食、學校衛生に關すること
「商工課」の「係」の分掌事務を左の通り改める。
庶務係
一 主食、調味品の配給に關すること
二 せいの製品、日用雜貨品の配給に關すること
三 衣料品小賣業者登録諮問委員會に關すること
四 飲食營業臨時規正法に關すること
五 露店營業の許可に關すること
六 度量衡に關すること
七 旅客輕車輛輸送事業に關すること
八 銃砲火藥類に關すること
九 事業内容證明に關すること
十 課内庶務に關すること
勸業係
一 經濟事情の調査及び研究に關すること
二 商工業の振興及び指導に關すること
三 商工業の金融に關すること
四 商工相談所に關すること
五 商工會議所その他商工團體に關すること
觀光港灣係
一 觀光宣傳及び觀光客の誘致に關すること
二 觀光施設の整備改善に關すること
三 觀光團體に關すること
四 貿易振興並びに貿易關係團體に關すること
五 港灣、淺橋の管理運営に關すること
六 港灣事務所その他港灣に關すること
七 廣島港灣委員會に關すること

戸籍課

一 戸籍に關すること
二 改氏名に關すること
三 國籍の得喪に關すること
四 人口動態調査に關すること
五 戸籍相談に關すること
寄留係
一 寄留に關すること
證明係
一 印鑑證明に關すること
二 身分その他諸證明に關すること
三 課内庶務に關すること
「民生局」の「社會教育課」の「文化係」の分掌事務の次に左の通り加える。
青少年係
一 青年團體、少年團體の育成指導に關すること
二 青少年に關する各種行事の開催に關すること
三 その他青少年に關すること
「育成課」を「體育課」に改め「體育係」の分掌事務

清掃係
一 塵芥、汚物、尿尿に關すること
二 公共便所に關すること
三 公園、緑地、運動場等の清掃に關すること
四 塵芥、汚物並びに尿尿処理場その他清掃施設に關すること
五 簡易公共事業に關すること
「復興局」を「建設局」に改め、「課、係」の分掌事務を左の通り改める。

建設局
一 局内予算に關すること
二 予算關係報告並びに申請に關すること
三 局内事務連絡並びに統制に關すること
四 復興史編纂に關すること
五 建設業法に關すること
六 工事入札及び契約に關すること
七 局内他課の主管に屬しないこと
八 課内庶務に關すること

資材係
一 建設事業用諸資材の申請及び保管に關すること
二 資材關係各種調査報告に關すること

管財係
一 財産の登記に關すること
二 部落有財産に關すること
三 土地の評價に關すること
四 疎開跡地處理に關すること
五 地上物件各種補償に關すること
六 不動産の買収、收用、拂下、讓與、貸借に關すること
七 字圖に關すること
八 他課に屬しない市有財産の取得管理處分に關すること

勞務係
一 失業對策の運営並びに連絡統制に關すること

二 勞務用物資割當申請及び配分に關すること
三 勞務關係報告に關すること
四 勞働者災害補償保険及び失業保険に關すること
五 その他勞務に關すること

計課係
一 都市計畫事業の諸手續に關すること
二 失業對策の計畫に關すること
三 鐵道軌道の事業計畫に關すること
四 課内庶務に關すること

企畫係
一 都市計畫の調査、測量、計畫に關すること
二 都市計畫事業の綜合連絡調整に關すること
三 觀光施設に關すること
四 その他建設諸計畫に關すること

公園係
一 公園、緑地、苗圃及び運動場の企畫及び設計施行並びに維持管理に關すること
二 墓園の測量、設計、工事の施行並びに維持管理に關すること

土木課
一 土木事業諸手續に關すること
二 道路、橋、河川、堤防の管理並びに占用使用に關すること
三 水防に關すること
四 都市計畫事業費精算に關すること
五 屋外廣告物法に關すること
六 課内庶務に關すること

設計係
一 土木工事の計畫、調査、測量、設計に關すること
二 土木並びに都市計畫工事の施行に關すること
三 道路、橋、河川、港灣等の新設、改修に關すること

二 建築線に關すること
三 區劃整理事業の計畫調査設計及び施行に關すること

換地係
一 換地設計及び圖面に關すること
二 整理後の土地評價に關すること
三 建築許可申請に關すること

「東部復興事務所」の「換地係」の分掌事務の次に左の通り加える。

水道局
一 工事の諸手續に關すること
二 給水の制限及び断水の告知に關すること
三 給水船に關すること
四 予算の編成、經理に關すること
五 統計並びに管財に關すること
六 物品の購入に關すること
七 局、課内庶務に關すること
八 局内他課の主管に屬しないこと

料金係
一 給水の方法及び種別決定に關すること
二 水道使用料、手数料並びに給水工事費の徴收及び還附に關すること
三 水道使用料の測定に關すること
四 給水の開始及び閉止に關すること

徴收係
一 水道使用料の集金に關すること
二 量水器の點檢に關すること
三 給水装置の使用取締に關すること

給水係
一 水道用器材の保管、出納に關すること
二 課内庶務に關すること

工務係
一 配水及び給水施設の維持管理に關すること

維持係
一 道路、橋、河川、港灣の維持修繕に關すること
二 道路台帳に關すること

住宅課
一 住宅建設事業の諸手續に關すること
二 地代家賃統制令に關すること
三 住宅建設用資材の保管及び出納に關すること
四 課内庶務に關すること

管理係
一 住宅の割當入居及び管理に關すること
二 分譲賦金並びに家賃の決定及び徴收に關すること
三 住宅敷地の管理に關すること

土事係
一 住宅の建築、設計及び工事施行に關すること
二 住宅敷地の調査測量に關すること
三 住宅の維持、修繕工事に關すること

營繕係
一 建築工事の諸手續に關すること
二 建築工事用資材の保管及び出納に關すること
三 課内庶務に關すること

計課係
一 公營建築物並びに附帯設備の調査及び設計計畫に關すること
二 公營建築物の工事施行に關すること
三 工事統計に關すること

工務係
一 公營建築物の工事施行に關すること
二 工事統計に關すること

下水課
一 下水道事業の諸手續に關すること

二 給水装置の設計、施工並びに工事精算に關すること
三 量水器の修理、檢定に關すること
四 給水用品の製作及び修繕に關すること

漏水係
一 漏水防止に關すること

施設係
一 工事用器材の保管、出納に關すること
二 課内庶務に關すること

計課係
一 水道施設の調査、設計に關すること
二 工事竣功檢査に關すること

工務係
一 工事施工に關すること
二 工事精算に關すること
三 工事用器材の製作及び修繕に關すること

淨水場
一 場内並びに水源保護區域の警備に關すること
二 器材の保管、出納に關すること
三 場内庶務に關すること

運轉係
一 取水場、淨水場、調整場の操作運轉に關すること
二 送水管路及び送電線路の維持管理に關すること

水質係
一 水質の檢査に關すること
二 塩素滅菌に關すること

第三條中「同一室課内に」と同一室、課及び場内に、「室長又は課長は」と室長、課長又は場長は、「第四條第一項中」係を置かない室課に」と係を置かない課に第六條中「室長又は課長は」と室長、課長又は場長が「に夫々改める。

「東部復興事務所」の「課、係」の分掌事務を左の通り改める。

庶務課
一 土地區劃整理事業の諸手續に關すること
二 事業用資材の保管出納に關すること
三 所舎の維持管理に關すること
四 所内庶務に關すること

土地係
一 區劃整理相談に關すること
二 土地建物の登記及び諸手續に關すること
三 減歩、補償その他整理前の土地評價に關すること
四 換地清算に關すること
五 行政區劃改廢並びに地積査定に關すること
六 土地區劃整理委員會に關すること
七 土地買収その他調査に關すること

補償係
一 建物その他の移轉計畫に關すること
二 建物移轉その他の補償に關すること
三 補償審査會手續に關すること

工務課
一 測量及び圖面作成に關すること
二 路線決定に關すること

二 建築線に關すること
三 區劃整理事業の計畫調査設計及び施行に關すること

換地係
一 換地設計及び圖面に關すること
二 整理後の土地評價に關すること
三 建築許可申請に關すること

「東部復興事務所」の「換地係」の分掌事務の次に左の通り加える。

水道局
一 工事の諸手續に關すること
二 給水の制限及び断水の告知に關すること
三 給水船に關すること
四 予算の編成、經理に關すること
五 統計並びに管財に關すること
六 物品の購入に關すること
七 局、課内庶務に關すること
八 局内他課の主管に屬しないこと

料金係
一 給水の方法及び種別決定に關すること
二 水道使用料、手数料並びに給水工事費の徴收及び還附に關すること
三 水道使用料の測定に關すること
四 給水の開始及び閉止に關すること

徴收係
一 水道使用料の集金に關すること
二 量水器の點檢に關すること
三 給水装置の使用取締に關すること

給水係
一 水道用器材の保管、出納に關すること
二 課内庶務に關すること

工務係
一 配水及び給水施設の維持管理に關すること

二 給水装置の設計、施工並びに工事精算に關すること
三 量水器の修理、檢定に關すること
四 給水用品の製作及び修繕に關すること

漏水係
一 漏水防止に關すること

施設係
一 工事用器材の保管、出納に關すること
二 課内庶務に關すること

計課係
一 水道施設の調査、設計に關すること
二 工事竣功檢査に關すること

工務係
一 工事施工に關すること
二 工事精算に關すること
三 工事用器材の製作及び修繕に關すること

淨水場
一 場内並びに水源保護區域の警備に關すること
二 器材の保管、出納に關すること
三 場内庶務に關すること

運轉係
一 取水場、淨水場、調整場の操作運轉に關すること
二 送水管路及び送電線路の維持管理に關すること

水質係
一 水質の檢査に關すること
二 塩素滅菌に關すること

第三條中「同一室課内に」と同一室、課及び場内に、「室長又は課長は」と室長、課長又は場長は、「第四條第一項中」係を置かない室課に」と係を置かない課に第六條中「室長又は課長は」と室長、課長又は場長が「に夫々改める。

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する
廣島市保健所處務規程を改正する規則を次のように
制定する。

昭和二十五年六月七日

廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十五號

廣島市保健所處務規程を改正する規則
廣島市保健所處務規程（昭和二十三年十月四日規則
第四十四號）を次のように改正する。

第一條 廣島市保健所（以下所という。）に左の職
員を置く。

- 所長
 - 副所長
 - 課長
 - 室長
 - 係長
 - 員
- 所長は上司の命を受けて、所務を掌理し所屬員を
指揮監督する。
副所長に事故があるときは、第二條に掲げる順序に
より課長又は室長がその職務を代理する。
課長、室長及び係長は上司の命を受けて、所管事
務を處理し所屬員を指揮監督する。
課長に事故があるときは、所管係長、係長に事故
があるときは、上席係員がその職務を代理する。
所員は上司の命を受けて、所務に従事する。
- 第二條 所に次の課及び係を置く。
- 庶務係
 - 醫務係
 - 藥務係
 - 衛生課
 - 環境衛生係
 - 食品獸疫係

豫防課

- 一 防疫係
 - 二 結核係
 - 三 普及係
 - 四 衛生教育係
 - 五 衛生統計係
 - 六 衛生試験室
 - 七 細菌病検査係
- 第三條 各課の分掌事務は次の通りとする
- 一 公印の管守に關すること
 - 二 所の人事及び給與に關すること
 - 三 文書の收發及び保存に關すること
 - 四 所の豫算、決算に關すること
 - 五 使用料及び手数料の徴收、減免並びに猶豫に
關すること
 - 六 所の企畫に關すること
 - 七 醫療法、養生保護法及び精神病者監護法に關
すること
 - 八 理容師法に關すること
 - 九 藥事法、麻藥取締法、及び毒物劇物營業取締
法に關すること
 - 十 醫藥品その他衛生資材に關すること
 - 十一 他の課の主管に關しないこと

六

- 一 口腔衛生に關すること
 - 二 衛生思想の普及及び昂揚に關すること
 - 三 衛生統計及び人口動態統計調査に關すること
 - 四 保健婦の事業に關すること
 - 五 衛生試験室
 - 六 理化學的試験に關すること
 - 七 細菌並びに病理學的検査に關すること
- 第四條 各課の事務分掌は次の通りとする
- 一 公印の管守に關すること
 - 二 文書の收發及び保存に關すること
 - 三 所の人事及び給與に關すること
 - 四 所の企畫に關すること
 - 五 所の豫算、決算並びに經理に關すること
 - 六 使用料及び手数料、徴收、減免、並びに猶豫
に關すること
 - 七 課内の他の係に關しないこと

- 一 環境衛生係
- 二 衛生課
- 三 食品獸疫係
- 四 食中毒に關すること
- 五 獸疫衛生に關すること
- 六 へい獸衛生に關すること
- 七 豫防係
- 八 性病豫防に關すること
- 九 寄生虫及びトラホーム豫防に關すること
- 十 母性及び乳幼児衛生に關すること
- 十一 榮養指導及び榮養調査に關すること
- 十二 癩豫防に關すること
- 十三 齒科疾患豫防に關すること
- 十四 課内の他の係に關しないこと
- 十五 急性傳染病の豫防に關すること
- 十六 豫防接種に關すること
- 十七 結核豫防に關すること
- 十八 普及係
- 十九 衛生教育係
- 二十 衛生思想の普及及宣傳及び衛生教育に關するこ
と
- 二十一 隣接社會事業に關すること
- 二十二 保健婦の事業に關すること
- 二十三 課内の他の係に關しないこと
- 二十四 衛生統計係
- 二十五 衛生上の統計及び調査に關すること
- 二十六 人口動態統計に關すること
- 二十七 衛生試験室

- 一 化學試験係
 - 二 理化學的試験に關すること
 - 三 細菌病検査係
 - 四 細菌並びに病理學的検査に關すること
 - 五 廣島市役所事務決裁規程第十五條の規定により課
長並びに東部復興事務所長共通の代決事項に關
すること
 - 六 廣島市保健所法施行規則第十五條の規定により厚
生大臣に提出する事業報告は市長を経由しなけれ
ばならない。
 - 七 第七條 所には當直員を置かなければならない。
當直規程は市長の承認を得て所長がこれを定める
 - 八 第八條 前條に定めるものの外は廣島市職員就業規
則を準用する。
- 附 則
- この規則は、公布の日から、これを施行する。
- 昭和二十五年六月七日
- 廣島市長 濱井信三
- 廣島市規則第十六號
- 廣島市助役事務担任規則等の一部を
改正する規則
- 第一條 廣島市助役事務担任規則（昭和二十二年七
月十五日廣島市規則第八號）中第一條の担任事務
を次のとおり改める。
- 一 市長室、會計課、秘書課及び渉外課に關す
る事務
 - 二 總務局に關する事務
 - 三 民生局に關する事務

- 一 建設局に關する事務
 - 二 水道局に關する事務
 - 三 第二條を次のとおり改める。
市議會提出議案その他重要な事務及び他の助役
の担任事務に關連するものについては、二助役
これを合議する。
 - 四 第三條を次のとおり改める。
助役に故障があるときはその担任事務は他の助
役がこれを掌理する。
 - 五 第二條 地方自治法第五十二條による市長代理順
序（昭和二十二年九月二十三日廣島市規則第十三
號）の一部を次のとおり改める。
「助役森澤雄三」を削る。
- 附 則
- この規則は、公布の日からこれを施行し、昭和二十五
年五月二十六日から適用する。
- 昭和二十五年六月八日
- 廣島市長 濱井信三
- 廣島市規則第十七號
- 飲食店營業許可等に關する手数料規則
- 第一條 飲食店營業許可等に關する手数料は一件に
つき左に掲げる額を徴收する。
- 一 飲食店營業許可手数料 千円
 - 二 喫茶店營業許可手数料 五百円
 - 三 食肉販賣業許可手数料 五百円
 - 四 水の卸賣業許可手数料 五百円
 - 五 水菓子製造業（アイスクリームを含む）
許可手数料 五百円
 - 六 屠畜検査手数料

牛馬 一頭につき二百五十円
羊、豚、こうし（生後一年未満のもの） 一頭につき百五十円

七 診療所使用許可證交付手数料 三百円
八 助産所使用許可證交付手数料 二百円

第二條 手数料は前條の許可申請と同時に収入證紙により、これを納入しなければならない。

第三條 既に納めた手数料はこれを還付しない。

第四條 詐偽その他不正行為に因り第一條に定める手数料の徴収を免れた者については、その免れた金額の五倍以下の過料を科することがある。

附 則
この規則は、昭和二十五年四月一日からこれを適用する。但し第一條第七號及び第八號については昭和二十五年六月一日から適用する。

廣島市食品衛生監視員服務規則を次のように制定する。

昭和二十五年六月八日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十八號

食品衛生監視員服務規則

第一條 食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二十三號）第十九條に基き市長の命ずる食品衛生監視員（以下監視員という。）の職務に關しては、廣島市職員就業規則に定めるものの外この規則による。

第二條 監視員は、民生局保健課及び保健所に配置する。

第三條 監視員は、上司の指揮監督を受けて、左の職務を行うものとする。

一 食品衛生法第十七條第一項に規定する當該吏員の職權に關すること

二 有毒飲食物等取締令第三條による當該吏員の職權に關すること

三 氷菓子製造業

四 食肉販賣業

五 水卸賣業

許可指令書（様式第二號）を交付する。

第三條 市長は前條の營業を許可したときは、營業許可指令書（様式第二號）を交付する。

第四條 營業者は前條の指令書を營業所に掲示しなければならない。

（營業の更新）
第一條の規定に従い、更に許可の申請をしなければならない。

一 許可期限を満了した營業につき、引き続きその營業を繼續しようとする者

二 營業を相續、賣買、譲渡その他正當の手續により譲受けた者

三 營業所在地を移轉しようとする者

四 前項の申請をする場合第一號及び第二號については營業設備の平面圖及び附近見取圖は省略することができる。

（申請事項の変更）
第五條 營業者は食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三號以下省令という。）第二十二條の規定による届出を様式第三號により、正副二通を提出しなければならない。

市長は前項の届出を受理したときは、様式第四號による届出済證印を押捺してその副本一通を届出人に返戻する。

營業者は左の各號の一にあたるときは、様式第五號による届出書にその旨を記載し、その事實の生じた日から十日以内に市長に提出しなければならない。但し營業を廢止したときは別に許可指令書を添えなければならない。

一 三ヶ月以上休業したとき

二 休業中の營業を開始したとき

三 營業を廢止したとき

廣島市報 復活第五十號

廣島市規則第十九號

廣島市々營住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和二十五年六月八日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第二十號

廣島市食品衛生取扱規則

三 食品衛生法施行規則に基き製品検査及び營業許可に關する調査をすること

四 食品衛生の指導に關すること

五 その他食品衛生に關すること

第四條 監視員はその前月の間に行つた職務の實施狀況及びその月の實施計畫を、毎月五日までに保健課長又は保健所長に報告しなければならない。

第五條 監視員は、その職務を行うに當つて特に左に掲げる事項に留意しなければならない。

一 監視員の證票を必ず携帯しその職務を行う前に關係者にこれを提示すること

二 その職務は原則として日出より日没まで又は營業時間（準備整理等のため開かれる時間を含む）内にこれを履行し、必要なる場所所立ち入り又は、業務の著しい妨害とならないよう注意すること

三 收去權限を行うに當つては、その理由を述べ收去證を發行すると共に收去量は試験のために必要な程度内に留め、不當な量に亘らぬよう注意すること

四 その職務を行うに當つては、收賄、越權、秘密の漏えい、その他不正行為のないよう注意すること

五 その職務を行うに當つては、品性の保持、技術的、事務的能率の向上に努めると共に迅速適正を期し、民衆との無用摩擦を生ずること等のないよう注意すること

六 監視員の證票をき損又は紛失したときは、三日以内にその番號、き損若しくは紛失の年月日、場所及びその理由を具して市長に届出なければならない。

七 監視員の證票の有効期間が過ぎたとき又は帶用資格を失つたときは、三日以内にその證票を返還しなければならない。

（營業の取消）
第六條 營業の許可を受けた者が、正當の理由なく許可を受けた日から三ヶ月以内に營業を開始せず又は三ヶ月以上引續き休業したときはその許可を取消することがある。

（管理入）
第七條 營業者が管理人を置こうとするときは様式第六號により市長に届出なければならない。

第八條 營業者は管理人が死亡し又は管理人を變更し若しくは解任したときは、十日以内に市長に届出なければならない。

（從事員）
第九條 營業者は次に掲げる疾病にかゝつた者を營業に從事させてはならない。

一 病毒傳ばんの處ある結核

二 精神病

三 その他傳染性疾患（病原体保有者を含む）

（健康診斷）
第十條 所轄保健所長は必要があるとき健康診斷書の提出を命ずることができる。

（營業じゆん守事項）
第十一條 營業者及び從事員は次の事項を守らなければならない。

一 飲食物又は器具の洗濯に使用する水は、清淨なものを使用すること

二 腐敗變質その他衛生上危害を生ずる虞のある飲食物を販賣し、又は販賣の目的で貯藏陳列、運搬若しくはこれを原料として飲食物の製造、加工又は調理をしないこと

三 飲食物の調理場、貯藏場、販賣場、屋台の類、飲食物用器具及び覆蓋は常に清潔にすること

四 飲食物器具を拭くには、常に清潔な布巾を使用すること

五 飲食物の取扱いは、清潔な筥、匙、杓子、その他適當の器具を使用すること但し器具を使い兼ねたものはあらかじめ手指を清洗すること

六 そのまゝ食する飲食物の容器包装は清潔なものを用いること

七 飲食物又は飲食物用器具の取扱いは從事する者は常に身体被服を清潔にすること

第十一條 食品衛生法（昭和二十二年法律第二十三號以下法という。）第五條但書の規定による當該吏員は屠畜検査員とする。

（中毒の届出）
第十二條 法第二十七條の規定による中毒に關する醫師の届出は、様式第七號によらなければならない。

（書類の經由）
第十三條 この規則により市長に提出する書類は、營業所在地を所轄する保健所長を経由しなければならない。

附 則
一 この規則は、昭和二十五年四月一日から、これを適用する。

二 この規則施行前に知事の許可を受けた營業は、この規則により許可されたものとみなす。

様式第一號
〇〇營業許可申請書

〇〇營業の許可を受けたいので食品衛生法施行規則第二十條の規定により申請いたします。

一 申請人 氏名 住所 生年月日
（法人の場合はその名稱所在地及び代表者氏名）

二 營業所 所在地
三 營業所の名稱 屋號又は商號
四 營業の種類

九

廣島市報 復活第五十號

五營業設備の大要(各々別に添えること)

- (イ) 營業所周圍百米以内の見取圖
- (ロ) 營業所建物の構造仕様書及び平面圖
- (ハ) 上水道以外の水を使用する場合は市の行った水質検査成績の寫
- (ニ) 水菓子製造業にありては製造方法を別に添付すること

廣島市長 氏 名 〇
 右申請者 氏 名 〇
 昭和 年 月 日

一、第四條により許可申請をする場合(營業許可期間の過ぎたもの、相續、譲受け及び移轉)前の營業許可証を添えること
 二、相續、譲受けによる場合は同時に廢業届を添えること

様式第二號

廣島市指令保第 號

氏 名
 生 年 月 日
 日附申請のあつた

營業の件は食品衛生法第二十一條の規定により左記の通りこれを許可する。

- 一 營業者氏名、住所、生年月日
(法人の場合はその名稱、所在地、代表者の氏名)
- 二 營業所の所在地
- 三 營業所の名稱、屋號又は商號
- 四 營業の内容
- 五 許可の有効期間その他必要な條件

昭和 年 月 日
 廣島市長 氏 名 〇

様式第三號

食品衛生法施行規則第二十一條の規定による變更届左記の通り變更致しましたので御届けします。

(法人の場合はその名稱、所在地、及び代表者氏名)
 申請人 住 所 氏 名
 營業所の所在地
 營業の種類及び名稱
 許可年月日及び許可指令番號

- 一 變更事項
- 二 理由

昭和 年 月 日
 右届出人 氏 名 〇
 廣島市長 氏 名 〇

様式第四號



様式第五號

休業(開始又は廢業)届
 左記の通り 營業を(休業)致しましたから届けします。

- 一 營業者氏名住所生年月日
(法人の場合はその名稱所在地及び代表者氏名)
- 二 營業所所在地

様式第六號

三營業所の名稱 屋號又は商號
 四許可年月日及び許可指令番號
 五理由

昭和 年 月 日
 右届出人 氏 名 〇
 廣島市長 氏 名 〇

一 營業者氏名 住所 生年月日
(法人の場合はその名稱所在地及び代表者氏名)
 二 營業所所在地
 三 營業所の名稱及び營業の種類
 四 許可年月日及び許可指令番號
 五 管理人所氏名及び生年(解任、變更、死亡)月日
 (管理人を變更する場合は新舊両方を併記すること)

昭和 年 月 日
 右届出人 氏 名 〇
 廣島市長 氏 名 〇

様式第七號

食品中毒患者 檢案届
 患者死亡の別及び住所、職業氏名年令
 檢診又は檢案年月日
 中毒發生日時
 中毒物品の名稱
 症(變)状及び予後
 その他参考事項
 昭和 年 月 日
 住 所 醫師 氏 名 〇

廣島市規則第二十一號

廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則を
 昭和三十二年六月十五日
 廣島市長代理 奥田達郎

- 第一條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第五條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第六條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第七條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第八條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第九條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十一條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十二條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十三條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十四條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十五條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十六條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十七條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十八條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十九條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十一條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十二條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十三條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十四條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十五條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十六條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十七條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十八條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十九條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十一條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十二條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十三條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十四條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十五條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十六條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十七條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十八條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十九條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十一條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十二條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十三條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十四條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十五條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十六條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十七條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十八條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十九條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第五十條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則

廣島市規則第二十二號

廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則を
 昭和三十二年六月十五日
 廣島市長代理 奥田達郎

- 第一條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第五條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第六條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第七條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第八條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第九條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十一條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十二條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十三條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十四條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十五條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十六條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十七條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十八條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第十九條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十一條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十二條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十三條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十四條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十五條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十六條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十七條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十八條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第二十九條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十一條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十二條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十三條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十四條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十五條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十六條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十七條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十八條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第三十九條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十一條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十二條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十三條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十四條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十五條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十六條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十七條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十八條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第四十九條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則
- 第五十條 廣島市衛生事務委任に關する規則を改正する規則

十三 理容師法第十三條の規定による立入検査に關すること

十四 墓地埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八號）第十八條の規定による火葬場に對する臨検検査及び墓地納骨堂又は火葬場からの報告の要求に關すること

十五 あんま、はり、きゆう、柔道整復等營業法（昭和二十二年法律第二百十七號）第七條の規定による施術所に對する臨検検査に關すること

十六 醫藥法（昭和二十三年法律第二百五號）第二十五條の規定による關係者からの報告の要求及び立入検査に關すること

十七 結核予防法（大正八年法律第二十六號）第三條及び同法施行規則（大正八年內務省令第二十號）第八條前段の規定に基く消毒その他の予防方法の施行又はその施行の命令に關すること

十八 結核予防法第四條及び同法施行規則第八條後段の規定に基く健康診断の施行又は従業禁止その他の行政處分に關すること

十九 精神病者監護法（明治三十三年法律第三十八號）第三條及び同法施行規則（明治三十三年內務省令第三十五號）第三條の規定に基く精神病者監護の許可

二十 精神病者監護法第四條第五條及び同法施行規則第七條の規定に基く精神病者の監護の方法又は場所の変更及び監置した精神病者の死亡治ゆ又は行方不明の届出の受理

二十一 精神病者監護法第七條及び第八條並びに同法施行規則第十條の規定に基く監置許可の取消監置の廢止又は監置方法若しくは場所の変更の命令及び監護義務者を指定してする監置の命令

二十二 精神病者監護法第十一條及び同法施行規則第十二條の規定に基く精神病者の検診及び尋問若しくは家宅病院等の臨検に關すること

二十三 トラホーム予防法（大正八年法律第二十七號）第三條の規定による治療の施行に關すること

二十四 トラホーム予防法第四條の規定による措置に關すること

二十五 瘧疾予防法（明治四十年法律第四十號）第一條の規定による届出の受理に關すること

二十六 瘧疾予防法第二條の二の規定による措置に關すること

二十七 寄生虫予防法（昭和六年法律第五十九號）第二條第一項の規定による健康診断及び糞便検査に關すること

(一) 第一號に規定する事項

(二) 第四號及び第五號に規定する事項但し重大な權利制限的行為についてはあらかじめ市長の指示を受けなければならない

(三) 第六號に規定する事項のうち製造所又は多人数集合する場所に對する予防上の措置

(四) 第七號に規定する事項のうち上水及び下水の新設改築變更廢止を除く他の事項

(五) 第九號に規定する事項

二十九 傳染病予防法施行規則（大正十一年內務省令第二十四號）第三十一條第二項の規定による許可に關すること

三十 性病予防法（昭和二十三年法律第六十七號）第十條の規定による命令に關すること

三十一 性病予防法第十一條の規定による命令等に關すること

三十二 性病予防法第十四條第一項の規定による報告の要求に關すること

三十三 性病予防法第十五條第一項の規定による命令に關すること

三十四 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六號）第一條の規定による予防接種の實施

第三條 保健所長は前條の事務に關し處理した事項を、別に定める様式により毎月市長に報告しなす

ればならない。但し前條第三號については、許可台帳記載の事項を報告しなすなければならない。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十五年六月十五日
廣島市長代理 廣島市助役 奥田達郎

廣島市規則第二十三號

食品その他物品收去、有害品處分に關する取扱規則

第一條 食品衛生法第十七條の規定による試験のため收去する數量は、概ね左に掲げる數量とする。但し特別の事情があるときはこの限りでない。

一 飲用乳は約二〇〇cc

二 乳製品、牛乳加工品及びその類似品は最小一容器分

三 酒精飲料は約二〇〇cc

四 清涼飲料水及び保存飲料水は最小一容器分

五 添加物として用いられる化學的合成品及びこれを含む製剤は左の通り

(一) 合成調味料 合成保存料 合成漂白料 合成着色料 合成膨脹劑は約一〇瓦

(二) 合成調味料 合成膨脹劑は約一〇瓦

(三) 合成着色料は約二五瓦

(四) 合成着色料を含む製剤は約一五〇瓦

六 氷雪は約四キロ

七 かん詰 びん詰食品は最小一容器分

八 器具 容器包装及びおもちやのような分割できないものは一個

九 氷菓子類は最小一容器分

十 前各號以外の食品は各一種につき固形ものは約一〇〇瓦液体流動物のものは約一〇〇瓦

十一 その他物品は必要限度の數量

第二條 前條による收去品は、左の處置を施してその容器包装に封印をなし、收去証控並びに別記第一號様式による收去品送付書を添えて、保健所試験室に直ちに送付しなすべし。

一 飲用水は硝子壺に詰め他物の混入しないよう栓を施し密封すること

二 酒精飲料は製詰とし他物の混入しないよう栓を施し密封すること

三 容器中より一部分を收去するときは適當な容器に入れ他物の混入しないよう密封すること

四 添加物として用いられる化學的合成品並びにこれを含む製剤は適當な容器に入れ他物の混入しないよう密封すること

五 氷雪は周圍に木屑をもつて被い箱に收め溶解しないよう装置すること

六 氷菓子類は適當な容器に收め他物の混入しないよう装置すること

七 その他他物品はその容器若しくは適當な容器に收め他物の混入しないよう密封すること

第三條 食品その他物品を收去するときは、食品衛生法施行規則第十八條の規定による證書を交付しなすべし。

第四條 封印は左の方法によらなければならない。但し營業者より要求のあるときは、事情の許す限り收去したと同量の物品を採り、これを封印して後日の証據として手交しなすべし。

一 包装及びびん詰類は十字形に封印をなしその接合部に封印すること

二 びん詰類は栓とびん身に封印をなしその接合部に封印すること

第五條 臨検検査の際、有害と認められ又はその疑があるものについては、一時これを販賣使用陳列採取製造加工調理授受を停止せしめ、その一部を

收去し試験の結果有害品と判定するまでは、濫りに販賣使用陳列採取製造加工調理及び授受の禁止若しくは物品の廢棄を命ずることはできない。

第六條 食品衛生法第二十二條の規定による食品衛生上の危害を除去するため、概ね左に掲げる處置をするものとする。

一 有毒な若しくは有害な物質が含まれ若しくは附着して人の健康を害する恐れがある器具若しくは容器包装又は食品又は添加物に接觸してそれ等に有害な影響を與えることにより人の健康を害する恐れがある器具若しくは容器包装は使用の目的を變更するか有害な部分を除去改造すること

二 食品にして腐敗し若しくは變質したもの又は未熟であるものを肥料にすること

三 食品にして不潔異物の混入又は添加その他の事由により有害と認められたものを肥料にすること

四 牛乳にして成分規格に適合しないものを乾酪に製造し又は肥料にすること

第七條 保健所においては、別記第二號様式の台帳を備え、收去及び處分をなした結果を記載しなすべし。

第八條 保健所長は收去及び處分をなした結果を、別記第一號様式により毎月二回（十五日、三十日）市長に報告しなすべし。

附 則
この規則は、公布の日から、これを施行する

(第一號様式)
收去品送付書

一、被收去者住所氏名及び屋號

二、品名及び數量

三、收去年月日

四、收去者職氏名

五、收去理由

廣島市告示第三十一號

昭和二十五年六月九日
廣島市長 濱井信三

MR A大會出席等のため、市長在外中（昭和二十五年六月十三日から）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百五十二條第一項の規定により、廣島市助役奥田達郎がその職務を代理する。

廣島市告示第三十二號

昭和二十五年六月十二日
廣島市長 濱井信三

豫防接種法（昭和二十三年法律第六十八號）に基く定期麻疹チフス及びバラチフス豫防接種を左の通り施行する。

昭和二十五年六月十九日
自昭和二十五年六月十四日

一、期 日 至 全 十月十四日

二、實施場所 別紙の通り

(第二號様式)

番號	月日	品名	數量	適否	又	處分	同被收去者	收去者	備考
							住所氏名	者氏	
							屋號	名	
								考	

備考

一、處分欄には禁止廢棄送付又は處置した等の事由を記載すること

二、營業者の店舗において清涼飲料水その他物品の外観検査をなしたのもすべて記載すること

〇告 示 (甲)

三、接種該 滿三才以上六十才未滿の者全員但現 當 在勝チフス又はバラチフスにかゝつて居る者又はかゝつた事のある者について は保健所長の証明書によつてこれを免除する前年度所定量の接種を受けた者(但し昨年完了の証明書持参のこと)前年度所定量の接種を受けなかつた者は本年度は三回の注射を行う一回につき拾圓當日持参のこと(但し似島のみ午後一時より四時まで) 四、接種後 午後一時より午後六時まで(但し似島の接種を受けた者は當日及び翌日はなるべく安静を守り劇動入浴、飲酒等を控へること) 五、接種後 局所反應としては接種後局所の發赤しゆ脹 疼痛等を認めることがあ

六、接種後 局所反應としては接種後局所の發赤しゆ脹 疼痛等を認めることがあ 七、接種後 局所反應としては接種後局所の發赤しゆ脹 疼痛等を認めることがあ 八、禁忌 有熱者 妊産婦(四ヶ月及至六ヶ月の妊婦を除く) 心臟 腎臓 その他重要内臓に異常ある者 糖尿 脚氣 病後衰弱者 胸線淋巴質の者は接種を行わないので醫師の証明書を持参の上必ず予保員に提示のこと

定期勝チフス、バラチフス豫防接種日割表

Table with columns for 接種月日 (Vaccination Date), 場 (Venue), 区 (District), 域 (City). Rows list various districts like 紙屋町, 袋町, 中配病院, etc., with their respective vaccination dates and venues.

Table with columns: 第一回 (1st), 第二回 (2nd), 第三回 (3rd), 場 (Venue), 区 (District), 域 (City). Rows list districts like 海寶寺, 江波小學校, 大洲會館, etc.

Table with columns: 第一回 (1st), 第二回 (2nd), 第三回 (3rd), 場 (Venue), 区 (District), 域 (City). Rows list districts like 南三條町, 福島本町, 西隣保館, etc.

Table with columns: 第一回 (1st), 第二回 (2nd), 第三回 (3rd), 場 (Venue), 区 (District), 域 (City). Rows list districts like 荒神小學校, 宇品警察署, 宇品小學校, etc.

Table with columns: 第一回 (1st), 第二回 (2nd), 第三回 (3rd), 場 (Venue), 区 (District), 域 (City). Rows list districts like 天満小學校, 中廣中學校, 翠町中學校, etc.

8月29日	9月5日	9月12日	別院(寺町)	廣瀬北町一、二、三丁目、寺町、廣瀬南町、廣瀬元町、錦町、横瀬町
8月30日	9月6日	9月13日	本川小學校	空鞆町、新市町
8月31日	9月7日	9月14日	本川小學校	鍛冶屋町、左官町、十日市町、油屋町、塚本町、猫屋町、堺町、三、四丁目、西新町、西地方町
9月1日	9月8日	9月15日	三光寺	小網町、舟入町、舟入仲町西
9月2日	9月9日	9月16日	舟入病院	舟入仲町東、舟入本町東
9月3日	9月10日	9月17日	觀音小學校	東觀音町一、二丁目、二丁目南
9月4日	9月11日	9月18日	觀音小學校	西觀音町一丁目、觀音本町二丁目
9月5日	9月12日	9月19日	觀音小學校	南觀音町二丁目西、南、北
9月6日	9月13日	9月20日	南觀音小學校	南觀音町二丁目南、二丁目南
9月7日	9月14日	9月21日	三菱造船學校	南觀音町三丁目
9月8日	9月15日	9月22日	三菱造船學校	西日本重工業
9月9日	9月16日	9月23日	三菱造船學校	三菱町内
9月10日	9月17日	9月24日	草津小學校	三菱町内
9月11日	9月18日	9月25日	草津小學校	昭和新開
9月12日	9月19日	9月26日	草津小學校	草津南町
9月13日	9月20日	9月27日	草津小學校	草津南町
9月14日	9月21日	9月28日	草津小學校	草津南町
9月15日	9月22日	9月29日	三篠小學校	草津南町
9月16日	9月23日	9月30日	三篠小學校	草津南町
9月17日	9月24日	9月31日	三篠小學校	草津南町
9月18日	9月25日	10月1日	三篠小學校	草津南町
9月19日	9月26日	10月2日	三篠小學校	草津南町
9月20日	9月27日	10月3日	三篠小學校	草津南町
9月21日	9月28日	10月4日	三篠小學校	草津南町
9月22日	9月29日	10月5日	三篠小學校	草津南町
9月23日	9月30日	10月6日	三篠小學校	草津南町
9月24日	10月1日	10月7日	三篠小學校	草津南町
9月25日	10月2日	10月8日	三篠小學校	草津南町
9月26日	10月3日	10月9日	三篠小學校	草津南町
9月27日	10月4日	10月10日	三篠小學校	草津南町
9月28日	10月5日	10月11日	三篠小學校	草津南町
9月29日	10月6日	10月12日	三篠小學校	草津南町
9月30日	10月7日	10月13日	三篠小學校	草津南町
10月1日	10月8日	10月14日	三篠小學校	草津南町

9月25日	10月2日	10月9日	仁保小學校	仁保町淵崎
9月26日	10月3日	10月10日	進徳女學校	出汐町
9月27日	10月4日	10月11日	大河小學校	旭町
9月28日	10月5日	10月12日	楠那小學校	大河町北
9月29日	10月6日	10月13日	楠那小學校	大河町南
9月30日	10月7日	10月14日	舊小學校	仁保町日字那
				似ノ島町

廣島市告示第三十三號

六月十二日市議會の議決を経た昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。
昭和二十五年六月十二日

廣島市長 濱井 信三

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加更正

五、縣支出金 金七千貳拾四萬四千六百貳拾五圓也
二、補助金 金六千參百貳拾八萬八千七百參拾四圓也
八、繰越金 金參千六百貳拾八萬九千七百六拾貳圓也
一、前年度繰越金 金參千六百貳拾八萬九千七百六拾貳圓也
歳入合計 金九億壹千七百拾六萬參千五百八圓也

二、役所費 金壹億六千五百五拾四萬七千五百四拾圓也
一、役所費 金壹億四千八百拾壹萬壹千八百拾參圓也
三、警察防費 金壹億六千七百六拾六萬四千五百四圓也
一、警察防費 金壹億參百六拾六萬七千六百四拾九圓也
八、産業經濟費 金九拾九萬七千八百貳拾五圓也
三、農水產諸費 金九拾九萬七千八百貳拾五圓也
十五、災害土木費 金貳千六百六拾八萬五千元八百圓也
二、橋梁復舊費 金貳千壹百拾八萬貳千九百圓也
三、諸費 金拾七萬六千圓也
十六、諸支出金 金五千八百九拾壹萬九千貳百七拾六圓也

七、過年度支出
金參百貳拾五萬貳千九百五拾壹圓也

十四、廣報費
金八拾萬圓也

歳出合計
金九億壹千七百拾六萬參千五百八圓也

歳入出差引殘金なし。

廣島市告示第三十四號

廣島東及び西稅務署より通知のあつた尾長町灌口藤男外四百六十六名の家屋に對する賃賃價格の決定については、家屋台帳法第十一條の規定により自六月十九日至七月八日の二十日間關係者の縦覧に供する。

昭和二十五年六月十三日
廣島市長代理 奥田達郎

廣島市長代理 奥田達郎

昭和三十五年廣島市歳入出豫算追加

八、繰越金
金參百五萬九千參百貳拾圓也
一、前年度繰越金 金參百五萬九千參百貳拾圓也
歳入合計 金參百五萬九千參百貳拾圓也

三、警察防費
金貳拾九萬九千參百貳拾圓也

一、警察費
金貳拾壹萬壹千八百貳拾圓也

二、消防費
金八萬七千五百圓也

五、教育費
金貳百四拾萬壹千圓也
一、小學校費 金貳百拾六萬圓也
二、中學校費 金貳拾五萬圓也
七、保健衛生費 金參拾五萬圓也
十六、行政費 金參拾五萬圓也
歳出合計 金參百五萬九千參百貳拾圓也

歳入出差引殘金なし。

廣島市告示第三十七號

廣島市水渠工事店の指定並びに給水装置技術合格者は左の通りである。
昭和二十五年六月二十日

廣島市長代理 奥田達郎

新規指定工事店及び給水装置技術合格者

川崎産業株式會社廣島出張所
所長 谷村志賀之資
廣島栄工務工業所
田淵親章
株式會社大阪電氣會社
大阪暖房商會廣島出張所
所長 鹿取忠次
有限會社住田工業所
代表者 二神榮造
三友工業株式會社
渡部靜雄
給水装置技術合格者(既指定工事店所属のもの)

工事店名
三木工業株式會社
三木泰次郎
株式會社桐田商會廣島出張所
取締役所長 諸星茂
企業組合廣島水道工事社
盛谷正雄
大華工業株式會社
花川清治

渡川敏夫
阿部忠恵
上原實
長谷浩司
盛谷浩司
坪根昌彦
堀川富彦

廣島市告示第二號

機構改革に伴い、別に辞令を用いない職員は、次の通り勤務替を命ぜられたものと心得られたる。
所屬員の所屬係は所屬長から指示する。
昭和二十五年六月十四日
廣島市長代理 奥田達郎

新所 建設局總務課 復興局庶務課 復興局農水課 復興局體育課 復興局給水課

選舉管理委員會告示

廣選管告示甲第二十四號

昭和二十四年十二月二十一日廣選管告示甲第五十二號をもつてなした地方自治法第七十四條第四項、第七十五條第五項、第七十六條第四項、第八十條第四項、第八十一條第二項及び第八十六條第四項の規定によるその總數の五十分の一の數及び三分の一の數を左の通り訂正する。

廣島市選舉管理委員會 委員長 平井憲太郎

- 一、五十分の一の數 三、〇二四
二、三分の一の數 五〇、三八八
備考 選舉人名簿に記載された者の總數 一五一、一六二

辭令

廣島市職員考査委員會委員に指名する 寺西正雄
廣島市職員考査委員會臨時委員を命ずる 正田四三男
廣島市職員考査委員會委員を免する 田窪眞吾

廣島市技術吏員に任命する 佐々木 銑
廣島市環境衛生監視員を命ずる 寺西正雄
廣島市食品衛生監視員を命ずる 正田四三男
廣島市食品衛生監視員を命ずる 田窪眞吾

廣島市食品衛生監視員を命ずる 藤永 修
廣島市環境衛生監視員を命ずる 石井 寛
廣島市食品衛生監視員を命ずる 安達 久正
廣島市環境衛生監視員を命ずる 青山 厚大

民生局社會課福利係長を命ずる 伊藤 晴
民生局商工課庶務係長を命ずる 井川 滿
民生局商工課馬場輪係長を命ずる 桑田 茂
民生局保健課食品衛生係長を命ずる 前川 武之
建設局總務課庶務係長を命ずる 井上 貞雄
建設局總務課管財係長を命ずる 和木 平四郎
建設局總務課勞務係長を命ずる 秋山 福一
建設局計畫課公園係長を命ずる 土谷 鉄美
建設局土木課維持係長を命ずる 渡邊 久雄
建設局下水課管理係長を命ずる 前田 時夫
建設局復興事務所庶務課土地係長を命ずる 武岡 四郎
東部復興事務所庶務課土地係長を命ずる 桑原 茂
水道局經理課庶務係長を命ずる 小林 節夫
水道局經理課徵收係長を命ずる 久保田 忠義
水道局給水課庶務係長を命ずる 山崎 利一
水道局給水課工務係長を命ずる 任都 栗一雄
水道局給水課漏水係長を命ずる 中村 秀
水道局施設課庶務係長を命ずる 岩住 勝
水道局施設課庶務係長を命ずる 木原 愛吉

廣島市出納員を命ずる 宮本 基
廣島市出納員を免する 川本 淨眞
廣島市出納員を免する 藤田 善一
昭和三十五年五月八日(各通)
昭和三十五年五月十四日
廣島市消防吏員に任命する 木山 正二
昭和三十五年五月十六日 技術吏員 佐々木 銑
廣島市土地評價委員を命ずる 松原 喬
廣島市土地評價委員を免する 佐藤 雄太郎
廣島市土地評價委員を免する 菅尾 眞登
昭和三十五年五月十日(各通) 技術吏員 前川 武之
廣島市食品衛生監視員を命ずる 木村 善昭
廣島市環境衛生監視員を命ずる 仲本 善昭
廣島市食品衛生監視員を命ずる 仲本 善昭

廣島市食品衛生監視員を命ずる 出本 吉人
廣島市環境衛生監視員を命ずる 村上 敏夫
廣島市食品衛生監視員を命ずる 中川 行夫
廣島市環境衛生監視員を命ずる 中川 行夫
廣島市食品衛生監視員を命ずる 檜山 甫
廣島市環境衛生監視員を命ずる 深山 惠
廣島市食品衛生監視員を命ずる 吉村 重治
廣島市環境衛生監視員を命ずる 銀山 匡助
廣島市食品衛生監視員を命ずる 横山 樂水
廣島市環境衛生監視員を命ずる 山中 千秋
廣島市食品衛生監視員を命ずる 山田 昭道
廣島市環境衛生監視員を命ずる 松本 昭道
廣島市食品衛生監視員を命ずる 堀井 稻雄
廣島市環境衛生監視員を命ずる 河野 龜一
廣島市食品衛生監視員を命ずる 光川 桂三
廣島市環境衛生監視員を命ずる 藤井 四郎
廣島市食品衛生監視員を命ずる 石川 昌司
廣島市環境衛生監視員を命ずる 奥村 昌吉
廣島市食品衛生監視員を命ずる 西本 九郎
廣島市環境衛生監視員を命ずる 堀野 九郎
廣島市食品衛生監視員を命ずる 臨田 雄

雜報

一例市議會に於て左記の通り議決された(六月六日)
不發議(野球團クラブに對し出資金要望の件)
一、請願(廣島野球クラブ設立に對し絶大なる後援を要望する件) 決定
一、請願(平和廣島小供博覽會開催に關し援助方を採擇)

出張所々管區域別人口世帯状況 (昭和二十五年六月一日現在)

出張所別	人口	全上前月分との比較増減(△)	世帯	全上前月分との比較増減(△)
牛田	八、四六九	一〇九	二、一七六	二九
尾長	一三、一三四	三五	三、〇三〇	二〇
青崎	九、五五八	二二	二、二七四	一五
荒神	一九、八一九	二〇四	五、一三七	七一
比治山	一六、五六七	一六八	四、〇四〇	二九
仁保	五、四六六	五	一、三七八	一〇
大河	一〇、九五二	一七七	二、六一〇	一四
皆實	一五、二八二	四九	三、七一五	二二
宇品	二二、四五二	三二五	五、八九一	七三
似島	二、二三二	九	四九八	六
基町	二二、七七二	一八四	六、一一九	九三
小網町	一九、四九五	九六	四、九五三	三三
舟入	一一、九一九	三三	三、〇一六	二〇
観音	一七、八二九	一五五	四、四〇四	四二
已斐	一八、一一〇	一〇九	四、六五三	四一
三篠	一六、三九七	六五	四、〇四九	四一
草津	一三、三二二	三九	三、二八九	五
中央	三四、四八九	四八六	八、七五四	一四七
計	二七九、二五一	二、二二四	六九、九八六	六四三

- 一、再議第一號 廣市議會議第二二〇號昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加 原案可決 (六月七日)
- 一、M.R.A.大會に對しメッセイジ送附の件 決定
- 一、廣島市議會副議長辭任許可について 許可に決定
- 一、廣島市議會假議長選舉の件 杉村政太郎當選
- 一、廣島市議會議長辭任許可について 許可に決定 (六月十二日)
- 一、請願(舊鞆町小學校跡地域を特殊なる公設市場として變更方要望の件) 委員會附託
- 一、請願(下流川通り道路區畫整理變更を要望する件) 採擇
- 一、請願(宇品公園復興促進方要望の件) 採擇
- 一、請願(本市の田園都市化施設要望の件) 委員會附託
- 一、第六十四號議案 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加更正 原案可決
- 一、第六十五號議案 財産の取得について 原案可決
- 一、第六十六號議案 訴訟提起について 承認
- 六月十七日議決
- 一、廣島市議會議長選舉の件 砂原格、當選
- 一、廣島市議會副議長選舉の件 宮本正夫當選 (六月二十日)
- 一、第六十七號議案 昭和二十五年廣島市歳入出豫算追加 原案可決
- 一、第六十八號議案 教育委員會設置について 同意に決定
- 一、第六十九號議案 消防團々服購入契約締結の同意について 同意に決定
- 一、請願(養老院設立敷地貸與方要望の件) 委員會附託

廣島市報

昭和二十五年 六月二十日 發行

發行所 廣島市役所
 廣島市國泰寺町三九番
 中三三〇六番
 中三〇六〇番
 中三〇九四番
 中三七九一番
 電話 中三三〇六番
 中三〇六〇番
 中三〇九四番
 中三七九一番

一、請願（養老院設立敷地貸與方要望の件）
委員會附託

計

二七九、二五一

四八六

八、七五四

一一四

廣島市報

No. 51
昭和二十五年
六月二十日 發行
（水曜日）

發行所 廣島市役所
電話
廣島市國泰寺町三九
中二三五一番
中三〇六六番
中三〇九四番
中三七〇六番
中三七一五番
中三六六一番
中三六七一番
中三六七一番
中三六七一番
（市會事務局）
（秘書課）
（會計課）

【目次】

廣島市保育園條例施行細則の一部改正	一頁
廣島市特殊勤務手当支給規則制定	二頁
廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置、名稱及び管轄區域等に關する規則の一部改正	三頁
廣島市建設相談所規則制定	四頁
廣島市労働者就業規則制定	四頁
廣島市政廣報編集委員會規則制定	五頁
廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部改正	五頁
廣島市競馬巡迴委員會規則制定	六頁
廣島市CIE圖書館規則制定	六頁
定期清潔方法施行について	六頁
第十四回未指定地補充換地指定地並びに第十四回換地指定地換地指定及び第二回換地指定地債権指定、換地指定地指定取消の發表について	七頁
土地立入について	七頁
臨時種痘予防接種について	七頁
◎選舉管理委員會告示	八頁
廣島市選舉管理委員會開催について	八頁
安藝海濱漁業調整委員會委員選舉	八頁
廣島市投票區域の設定について	八頁
安藝海濱漁業調整委員會委員選舉に於いて準用される公職選舉法施行令第五十三條の規定による投票用紙及び封筒の交付並びに投票の取扱時間	八頁
廣島市報 復元第五十一號	八頁

◎公安委員會告示

廣島市自動車運轉免許規程の一部改正
廣島市公安委員會遵照規程制定

◎辭令

田邊所々管區域別人口、世帯人口表

◎規則

廣島市保育園條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十五年六月二十二日
廣島市長代理 廣島市助役 奥田 達 郎

廣島市規則第二十四號

廣島市保育園條例施行細則の一部を改正する規則
廣島市保育園條例施行細則（昭和二十三年十月十四日規則第三十八號）の一部を次のように改める。

第四條中「保育園受託定數「一五〇」を「二〇〇」に、
「臨時保育園」を「仁保保育園」に、
「臨時保育園」を「江波保育園受託定數「九〇」を「一五〇」に、
「臨時保育園受託定數「三〇」を「七〇」に改め、
末尾に左の通り加える。

竹屋保育園 八〇
古田保育園 六〇

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月二十六日から適用する。

廣島市特殊勤務手当支給規則を次のように制定する。
昭和二十五年六月二十四日
廣島市長代理 廣島市助役 奥田 達 郎

廣島市規則第二十五號

廣島市特殊勤務手当支給規則
（目的及び適用範圍）

第一條 廣島市職員給與條例（以下條例という。）第二十四條の規定に基き本市職員で特殊の勤務に従事する者に對しては、この規則の定めるところにより、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の職員とは、條例第三條第一項に規定するもの及び臨時職員をいう。

（特殊勤務手当の種類）
第二條 特殊勤務手当を分けて、危険手当、發務手当、特殊有技者手当、納税者手当、水道集金獎勵手当、向西街職員特別手当、戸籍特別手当、駐在所手当、出陣者手当及び訓練手当の十種とする。

（危険手当）
第三條 職員で危険業務に従事する者に對しては、左の區分により危険手当を支給する。
一 危険業務に常時勤務するもの

甲 月額 二百圓
乙 月額 百圓

二 危険業務に随時勤務するもの
 甲 一回につき 十圓
 乙 一回につき 五圓

2 前項の危険業務の内容及び支給區別は、別表第一に定めることによる。

3 警察、消防吏員に對しては、第一項の規定にかかわらず月額二百圓を支給する。

第四條 前條に規定する支給該當者があるときは、所屬長は別表第二の(一)様式により申請して、任命権者の認定を受けなければならない。

5 危険手当の支給をうけていたものが、その資格を失うに至つたときは、直ちに別表第二の(二)様式により報告しなければならない。

第六條 第三條第一項第二號該當者(随時勤務者)があつたときは、別表第二の(三)様式により、當月分を翌五日までに報告しなければならない。

(兼務手当)
 第六條 職員が、その所屬課、かゝる本務以外の事務を兼務する者に對しては、左の區分により兼務手当を支給する。

甲 月 額	三百圓
乙 月 額	二百圓
丙 月 額	百圓
丁 月 額	五十圓

2 前項の支給該當者及び支給區分の決定は、事務の内容を考慮して、任命権者がこれを執行する。

(特殊有技者手当)
 第七條 職員で、もつぱら左の業務に従事するものに對しては、特殊有技者手当を支給する。

第一通 一 前項の支給區分は、その技能の程度、範圍等を考慮して、任命権者がこれを定める。

第九條 前條の特殊有技者手当は、條例の規定により、給

料が減額される場合にあつては、現に受ける給料に對應する額とする。

第十條 前二條の支給額に四十九錢以下の端数を生じたときは、これを切り捨て、五十錢以上一圓未満の端数を生じたときは一圓に切り上げ計算するものとする。

(納税者手当)
 第十一條 職員が、諸税の納税者並に滞納處分に従事し、左の各號の一に該當する場合は、納税者手当を支給する。

一 納税者又は滞納處分により各種市税を徴収したとき
 二 滞納處分に當り差押處分(通貨差押を除く。)を執行したとき

第十二條 前條の手当額は、左の區分により、これを支給する。但し、二人以上同行従事したときは、従事人員数を以て除して得た金額とする。

一 徴収金額に對するもの
 市税一日の徴収金額千圓を超える額に對し、その超える徴収金額の百分の二に相當する額(専任徴収職員の場合)
 市税徴収金額の百分の二に相當する額(専任徴収職員以外の職員の場合)

二 徴収件数に對するもの
 一件につき 二圓

三 差押處分に従事したとき
 一件につき 二十圓

第十條(支給額の端数計算。)の規定は、納税者手当の支給につき、これを準用する。

第十三條 納税者手当は、毎月従事した実績により、これを計算するものとする。

(水道集金獎勵手当)
 第十四條 職員で、水道使用料、手数料、工事費、量水器費の集金に従事するものに對しては、水道集金獎勵手当を支給する。

第十五條 前條の手当金は、その月の集金済領收證の枚数に基き左の各號により算出して得た額を支給する。

一 千五百枚まで一枚につき 八十錢

二千五百枚を超えるもの一枚につき 一圓

第十六條 集金員が、擔當區域外の集金の應援をした場合は、前條の規定にかかわらず一枚につき六十錢の割で計算した額を支給する。

第十七條 正當の理由がなく、事務の處理が遅延したため自己の擔當に對して他の應援を受けた場合は、その應援を受けた集金員の集金済領收證の枚数に應じて受けるべき手当金から應援者の集金済領收證一枚につき六十錢の割で算出した金額を減額する。但し、減額する金額は手当支給額の範圍内とする。

第十八條 集金を誤つた集金員に對しては、集金済領收證一枚につき四圓の割合で、手当支給額の中から返納せしめる。

第十九條 集金上特別の事由があるを認めるときは、市長はこの手当の支給を停止し、又は減額し、若しくは返納させることがある。

第二十條 水道集金獎勵手当の支給を受けるものには、他の事務に従事する場合を除いては、市内出張手当、超過勤務手当はこれを支給しない。

(向西館職員特別手当)
 第二十一條 本市火葬場向西館に勤務する職員に對しては、向西館職員特別手当を支給する。

2 前項の手当金は、左の區分により、これを支給する。

一 事務職員	月 額	五十圓
二 現業員(火夫)	月 額	四十圓
三 現業員(作業夫)	月 額	四十圓

(戶籍特別手当)
 第二十二條 戶籍の業務に専従する職員で、戶籍謄抄本を調製するものに對しては、戶籍特別手当を支給する。

2 前項の手当金は、戶籍謄抄本一日の調製枚数二十枚を超える場合その超える枚数一枚につき一回の割合で算出して得た額とする。

第二十三條 前條の手当金は、その月の分をりまごめ、計算するものとする。

(駐在手当)
 第二十四條 東京出張勤務を命ぜられた職員には、駐在手当を支給する。

2 前項の手当金は左の區分により、これを支給する。

一 所 長 月 額 一萬圓以内
 二 所 員 月 額 前號の八割以内

3 前項支給額の決定は經濟事情その他の事情を考慮して市長がこれを行つた。

(速記者手当)
 第二十五條 市議會において、もつぱら速記の事務に従事する職員に對しては、速記者手当を支給する。

2 前項の手当金は、月額千二百圓とする。

(訓練手当)
 第二十六條 警察、消防吏員にして、現任教養を命ぜられ、警察大學校又は國家消防院講習所及び管區警察學校高等部、警察學校又は消防學校に入校中のもの並びに語學教授を命ぜられて英語學校に入校中のものに對しては、左の區分により訓練手当を支給する。

警察大學校	月 額	五千圓
英語學校	月 額	三千圓
管區警察學校高等部	月 額	千圓
警察學校	月 額	四百圓
消防學校	月 額	三百圓
國家消防院講習所	月 額	五百圓
消防學校	月 額	三百圓

(特殊勤務手当の支給方法)
 第二十七條 特殊勤務手当(月額)として手当の支給を受けらるもの。の支給方法は、次の通りとする。

一 その月の十五日以前における新任者又は他からの轉勤者並びに十六日以後における退職者、死亡者、休職者又は他への轉勤者には、余月分を支給する。

二 その月の十五日以前における退職者、死亡者、休職者又は他への轉勤者並びに十六日以後における新任者又は他からの轉勤者には、當月分は、これを支給しない。

三 病氣又は私事のため、その月の全日数を欠勤した者並びに休職者には、これを支給しない。

四 訓練手当の支給に關しては、第一項の規定にかかわらず入校の日より退校の日までとし、日割計算による。日割計算及び支給額の端数計算については給料支給の例による。

(特殊勤務手当の支給期日)
 第二十八條 特殊勤務手当は、當月分を翌月中に、これを支給する。

2 退職若しくは死亡したときは、前項の規定にかかわらず支給することができる。

(その他)
 第二十九條 この規則に定める手当の支給を不當に受けていたものがあるときは、その不當に受けていた手当を返納させ、なお以後の手当は、これを支給しないことがある。

附 則

(この規則の適用)
 第一條 この規則は公布の日から、これを施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

(規則の廢止等)
 第二條 左に掲げる規則は、昭和二十五年三月三十一日限り、これを廢止する。

一 廣島市職員危険手当支給條例施行細則(昭和二十三年十一月一日廣島市規則第四十七號)
 二 廣島市特殊有技者手当支給規則(昭和二十四年十一月八日廣島市規則第四十七號)
 三 廣島市納税者手当支給規則(昭和二十三年六月十日廣島市規則第十九號)
 四 廣島市水道集金獎勵手当支給規則(昭和二十四年四月十五日廣島市規則第四號)
 五 廣島市火葬場向西館職員特別手当支給規則(昭和二十三年十月四日廣島市規則第四十一號)
 六 廣島市復興局職員現場勤務手当支給規則(昭和二十一年八月二十日廣島市規則第十八號)

第三條 廣島市職員就業規則(昭和二十四年十一月十日廣島市規則第五十一號)の一部を次のように改める。

第三十條中「廣島市職員危険手当支給條例、廣島市職員業務手当支給條例、廣島市納税者手当支給規則、廣島市水道集金獎勵手当支給規則」を削り、「廣島市特殊勤務手当支給規則」を加え、「廣島市火葬場向西館職員特別手当支給規則」及び廣島市復興局職員現場勤務手当支給規則

別表第二の(一)様式

年	月	日	所 屬	長 官
			廣島市長	危險手当支給資格認定申請書

別表第二の(二)様式

職 名	氏 名	從 事 内 容	從 事 程 度	支 給 額
甲		一 勞働安全衛生規則第四十八條第二號に掲げる業務に直接従事する者 二 従事者の注意如何にかかわらず甚大な被害のおそれある業務に直接従事する者 三 前二號に該當しなくても被害が致命的な業務に直接従事する者	その他参考認定	
乙		甲に掲げる業務に直接従事しないが環境その他により被害のおそれある者又は被害の程度輕微と認められた者		

備考一 申請書は二通提出し、職員課を経由する。
 二 二通のうち一通は、認定書として所屬長に返付する。
 三 從事の程度欄には一ヶ月間における從事の回数、危險の度合等を記入する。
 四 認定欄は職員課で記入する。

別表第二の(二)様式

職 名	氏 名	從 事 内 容	從 事 程 度	支 給 額
甲		一 勞働安全衛生規則第四十八條第二號に掲げる業務に直接従事する者 二 従事者の注意如何にかかわらず甚大な被害のおそれある業務に直接従事する者 三 前二號に該當しなくても被害が致命的な業務に直接従事する者	その他参考認定	
乙		甲に掲げる業務に直接従事しないが環境その他により被害のおそれある者又は被害の程度輕微と認められた者		

廣島市長 危險手当支給資格認定申請書

別表第二の(三)様式

廣島市長 廣島市助役 奥 田 達 郎

Table with columns for Name (氏名), Title (職名), and Count (回数). It lists names like 奥田達郎 and their respective positions and counts.

廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置、名稱及び管轄區域等に關する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

廣島市規則第二十六號

廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置、名稱及び管轄區域等に關する規則の一部を改正する規則。昭和三十五年七月一日。

廣島市規則第二十七號

廣島市建築相談所規則

(設置目的) 第一條 建築の改善と都市美の醸成並びに建築關係法規の周知を期し、平和都市の構想其現に關する諸問題の相談に應じ、健全な都市建設を圖るため、廣島市建築相談所(以下相談所という。)を設置する。

(業務) 第二條 相談所は廣島市役所内に置く。 第三條 相談所は第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 建築、設計の指導、啓蒙に關する事項 二 住宅金融公庫に關する事項 三 市街地建築物法並びに建築基準法に關する事項 四 その他一般建築に關する事項

廣島市規則第二十八號

廣島市勞務者就業規則

第一章 總則 第一條 廣島市長(以下市長という。)の施行する失業對策事業及び地方失業應急事業に従事する勞務者の就業については、法令に定めるものの外、この規則による。

(勞働時間及び休憩時間) 第四條 勞務者の就勞時間は、休憩時間を除き實働八時間とし、その時は、次の通りとする。 第五條 勞務者の一日の休憩時間は、次の通りとする。 一 午前八時より午後五時まで 二 晝の休憩 午後〇時より午後〇時四十分まで 三 午後の休憩 午後三時より午後三時十分まで

により作業に着手するこゝができないと認められた(雇入、解雇及び就勞) 第七條 勞務者は、所轄公共職業安定所から日々斡旋をうけて雇入れる。 第八條 勞務者は、日々雇入れるものであるから、雇入れ約は、日々更新するものとする。

し法に定める最高、最低額の範囲内においてその額を異にする。 第九條 賃金は、日拂を原則とし、毎日作業終了後現金を直接本人に支拂う。 第十條 次の各號の一に該當する場合には、前條にかかわらずその日の賃金を支拂うことができる。

委員は、第一助役、副委員長は市長、委員は各局の庶務擔當課長をもつてこれにあてる。 市長が必要があるを認めるときは、前項の委員以外の者を委員に委嘱することができる。 第三條 委員長は、委員会の會務を総理し、會議の議長となる。

第十一條 勞務者が次の各號の一に該當するときは、その者の雇入れを拒否し又は解雇し作業現場より退場せしめらる。 一 本人が就勞を拒否し、又は解雇を申出たとき 二 天災事變その他のやむを得ない事由のため事業の進行が不可能となつたとき

この規則は、昭和三十五年七月十日から、これを施行する。 廣島市長代理 奥 田 達 郎 廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則の一部を改正する規則 廣島市長代理 奥 田 達 郎 廣島市助役 奥 田 達 郎

廣島市報 復活第五十一號

第一條 廣島市警務局(以下警務局)の圓滑なる運営を圖るため、廣島市警務局警務委員會(以下委員會)を置く。

第二條 委員會は市長の諮問に應じ、警務に關する重要事項を審議する。

第三條 委員會は委員長、副委員長及び委員若干名をもつて組織する。

第四條 委員は市議會議員及び市關係吏員並びに馬事有識者の中から市長がこれを委嘱又は任命し、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

第五條 委員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。任期中辭任した委員の後任者の任期は、前任者の殘任期間とする。

第六條 委員長は會務を総理する。

第七條 委員長、副委員長ともに事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第八條 委員會は必要の都度委員長がこれを招集する。

第九條 前各條に定めるものの外、委員會に關し必要な事項は委員長が別にこれを定める。

附則
この規則は公布の日からこれを施行する。

廣島市CIE圖書館規則を廢止する規則を次のように制定する。

昭和二十五年七月十九日
廣島市長代理 奥田達郎
廣島市助役 奥田達郎

廣島市規則第三十二號
廣島市CIE圖書館規則を廢止する規則
廣島市CIE圖書館規則(昭和二十三年二月二十日規則第三十五號)はこれを廢止する。

附則
この規則は、昭和二十五年三月三十一日から適用する。

廣島市告示第三十八號
傳染病預防法施行規則(大正十二年八月廣島縣令第四十九號)第二十四條により施行すべき清潔方法及びその期間を左の通り定める。

昭和二十五年六月二十三日
廣島市長代理 奥田達郎
廣島市助役 奥田達郎

一 清潔方法施行要領

(一) 家は掃除着手のはじめに建具を開放し空気を流通せしめること

(二) 常用の衣類、寝具、疊その他の敷物及び蒸氣を帯びた雑具はこれを屋外に取出しよく日光に曝すこと

(三) 床板の全部又は一部を取外し床下の乾燥を圖りくまなく掃除し蒸氣のある箇所には乾燥した土砂を撒布すること

(四) 家庭の内外をよく掃除し特に臺所流し、浴室流し、下水管、汚水溝、便所等は清潔にし破損せる箇所は修理すること

(五) 殊に野蠻な危険なばねの温床なるから撤去するか又は完全な蓋をして蛆をこらす薬品を投入すること

(六) 「ごみ箱」は各戸必らず蓋のある完全なるものを設備すること

(七) 飲用井戸は井戸側、井戸流し、釣瓶を掃除し井底を浚すこと

(八) 塵芥、汚泥は箱若しくは俵等に入れて路傍に運び散逸させないこと

二 期日は下記の通り但し雨天の場合は順次これを繰下げること

昭和二十五年定期清潔方法施行日割表

施行月日	出張	所名	施行区域
七月十四日	牛田	牛田町(東區、南區、早稲田區、本町區、神田區、丹土區、新町區)	
十五日	尾長	若草町(西、東)、曙町(西、東)、東尾長町(西、東)、三本松、西山根、東山根、片河、尾長、岩鼻)	

十七日	青崎	仁保町の内青崎、東青崎、堀越、本町、中町、大原、小磯
十八日	荒神	東山、新町、中町、大原町、金屋町、須賀町、上、中、下、松原町、猿橋町、大須賀町(上)
十九日	比治山	大洲町(東、西、南、南魚屋、段原、東浦町下組、中町中組、中町下組、山崎町日出町、南段原町(一丁目、二丁目、東雲町(上組、南組))
二十日	仁保	仁保町の内本浦、淵崎、梓木
二十一日	大河	仁保町の内日字津、丹波、大河(南比治山本町、旭町、川上町、霞町二丁目(東、西)、皆賀町三丁目(東、西))
二十二日	皆賀	皆賀町(一區、二區、三區、四區、四丁目、五丁目、六丁目、日出、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、八區、九區、十二區、十三區)元宇品町水上降保
二十四日	宇品	宇品町(一區、二區、三區、四區、四丁目、五丁目、六丁目、日出、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、八區、九區、十二區、十三區)元宇品町水上降保
二十五日	似島	似島町
二十六日	基町	東白鳥町、白鳥、九軒町、東中町、北中町、西中町、中町、西白鳥二葉、里、基町(第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百)
二十七日	小網町	中廣町(一丁目、本町、北町、上天満町(北、東、西、南)、西天満町(上組、下組)、天満町(一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、十二丁目、十三丁目、十四丁目、十五丁目、十六丁目、十七丁目、十八丁目、十九丁目、二十丁目、二十一丁目、二十二丁目、二十三丁目、二十四丁目、二十五丁目、二十六丁目、二十七丁目、二十八丁目、二十九丁目、三十丁目、三十一丁目、三十二丁目、三十三丁目、三十四丁目、三十五丁目、三十六丁目、三十七丁目、三十八丁目、三十九丁目、四十丁目、四十一丁目、四十二丁目、四十三丁目、四十四丁目、四十五丁目、四十六丁目、四十七丁目、四十八丁目、四十九丁目、五十丁目、五十一丁目、五十二丁目、五十三丁目、五十四丁目、五十五丁目、五十六丁目、五十七丁目、五十八丁目、五十九丁目、六十丁目、六十一丁目、六十二丁目、六十三丁目、六十四丁目、六十五丁目、六十六丁目、六十七丁目、六十八丁目、六十九丁目、七十丁目、七十一丁目、七十二丁目、七十三丁目、七十四丁目、七十五丁目、七十六丁目、七十七丁目、七十八丁目、七十九丁目、八十丁目、八十一丁目、八十二丁目、八十三丁目、八十四丁目、八十五丁目、八十六丁目、八十七丁目、八十八丁目、八十九丁目、九十丁目、九十一丁目、九十二丁目、九十三丁目、九十四丁目、九十五丁目、九十六丁目、九十七丁目、九十八丁目、九十九丁目、第一百)
二十八日	舟入	舟入幸町(東、中、西)、舟入川口町(東、中、西、南、北)、舟入本町(東、中、西、南、北)

二十九日	觀音	東觀音町(一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、十二丁目、十三丁目、十四丁目、十五丁目、十六丁目、十七丁目、十八丁目、十九丁目、二十丁目、二十一丁目、二十二丁目、二十三丁目、二十四丁目、二十五丁目、二十六丁目、二十七丁目、二十八丁目、二十九丁目、三十丁目、三十一丁目、三十二丁目、三十三丁目、三十四丁目、三十五丁目、三十六丁目、三十七丁目、三十八丁目、三十九丁目、四十丁目、四十一丁目、四十二丁目、四十三丁目、四十四丁目、四十五丁目、四十六丁目、四十七丁目、四十八丁目、四十九丁目、五十丁目、五十一丁目、五十二丁目、五十三丁目、五十四丁目、五十五丁目、五十六丁目、五十七丁目、五十八丁目、五十九丁目、六十丁目、六十一丁目、六十二丁目、六十三丁目、六十四丁目、六十五丁目、六十六丁目、六十七丁目、六十八丁目、六十九丁目、七十丁目、七十一丁目、七十二丁目、七十三丁目、七十四丁目、七十五丁目、七十六丁目、七十七丁目、七十八丁目、七十九丁目、八十丁目、八十一丁目、八十二丁目、八十三丁目、八十四丁目、八十五丁目、八十六丁目、八十七丁目、八十八丁目、八十九丁目、九十丁目、九十一丁目、九十二丁目、九十三丁目、九十四丁目、九十五丁目、九十六丁目、九十七丁目、九十八丁目、九十九丁目、第一百)
三十一日	已斐	東本町(一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、十二丁目、十三丁目、十四丁目、十五丁目、十六丁目、十七丁目、十八丁目、十九丁目、二十丁目、二十一丁目、二十二丁目、二十三丁目、二十四丁目、二十五丁目、二十六丁目、二十七丁目、二十八丁目、二十九丁目、三十丁目、三十一丁目、三十二丁目、三十三丁目、三十四丁目、三十五丁目、三十六丁目、三十七丁目、三十八丁目、三十九丁目、四十丁目、四十一丁目、四十二丁目、四十三丁目、四十四丁目、四十五丁目、四十六丁目、四十七丁目、四十八丁目、四十九丁目、五十丁目、五十一丁目、五十二丁目、五十三丁目、五十四丁目、五十五丁目、五十六丁目、五十七丁目、五十八丁目、五十九丁目、六十丁目、六十一丁目、六十二丁目、六十三丁目、六十四丁目、六十五丁目、六十六丁目、六十七丁目、六十八丁目、六十九丁目、七十丁目、七十一丁目、七十二丁目、七十三丁目、七十四丁目、七十五丁目、七十六丁目、七十七丁目、七十八丁目、七十九丁目、八十丁目、八十一丁目、八十二丁目、八十三丁目、八十四丁目、八十五丁目、八十六丁目、八十七丁目、八十八丁目、八十九丁目、九十丁目、九十一丁目、九十二丁目、九十三丁目、九十四丁目、九十五丁目、九十六丁目、九十七丁目、九十八丁目、九十九丁目、第一百)
九月一日	三篠	山手町(一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、十二丁目、十三丁目、十四丁目、十五丁目、十六丁目、十七丁目、十八丁目、十九丁目、二十丁目、二十一丁目、二十二丁目、二十三丁目、二十四丁目、二十五丁目、二十六丁目、二十七丁目、二十八丁目、二十九丁目、三十丁目、三十一丁目、三十二丁目、三十三丁目、三十四丁目、三十五丁目、三十六丁目、三十七丁目、三十八丁目、三十九丁目、四十丁目、四十一丁目、四十二丁目、四十三丁目、四十四丁目、四十五丁目、四十六丁目、四十七丁目、四十八丁目、四十九丁目、五十丁目、五十一丁目、五十二丁目、五十三丁目、五十四丁目、五十五丁目、五十六丁目、五十七丁目、五十八丁目、五十九丁目、六十丁目、六十一丁目、六十二丁目、六十三丁目、六十四丁目、六十五丁目、六十六丁目、六十七丁目、六十八丁目、六十九丁目、七十丁目、七十一丁目、七十二丁目、七十三丁目、七十四丁目、七十五丁目、七十六丁目、七十七丁目、七十八丁目、七十九丁目、八十丁目、八十一丁目、八十二丁目、八十三丁目、八十四丁目、八十五丁目、八十六丁目、八十七丁目、八十八丁目、八十九丁目、九十丁目、九十一丁目、九十二丁目、九十三丁目、九十四丁目、九十五丁目、九十六丁目、九十七丁目、九十八丁目、九十九丁目、第一百)
二日	草津	草津(南町、濱町、本町、東町)庚午本町、古田町、田方、古江、
三日	中央	東本町(一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、十二丁目、十三丁目、十四丁目、十五丁目、十六丁目、十七丁目、十八丁目、十九丁目、二十丁目、二十一丁目、二十二丁目、二十三丁目、二十四丁目、二十五丁目、二十六丁目、二十七丁目、二十八丁目、二十九丁目、三十丁目、三十一丁目、三十二丁目、三十三丁目、三十四丁目、三十五丁目、三十六丁目、三十七丁目、三十八丁目、三十九丁目、四十丁目、四十一丁目、四十二丁目、四十三丁目、四十四丁目、四十五丁目、四十六丁目、四十七丁目、四十八丁目、四十九丁目、五十丁目、五十一丁目、五十二丁目、五十三丁目、五十四丁目、五十五丁目、五十六丁目、五十七丁目、五十八丁目、五十九丁目、六十丁目、六十一丁目、六十二丁目、六十三丁目、六十四丁目、六十五丁目、六十六丁目、六十七丁目、六十八丁目、六十九丁目、七十丁目、七十一丁目、七十二丁目、七十三丁目、七十四丁目、七十五丁目、七十六丁目、七十七丁目、七十八丁目、七十九丁目、八十丁目、八十一丁目、八十二丁目、八十三丁目、八十四丁目、八十五丁目、八十六丁目、八十七丁目、八十八丁目、八十九丁目、九十丁目、九十一丁目、九十二丁目、九十三丁目、九十四丁目、九十五丁目、九十六丁目、九十七丁目、九十八丁目、九十九丁目、第一百)

廣島市告示第三十九號
昭和二十五年六月二十三日
廣島市長代理 奥田達郎
廣島市助役 奥田達郎

第十四回特定換地指定地及び第十四回特定換地指定地指定取消の要領について

一、未指定地指定換地指定及び指定取消の要領

(一) 廣島市特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に作らるる土地は、土地區劃整理委員會の諮問を経て換地指定地が決定したから、關係者は東部復興事務所において詳細承知されたい。

廣島市報 復活第五十一號

(二) 土地所有者に對する換地指定地の指定通知書は、土地所有届を提出した人のみ送達する。なほ、土地所有届を未だ提出していない人は至急届出されたい。

(三) 今回發表の土地を賣買又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取返が願いたい。万一連絡がない場合は、決定した換地を取消することに立至ることあるから必ず連絡方實行されたい。

(四) 前記換地指定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については追つて指定する。

記

(一) 大手町七丁目一〇番地松野水春美外四十三件未指定地補充換地指定地

(二) 桐木町九五〇番地ノ四若山武雄外百二十一件換地指定地變更

二、換地指定地借地権指定

(一) 廣島市特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記換地指定地借地権の指定は土地區劃整理委員會の諮問を経て決定したから關係者は東部復興事務所において詳細承知されたい。

記

(一) 資町四百三十九番地ノ六

三、換地指定地指定取消

廣島市特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴い先に指定した左記換地指定地は土地區劃整理委員會の諮問を経て取消したから關係者は東部復興事務所において詳細承知されたい。

記

白鳥九軒町四十二番地ノ七外四件
即係圖書檢査場所

廣島市長代理 奥田達郎
廣島市助役 奥田達郎

廣島市告示第四十號
昭和二十五年六月二十三日
廣島市長代理 奥田達郎
廣島市助役 奥田達郎

廣島市特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に作らるる土地は、土地區劃整理委員會の諮問を経て換地指定地が決定したから、關係者は東部復興事務所において詳細承知されたい。

廣島市報 復活第五十一號

廣島市長代理 奥田達郎
廣島市助役 奥田達郎

土地立入りについて

廣島市計畫事業土地區劃整理施行のため、左記により土地立入りをすから、都市計畫法第十二條及び耕地整理法第七條の規定により告示する。

一、目的 土地測量又は検査をなし障害の竹、木、土、石を移轉若しくは除去せしめるため

二、場所 廣島市草津町附近土地區劃整理地區及びその周邊一圓

三、期日 自昭和二十五年七月一日の日出より日没まで、至昭和二十六年三月三十一日までの間

四、右目的に従事するものは身分證明書を携帯する。

(添附圖面省略)

廣島市告示第四十一號
昭和二十五年七月十八日

豫防接種法(昭和二十三年法律第六十八號)第六條に基く種痘接種を左の通り施行する。

昭和二十五年七月十八日

廣島市長代理 奥田達郎
廣島市助役 奥田達郎

一、対象 昨年(十一月)施行の際接種を受けなかつた者

二、経費 一人 十圓

三、日時 自昭和二十五年七月二十五日 至昭和二十五年七月三十一日

四、時間 午後一時より午後七時まで(但し病室は診察時間中)

五、實施場所

廣島市保健所、國立廣島病院、縣立廣島病院、縣立厚生病院、鐵道病院、聖徳病院、中肥病院、日赤病院、記念病院、船入病院、西診療所、比治山病院

以上十二ヶ所(日曜日を除く)

七月二十五日(火) 青嶺小學校
 七月二十六日(水) 段原小學校
 七月二十七日(木) 牛田安樂寺
 七月二十八日(金) 大芝小學校
 七月二十九日(土) 三篠小學校
 七月三十日(日) 巴斐小學校
 七月三十一日(月) 江波小學校(二ヶ所)

◎選舉管理委員會告示

廣選管告示甲第二十五號
 廣島市選舉管理委員會を左記により開催する。
 昭和二十五年七月十一日
 廣島市選舉管理委員會
 委員長 平 井 憲 太郎

一、日 時 昭和二十五年七月十四日午後二時
 一、場 所 廣島市役所
 一、議 題 一、海區漁業調整委員會委員選舉投票區並
 びに開票區の設定について
 一、同投票管理区及び同代理者並びに開票
 管理、及び同代理者の選任について

廣選管告示甲第二十九號

漁業法第九十四條において準用する公職選舉法第十七條の
 規定による安藝海區漁業調整委員會委員選舉における投票
 區域を左記の通り定め、次の選舉より施行する。
 昭和二十五年七月十五日
 廣島市選舉管理委員會
 委員長 平 井 憲 太郎

安藝海區漁業調整委員會委員選舉廣島市投票區域表

投票區	投票區に屬する區域
仁保町の内(通稱青崎、東青崎、堀越、向洋本 町、向洋中町、向洋大原町、小磯に屬する區域)	仁保町の内(通稱青崎、東青崎、堀越、向洋本町、向洋中町、向洋大原町、小磯に屬する區域)

仁保投票區 仁保町の内(通稱青崎、東青崎、堀越、向洋本町、向洋中町、向洋大原町、小磯に屬する區域)	江波投票區 河原町、舟入町、舟入幸町、舟入本町、舟入川口町、舟入南町一丁目、舟入南町二丁目、舟入南町三丁目、舟入南町四丁目、舟入南町五丁目、舟入南町六丁目、江波町
草津投票區 古田町、庚午北町一丁目、庚午北町二丁目、庚午北町三丁目、庚午北町四丁目、庚午北町五丁目、庚午北町六丁目、庚午北町七丁目、庚午北町八丁目、庚午北町九丁目、庚午北町十丁目、草津東町、草津北町一丁目、草津北町二丁目、草津南町	似島投票區 似島町

◎公安委員會告示

廣公委告示第一號
 廣島市自動車運轉免許規程(昭和二十三年三月七日廣公委告示第二號)の一部を次のように改正する。
 昭和二十五年七月二十日
 廣島市公安委員會

第三條第一項中「令第四十二條」を「令第四十二條の二第一項」に改め、「三」を削る。
 同條第二項中「存學中自動車に關する學科を習得した旨の證明書及び令第四十四條第一項第三條に該當するものは」を削り、「運轉免許證又はその寫を添えなければならぬ」を「運轉免許證若しくはその寫又はこれに準ずるに信するに足りる證明書を添えなければならぬ」に改める。
 第四條中「令第四十五條第一項」を「令第四十二條の二第二項」に改める。
 第四條の次に次の一條を加える。
 第四條の二 令第四十二條の二第三項の規定によつて練習のための仮運轉免許を受けようとする者は別記様式第二號の二の申請書に第三條に規定する書類を添えて申請しなければならない。
 第五條中「令第四十二條第二項第一號乃至第三號」を「令第四十二條第一項第一號乃至第四號」に改める。
 同條第一項第三號中「萬國」の下に「標準」を加える。

同條第一項第八號を次のように改める。
 前各號の外、性態及び身体に著しい欠陥があり又は公共の安全を齟齬に有害であるに信するに足りる相當の理由があり、自動車を運轉するに適しないを認めたる者
 第五條の次に「第三章運轉免許證」を加え、第六條の次の「第三章運轉免許證」を削る。
 第六條第一項中「第三條第一項の事項及び」を削り、同條中「令第四十四條の二」を「令第四十四條の三」に改め「合格證明書」を「合格通知書」に改める。
 第九條に次の二項を加える。
 前項の検査を行うときは、別に定めるところにより身体検査を行う。
 前項の身体検査を行う場合、令第四十八條第三項及び令第四十五條の三の規定による運轉免許の更新條件は、身体的欠陥がその設備整備をすることによつて、身体的適格者その他等異なる安全運轉の状態を十分補われ得るものでなければならぬ。
 第十一條中「令第五十二條」を「令第五十二條第一項第一號及び第二號」に改める。
 様式を次のように改める。
 別記様式第一號(第三條の規定によるもの)
 自動車運轉免許申請書

師の診断書並びに試験手数料百圓(収入印紙)を添えて申請いたします。
 昭和 年 月 日
 氏名
 廣島縣公安委員會
 自動車運轉免許申請書

月籍抄本、醫師の診断書並びに手数料七十圓(収入印紙)を添えて申請いたします。
 昭和 年 月 日
 氏名
 廣島縣公安委員會
 別記様式第三號(第六條の規定によるもの)
 自動車運轉免許(仮運轉免許)證下附申請書

寫眞貼付欄
 現に有する運轉免許證の有効期間
 及有効期間
 自動車の種類
 運轉しようとする
 自動車の種類
 本籍又は國籍
 住所又は
 滞在
 氏名
 生年月日

寫眞貼付欄
 紙様式第二號の二(第四條の二の規定によるもの)
 練習のための自動車運轉免許申請書
 昭和 年 月 日
 氏名
 廣島市公安委員會

寫眞貼付欄
 二 免許證の種類
 免許證の番號
 交付年月日 年 月 日交付
 三 運轉地
 四 新運轉地
 右の通り新運轉地を變更しましたら寫眞一葉及び免許證を添えて届け出たします。
 昭和 年 月 日
 氏名
 廣島市公安委員會

寫眞貼付欄
 現に運轉免許を有する種類番號
 交付年月日
 交付公安委員會
 氏名
 生年月日

寫眞貼付欄
 紙様式第二號の二(第四條の二の規定によるもの)
 練習のための自動車運轉免許申請書
 昭和 年 月 日
 氏名
 廣島市公安委員會

寫眞貼付欄
 二 免許證の種類
 免許證の番號
 交付年月日 年 月 日交付
 三 運轉地
 四 新運轉地
 右の通り新運轉地を變更しましたら寫眞一葉及び免許證を添えて届け出たします。
 昭和 年 月 日
 氏名
 廣島市公安委員會

欄付貼紙印入收(のいなしを印消)

申請者	氏名	住所	本籍
生年月日	氏名	住所	本籍

欄付貼紙印入收(のいなしを印消)

申請者	氏名	住所	本籍
生年月日	氏名	住所	本籍

欄付貼紙印入收(のいなしを印消)

申請者	氏名	住所	本籍
生年月日	氏名	住所	本籍

寫真二葉 仮貼付欄

廣島市公安委員會 昭利 年 月 日 氏名

料百圓 收入證紙を添えて申請いたします。

廣島市公安委員會 昭利 年 月 日 氏名

第五條 通告を受けた營業者は、聽聞の期日及び場所から出頭する...

第六條 聽聞會は、二名以上の公安委員、當該處分に關係がある警察吏員...

第七條 通告を受けた營業者が、正當の事由がなく聽聞の期日及び場所に出頭しないときは...

第八條 聽聞を受ける營業者は自己の自由な意思により聽聞の機會を利用する權利を放棄することができる...

第九條 聽聞の場所(以下聽聞會場といふ)は廣島市警察局長とする...

第十條 聽聞は公安委員の主宰により公開して行ふ。但し、傍聽者が發言することのできない...

第十一條 聽聞を受ける營業者は、證人又は辯護人を自ら同伴することを得る...

第十二條 公安委員會は營業者、立會警察吏員又は證人のうち、必要と認めらるる者につき聽聞する...

辭令

廣島市技術吏員に任命する 門田 稻雄

廣島市技術吏員に任命する 村 上 幸彦

廣島市技術吏員に任命する 四 國 五 郎

廣島市技術吏員に任命する 大 島 謙 人

廣島市技術吏員に任命する 遠 藤 谷 政 人

廣島市技術吏員に任命する 横 山 孟

廣島市技術吏員に任命する 宮 崎 明 徳

廣島市技術吏員に任命する 大 島 謙 人

廣島市技術吏員に任命する 遠 藤 谷 政 人

廣島市技術吏員に任命する 横 山 孟

廣島市技術吏員に任命する 宮 崎 明 徳

廣島市技術吏員に任命する 大 島 謙 人

廣島市技術吏員に任命する 遠 藤 谷 政 人

廣島市技術吏員に任命する 横 山 孟

廣島市技術吏員に任命する 宮 崎 明 徳

廣島市技術吏員に任命する 大 島 謙 人

廣島市技術吏員に任命する 遠 藤 谷 政 人

廣島市技術吏員に任命する 横 山 孟

廣島市技術吏員に任命する 宮 崎 明 徳

廣島市報 復活第五十一號

昭利 年 月 日 氏名

事務員	尾崎 昭介
〃	國近 稔
〃	小川 善行
〃	木内 義輝
〃	石原 芳夫
〃	平岡 堯
〃	甲斐 正義
囑託	佐々木 英男
事務員	中泉 實
〃	佐々木 隆夫
〃	田中 利夫
〃	河野 辰男
〃	松田 類登
〃	吉岡 勉
〃	井上 一正
〃	十川 茂
〃	堀内 竹春
〃	山出 清磨
〃	清水 勘三
〃	地京 敏信
技術員	織田 保
事務員	井上 忠行
〃	水岡 博
〃	突戸 信一
〃	正垣 武夫

廣島市技術吏員に任命する	囑託	中野 敏
〃	技術員	矢野 博
〃	事務員	増野 博
〃	技術員	谷本 俊行
〃	事務員	濱田 徳
〃	技術員	幸田 正夫
〃	事務員	増井 何時郎
〃	〃	松本 正夫
〃	〃	細川 義夫
〃	〃	花谷 潔
〃	〃	石田 勳
〃	〃	藤本 勳
〃	〃	後藤 賢
〃	〃	山本 義明
〃	〃	永井 英一
昭和三十五年七月十五日(各通)	事務員	満田 法策
昭和三十五年七月十五日(各通)	技術員	牧村 武男
昭和三十五年七月十五日(各通)	事務員	牛尾 嚴作
昭和三十五年七月十八日	事務員	牛尾 嚴作

出張所別	人口	全上前月分の比較	
		増(△)	減(▽)
牛田	八、四九三	△	三
尾長	三、二九一	△	三
青崎	九、六九〇	△	三
荒神	一、九三三	△	三
比山	一、五七七	△	三
仁保	五、四〇〇	△	三
大河	一、〇三三	△	三
大谷	一、五〇六	△	三
皆實	三、二七二	△	三
字品	三、二七二	△	三
似島	二、二二二	△	三
基町	三、八八二	△	三
小網	一、三〇一	△	三
舟入	二、一七一	△	三
觀音	一、八六二	△	三
己斐	一、二九六	△	三
三篠	一、六五一	△	三
草津	一、三三三	△	三
中央	三、四八二	△	三
計	二〇、六三一	△	三

◎ 雑 報

出張所々管區域別人口世帯状況(昭三十五年七月一日現在)

廣島市役所

昭和二十五年